

やまぐち子ども・子育て応援プラン

(山口県こども計画)

(最終案)



令和7年(2025年)2月
山口県

表紙の絵：令和6年度こどもまんなか児童福祉月間 絵画部門 最優秀作品
[大場 信行（おおば のぶゆき）さん：山口市立さくら小学校]

《目 次》

第1章	策定に当たって	
1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの性格・位置付け	1
3	プランの期間	1
第2章	山口県の子どもを取り巻く現状と課題	
1	人口の減少と少子化の現状	2
2	少子化の影響	3
3	少子化の要因と背景	3
4	子どもや子育てを取り巻く環境の変化	4
5	県民意識調査の結果	9
6	子どもへのアンケートの結果	10
第3章	プランの概要	
1	基本目標	12
2	目指す姿と取組の方向・視点	12
3	施策体系	14
第4章	施策の具体的な展開	
I	結婚の希望を叶えるための支援	15
II	妊娠・出産の希望を叶えるための支援	19
III	安心して子育てできる環境づくり	23
IV	困難を有する子どもへの支援	38
V	安心して子どもを産み育てるために必要な担い手の確保・資質向上	44
VI	働き方改革の推進	48
VII	子どもと子育てにやさしい社会づくり	52
第5章	教育・保育の確保方策等	
1	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	59
2	認定こども園の設置目標	61
3	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の必要見込数	62
4	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町との連携	62
第6章	計画の推進	
1	計画の推進体制	82
2	計画の点検・評価	83
資料編		
○	数値目標一覧	85
○	参考：社会的養護関連の数値目標	90
○	やまぐち子ども・子育て応援プランの施策展開とこども大綱の関連表	94
○	子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例	96
○	山口県子育て文化審議会規則	100
○	山口県子育て文化審議会委員名簿	101
○	用語解説	102

※本プランにおいては、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合等を除き、本プランの策定根拠である「子育て文化創造条例」と同様に「子ども」表記としています。

※本文中に「*」を記した語句については、巻末の用語解説において、その解説を記載しています。

第1章 策定に当たって

1 プラン策定の趣旨

豊かな自然と多様な文化に恵まれた山口県において、次代の社会を担うすべての子どもが夢と希望を持ち、健やかに育つことは、私たち山口県民の願いです。

こうした中、本県の出生数は、平成28年（2016年）に1万人を割り込んだ後も減少を続け、令和5年（2023年）には7,189人となり、合計特殊出生率*も1.40と低下傾向にあるなど、少子化に歯止めがかからない厳しい状況です。

その背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担など、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っています。

今後も更なる人口減少が見込まれる中、将来にわたって地域の活力を維持・創出し、本県の未来を確かなものにしていくためには、少子化の流れを変える取組を強化していく必要があります。

このため、「やまぐち未来維新プラン」においても、「結婚、妊娠・出産、子育て応援プロジェクト」を重点的に進める施策として掲げ、若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子どもを産み育てることができるよう、子どもと子育て世帯を支える県づくりを社会全体で積極的に推進していくこととしています。

本プランは、この方針を踏まえ、社会全体で子どもと子育て世帯を支え、次世代を担う全ての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを目指す「みんなで子育て応援山口県」を推進するための5年間の計画として策定するものです。

2 プランの性格・位置付け

本プランは、「子育て文化創造条例」第12条の規定に基づく計画として策定するものです。

併せて、「こども大綱*」を勘案し、こども基本法第10条に基づく「こども計画」など、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定します。

本プランの性格・位置付け
・子育て文化創造条例第12条に基づく計画
・子ども・子育て支援法第62条に基づく計画
・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく計画
・こども基本法第10条に基づく計画
・子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく計画
・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく計画
・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく計画
・こども家庭庁支援局長通知（R6.3.12付）に基づく計画

3 プランの期間

このプランの期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

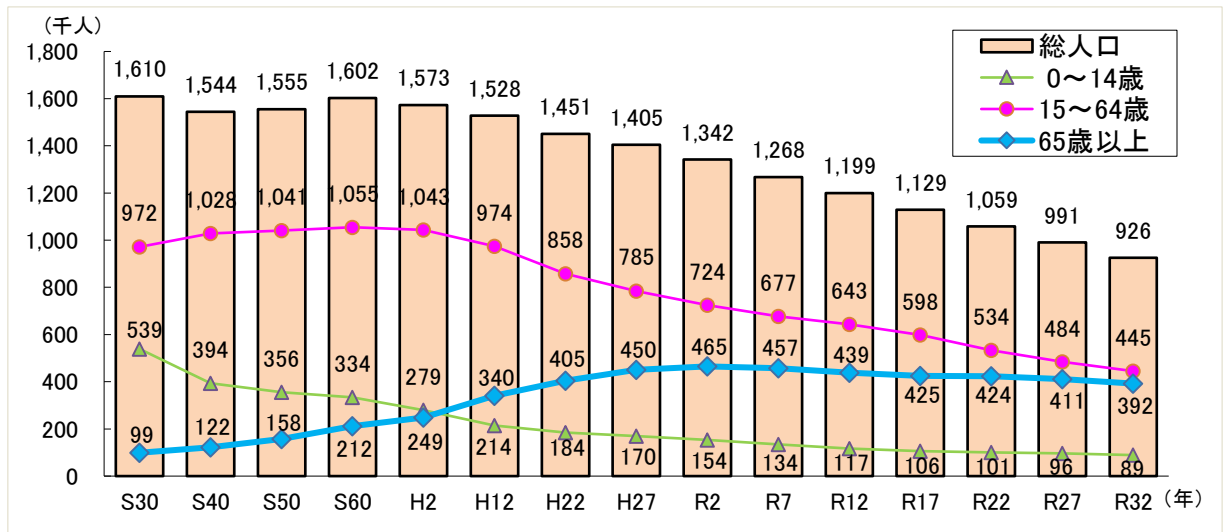
第2章 山口県の子どもを取り巻く現状と課題

1 人口の減少と少子化の現状

(1) 人口の減少

山口県の人口は、昭和60年（1985年）以降減少を続け、令和2年（2020年）には134万2千人まで減少しています。人口減少率はさらに拡大し、令和2年（2020年）から令和32年（2050年）までに約42万人（31%）減少する見込みです。

図1 山口県における人口推計と将来推計



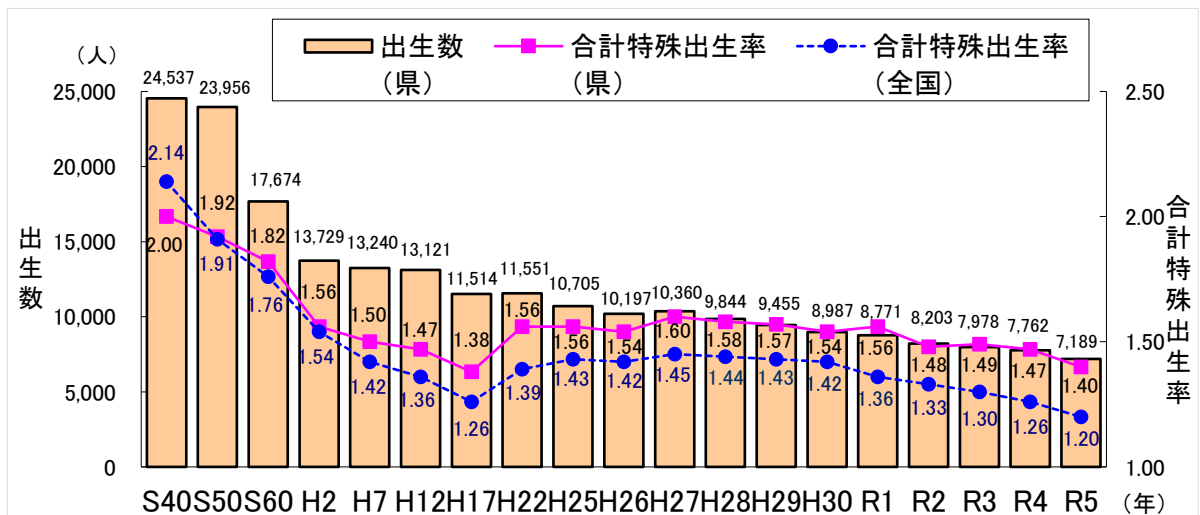
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」（令和5年12月推計）※R2以前は総務省「国勢調査」
※総人口は年齢不詳を含むため、3区分の人口の総和と必ずしも一致しない。

(2) 少子化の現状

令和5年（2023年）に山口県で生まれた子どもの数は7,189人で、平成2年（1990年）から概ね30年間で約48%減少しています。

また、合計特殊出生率*は1.40で、全国平均1.20を上回りますが、人口置換水準（人口を維持することができる水準）2.07を大きく下回っており、依然として少子化の進行に歯止めがかからない厳しい状況にあります。

図2 出生数と合計特殊出生率の推移



(出典) 厚生労働省「人口動態統計」

2 少子化の影響

少子化の急速な進行は、生産年齢人口（15～64 歳人口）の減少による産業・経済へのマイナスの影響をはじめ、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力の低下、防犯、消防等の住民活動の衰退など、県民一人ひとりの生活に深刻な影響を及ぼします。

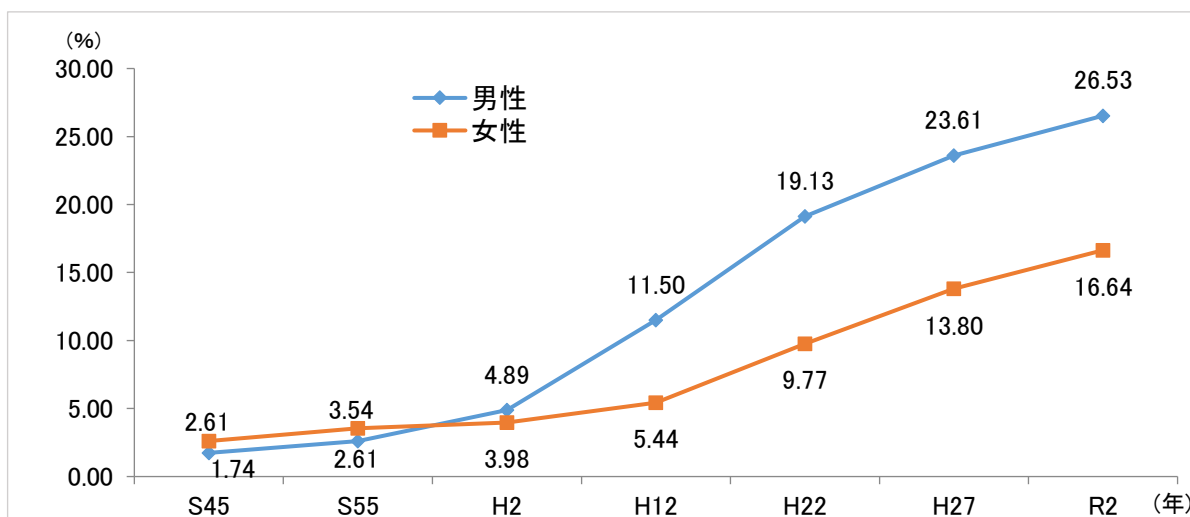
子ども同士の交流機会の減少により、自主性や社会性がはぐくまれにくくなるなど子どもの健やかな成長への影響が懸念されます。

3 少子化の要因と背景

(1) 未婚化

少子化の要因として、未婚化や晩婚化が指摘されています。山口県においても、50 歳時未婚率（50 歳時点で一度も結婚したことの無い人の割合）は上昇しており、女性に比べて男性の方が著しく高い傾向が見られます。

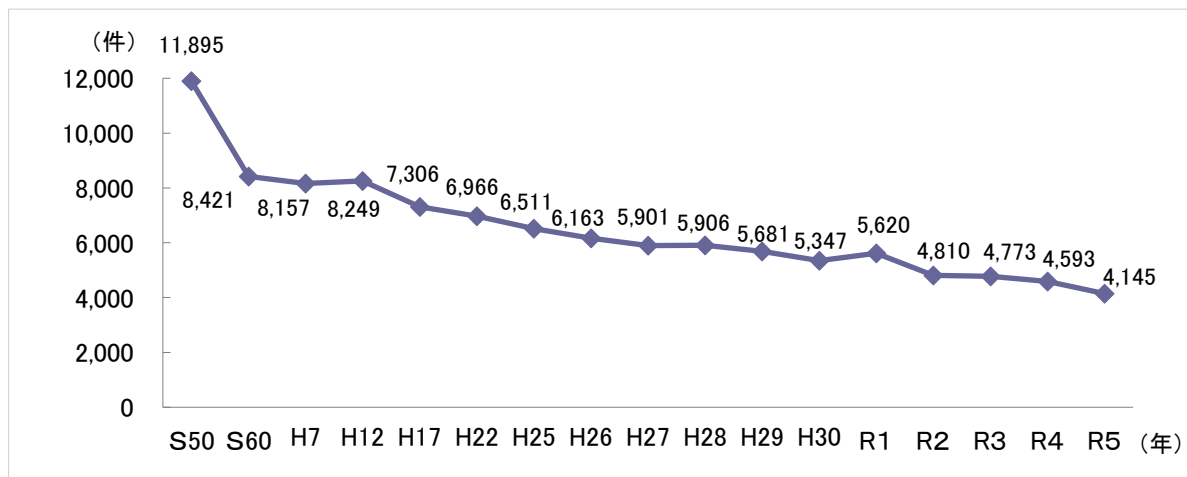
図3 山口県における男女の 50 歳時未婚率の推移



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2022)」

令和5年(2023年)の山口県における婚姻件数は4,145件となり、減少傾向が続いています。

図4 山口県における婚姻件数の推移

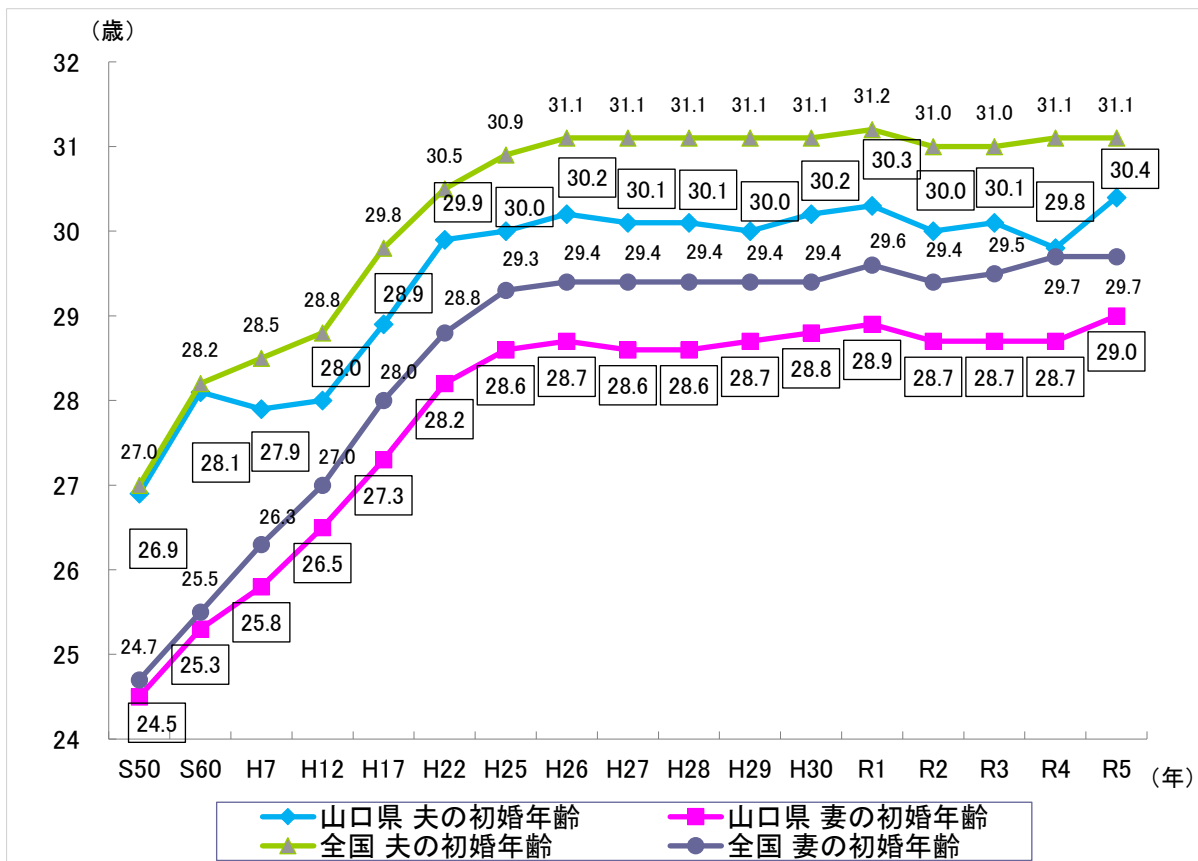


(出典) 厚生労働省「人口動態統計」

(2) 晩婚化

令和5年(2023年)の山口県における夫の初婚年齢は30.4歳と全国の31.1歳と比べて0.7歳低く、妻の初婚年齢は29.0歳と全国の29.7歳と比べて0.7歳低くなっていますが、近年は横ばいの状況が続くなかで過去最高となっており、晩婚化が進行しています。

図5 初婚年齢の推移



(出典) 厚生労働省「人口動態統計」

4 子どもや子育てを取り巻く環境の変化

価値観やライフスタイルが多様化するなか、家族形態の変化や共働き世帯の割合の増加などにより、多様なニーズに応じた子育て支援や子育てと仕事が両立できる環境づくりが一層求められています。

また、地域におけるつながりの希薄化などにより、家庭が孤立し、子育てに不安や悩みを持つ親が増加しており、社会全体で子育てを支援していくことも重要です。

さらに、子どもの貧困問題をはじめ、いじめや不登校、児童虐待*など子どもたちの抱える困難は多様化・複雑化し、ヤングケアラー*の存在が認識され始めるなど、子どもに関わる社会課題への取組がより重要となっています。

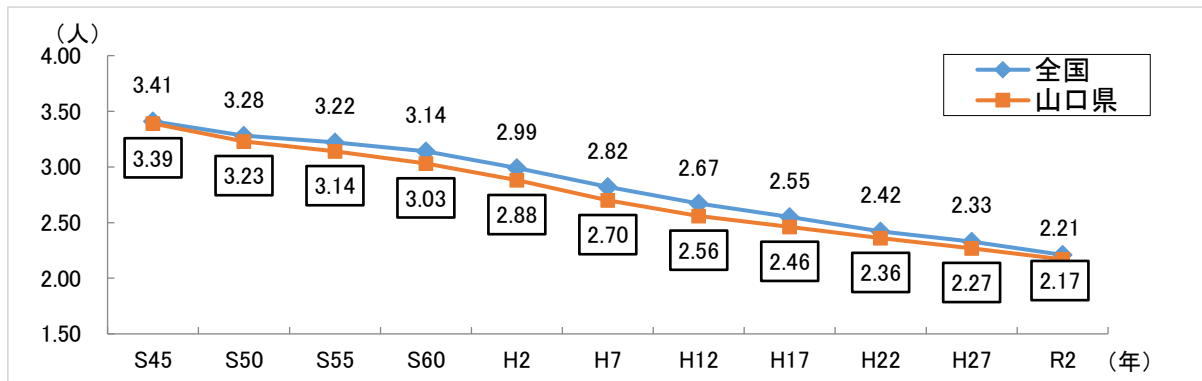
このような中、国では「こども大綱*」や「こども未来戦略*」を決定し、子ども・子育て支援法等の一部改正など、こども・子育て政策の抜本的な強化に向けた取組が進んでおり、本県においても、こうした動きに合わせて地域の実情に応じたきめ細かな対策を強化していくことが必要です。

(1) 家族形態の変化

山口県における1世帯当たりの平均人員は減少を続けています。

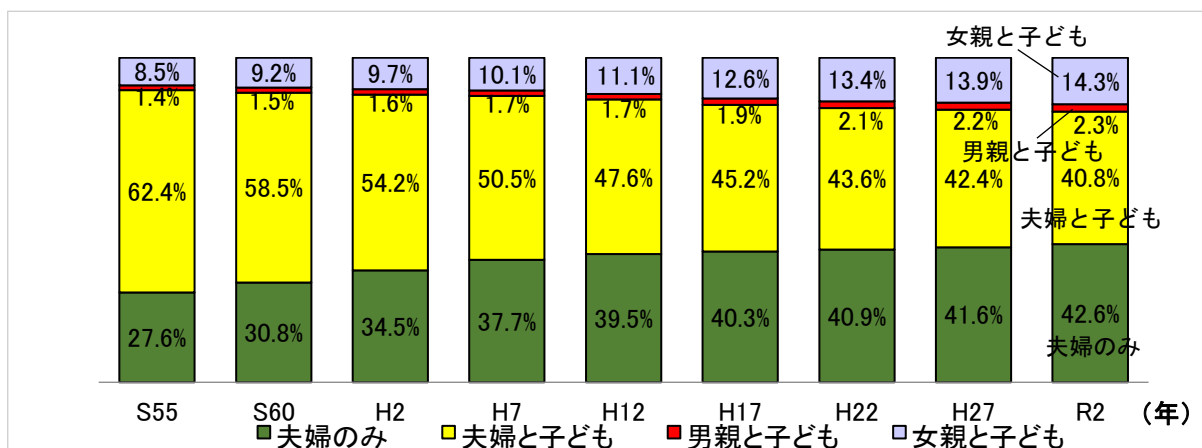
また、核家族の状況は、夫婦のみの世帯や男親又は女親と子どもの世帯の割合が増加し、夫婦と子どもの世帯の割合が減少しており、家族構成も変化しています。

図6 1世帯当たりの平均人員の推移



(出典) 総務省「国勢調査」

図7 山口県における核家族に占める各世帯の割合

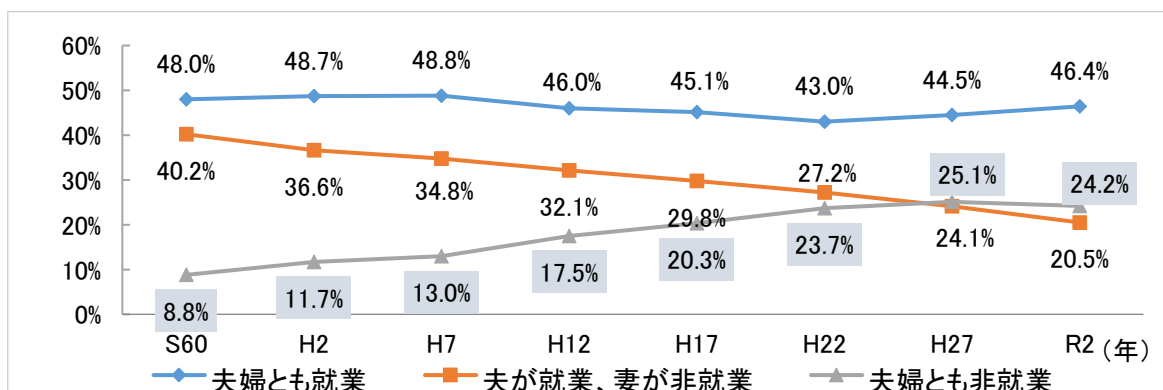


(出典) 総務省「国勢調査」

(2) 共働き世帯の増加

山口県における一般世帯の夫婦の就業状況の推移を見ると、夫婦とも就業している共働き世帯の割合は増加しており、夫が就業、妻が非就業の世帯の割合の2倍以上となっています。

図8 山口県における一般世帯に占める共働き世帯等の割合

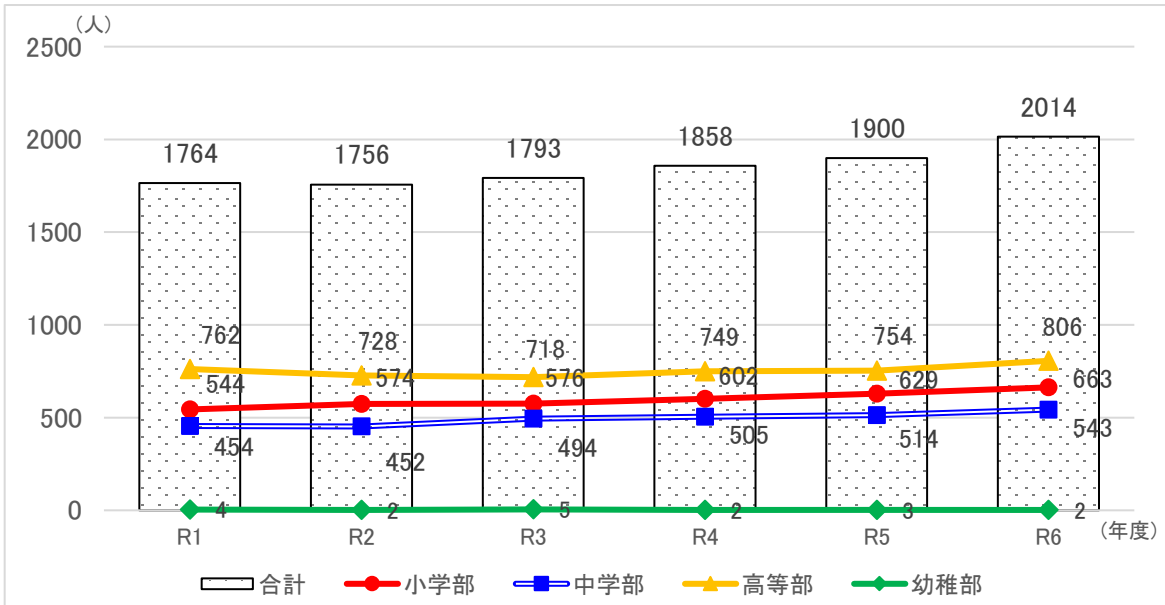


(出典) 総務省「国勢調査」

(3) 特別支援教育を受ける子どもの増加

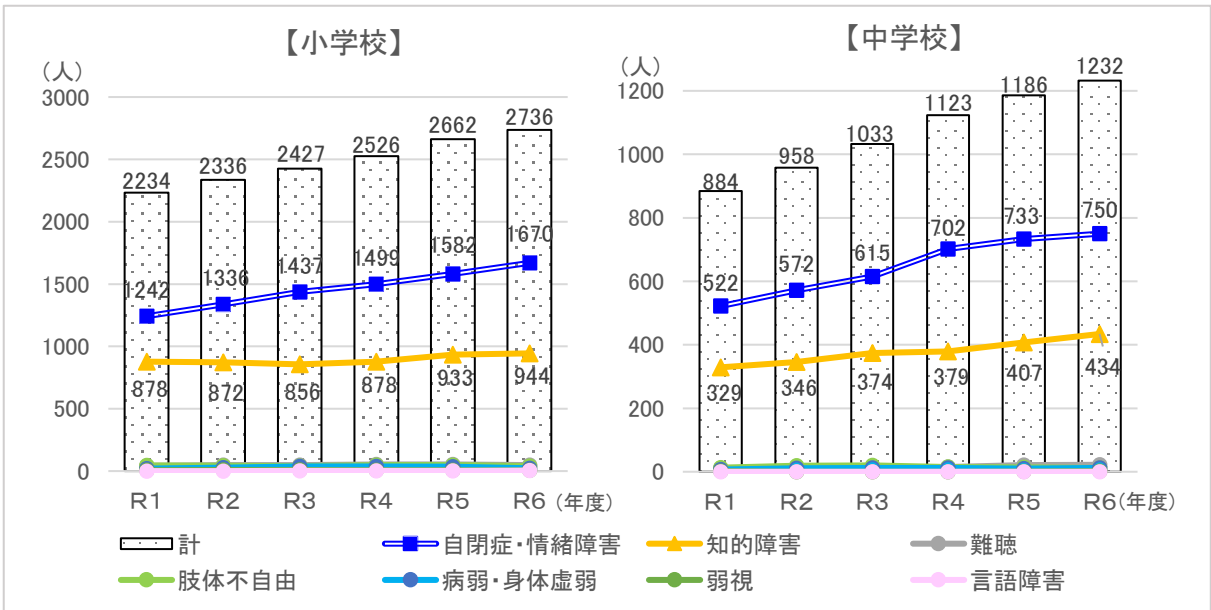
総合支援学校や特別支援学級の在籍者数は増加しており、障害のある子ども等への支援体制の充実が求められています。

図9 総合支援学校在籍者数の推移



(出典) 山口県教育委員会調べ

図10 特別支援学級在籍者数の推移



(出典) 山口県教育委員会調べ

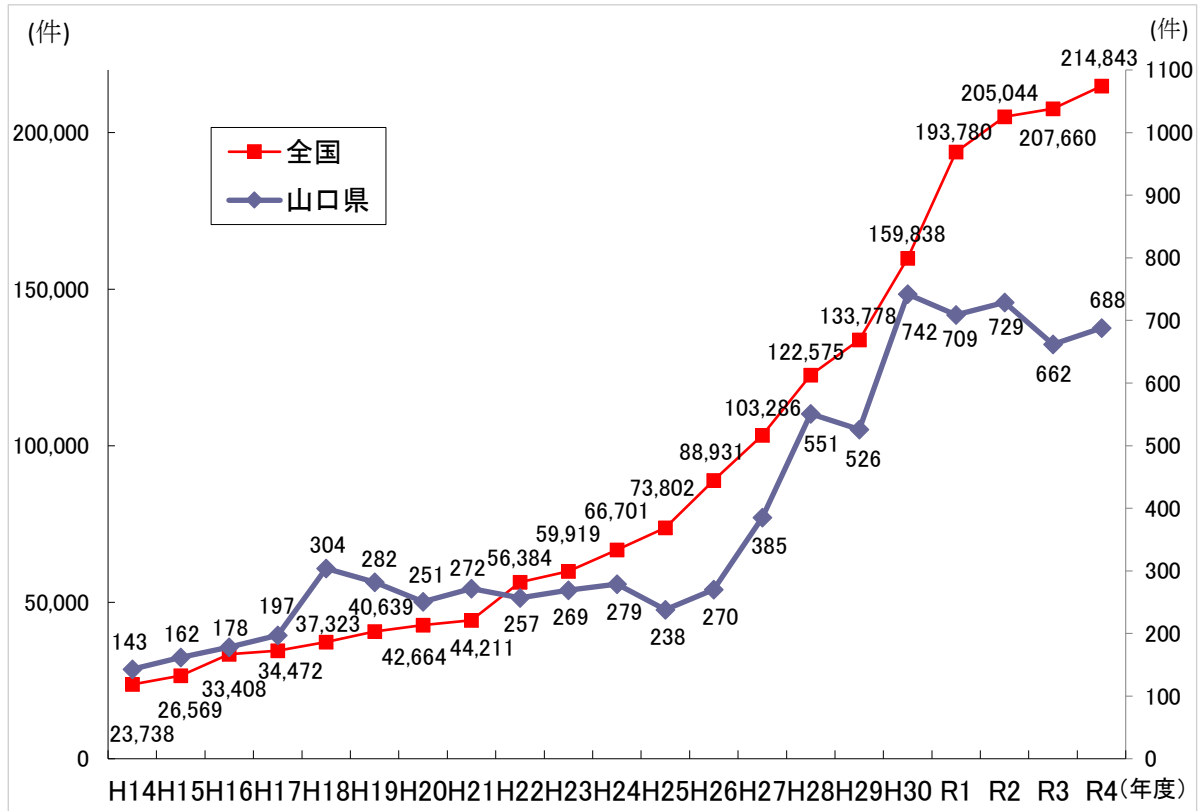
(4) 子どもに関わる社会課題の状況

児童相談所*における児童虐待*の相談対応件数は依然として高い水準にあります。

子どもの貧困率*は、低下傾向にあるものの、依然として9人に1人の子どもが経済的に困難な状況にあります。ひとり親世帯の数は減少していますが、その貧困率は、子どもがいる現役世帯全体の4倍以上となっており、特に経済的に困窮しています。

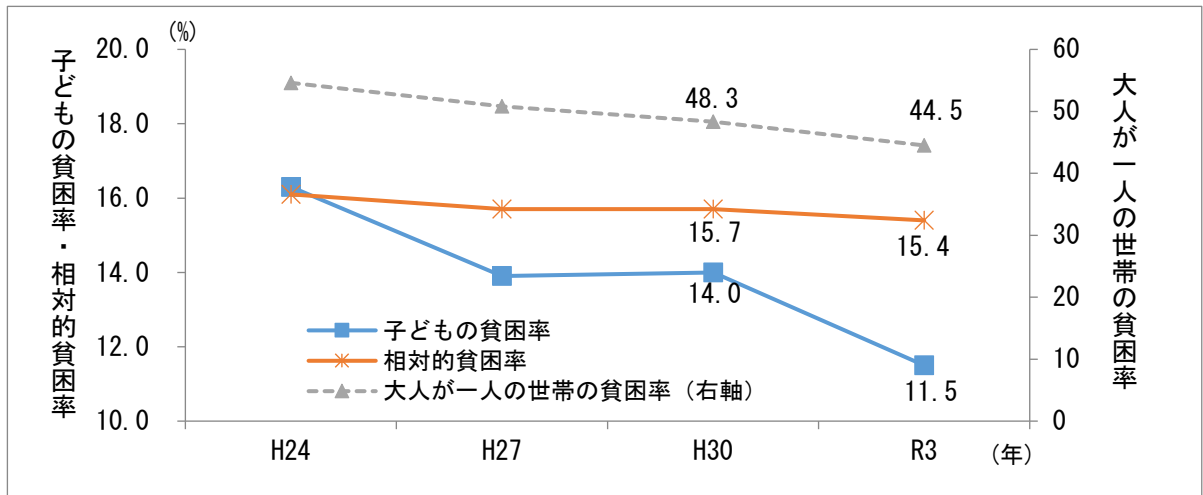
また、ヤングケアラー*の存在も確認されているなど、子どもたちが困難を抱えている状況は多様化・複雑化しています。

図11 児童相談所*における児童虐待*の相談対応件数



(出典) 県子ども家庭課調べ、厚生労働省調べ、H22年度の全国の件数は福島県を除いた数値

図12 貧困率の年次推移 (全国)

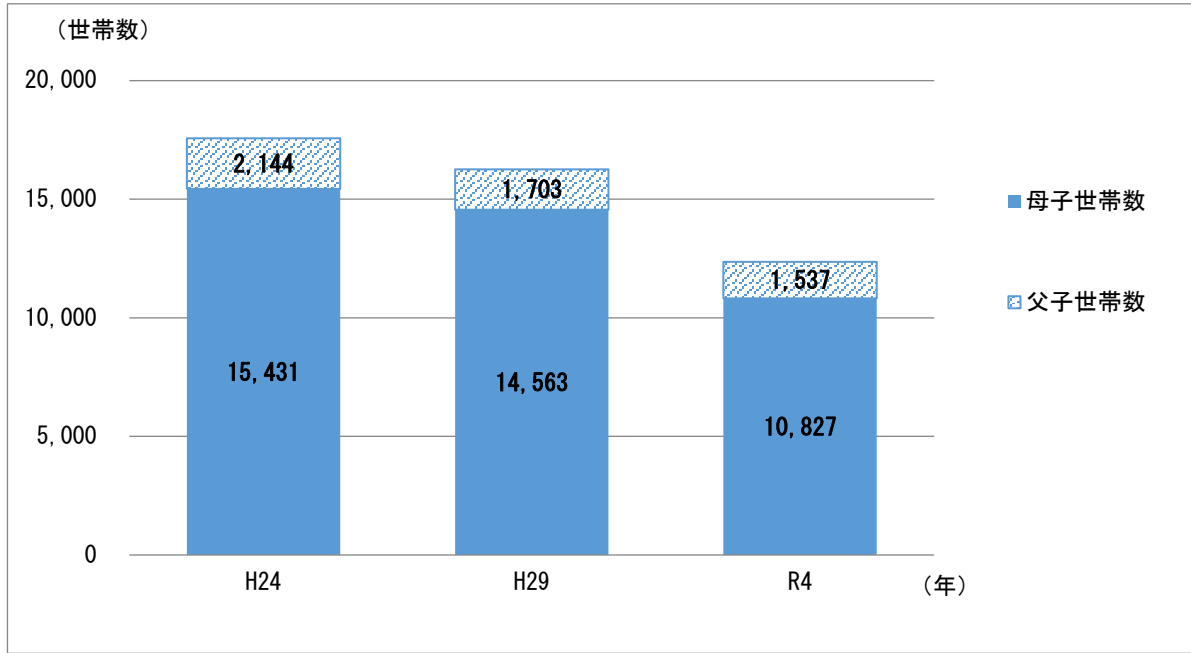


(単位：%、万円)

区分	H24	H27	H30		R3
			旧基準*	新基準*	
相対的貧困率*	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率*	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯の貧困率	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人*	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が二人以上	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
等価可処分所得	—				
中央値	244	244	253	248	254
貧困率	122	122	127	124	127

(出典) 国民生活基礎調査

図 13 ひとり親世帯の推移（山口県）

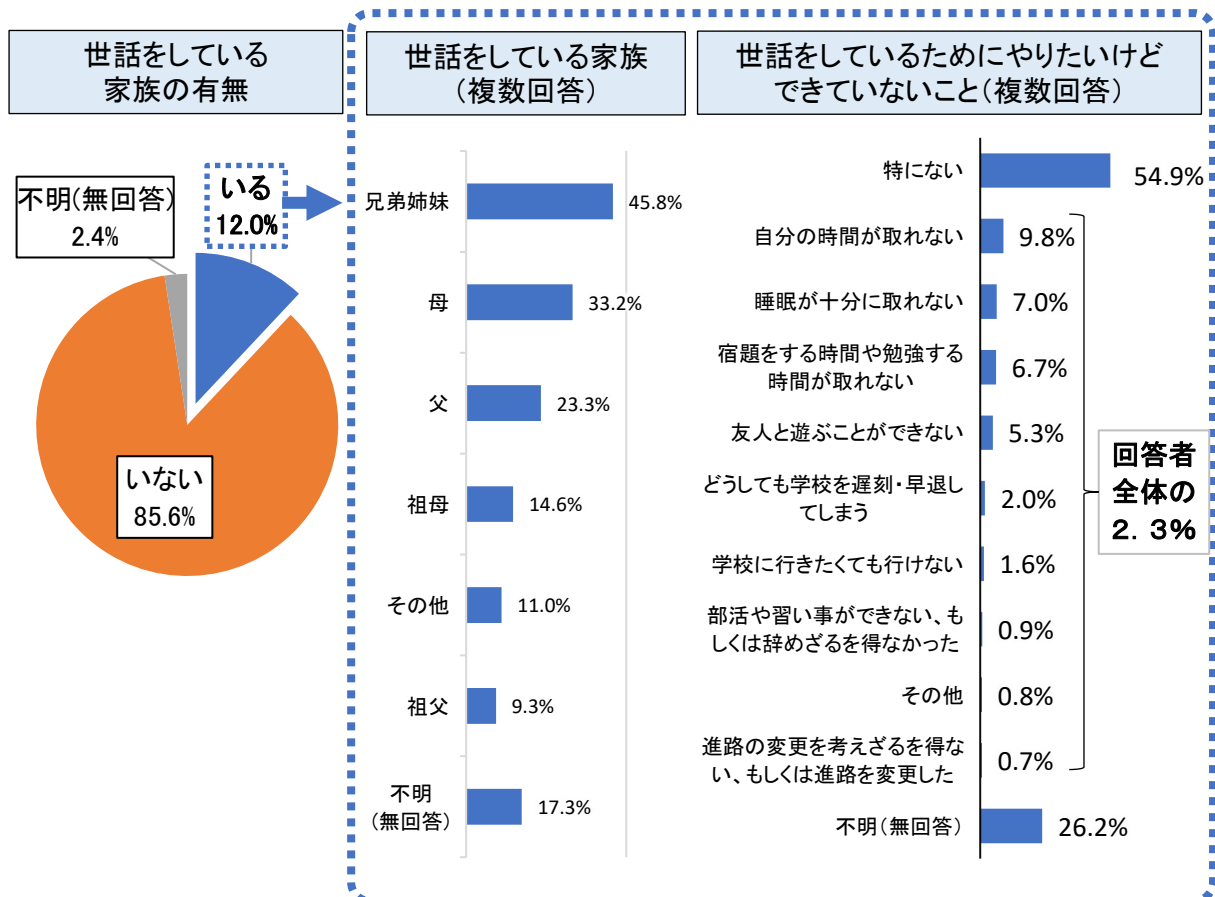


(出典) 全国ひとり親世帯等調査、山口県ひとり親世帯等実態調査

図 14 山口県ヤングケアラー*実態調査（令和 4 年度）

[対 象] 小学5年生～高校3年生

[回答状況] 世話をしているために、やりたいけれどできていないことが「ある」と回答したのは回答者全体の2.3%（1,419人）



(出典) 県こども家庭課調べ

5 県民意識調査の結果

令和5年(2023年)11月に、県内在住の18歳から49歳までの男女各1,500人を対象に、少子化や結婚観、子育て支援サービスへのニーズや満足度等に関する県民意識調査を実施(有効回答数718名)し、前プラン策定時(平成31年(2019年))の調査結果と比較しました。主な結果は、次のとおりです。(回答数が多かったもの上位3位まで)

(1) 結婚観について

・独身でいる理由

「異性と知り合うきっかけがない」の回答率が低下したものの、依然として高い。

項目	平成30年度	令和5年度
異性と知り合うきっかけがない	42.6%	35.3%
結婚生活を送るだけの経済力がない	21.8%	21.9%
独身の自由さや気楽さを失いたくない	19.8%	20.1%

(2) 子どもの数について

・理想とする子どもの数を持たない理由

「一般的に子どもを育てるため、お金がかかるから」の回答率が高い。

項目	平成30年度	令和5年度
一般的に子どもを育てるため、お金がかかるから	32.5%	30.7%
不妊や健康上の理由から	26.2%	22.8%
高齢での出産がいやだから・できないから	21.8%	18.3%

(3) 子育て支援・少子化対策

・行政に充実してほしい施策

「奨学金制度の充実など教育費に対する支援を充実」の回答率が伸びている。

項目	平成30年度	令和5年度
子育てと仕事が両立できる職場づくりを進める	48.2%	48.7%
乳幼児医療費や保育料の負担軽減など経済的支援の充実	43.0%	37.7%
奨学金制度の充実など教育費に対する支援を充実	27.3%	33.1%

(4) 両立支援について

・出産・育児と職業生活を両立しやすくするために必要なこと

「育児にかかる経済的負担の軽減」の回答率が伸び、最も高い。

項目	平成30年度	令和5年度
育児にかかる経済的負担の軽減	51.1%	58.2%
短時間勤務、フレックスタイム、所定労働時間を越えて働かせないなどの勤務時間に関する制度の充実	57.7%	50.7%
出産・育児後の職場復帰や再就職を容易にするための支援の充実	36.1%	36.9%

6 子どもへのアンケートの結果

令和6年（2024年）6月に、県内の小学4年生から大学生の年代の子どもたちに、安心してのびのびと育つために特に大事だと思うことについてアンケートを実施しました。主な結果は、次のとおりです。（回答数が多かったもの。小学生から高校生等までのアンケート結果には、特別支援学校の児童・生徒の回答が含まれている場合がある。）

（1）小学生・中学生

小学生、中学生ともに、「学校教育の充実」（学校が安心して過ごし、学ぶことができる場所になること）が最も多く、次に「いじめ対応」、「いじめ・不登校対応」（いじめがあったり、友だちとトラブルがあったりしても、相談できる場所があること。学校に行けなくなっても、勉強する機会があること。）が多い。

<小学生>

項目	回答数
学校教育の充実	10,183
いじめ対応	9,359
子どもの居場所づくり	8,012
学校等の安心・安全	6,074
障害児支援	5,633
不登校対応	5,315

※複数選択可（最大3つまで）

<中学生>

項目	回答数
学校教育の充実	8,221
いじめ・不登校対応	7,570
子どもの居場所づくり	6,895
ジェンダー*の視点、固定的性別役割分担意識*の解消	4,695
児童虐待*防止、子どもの貧困対策等	4,431
ライフプランニング	4,076
学校等の安心・安全	3,810
障害児支援	3,384

※複数選択可（最大3つまで）

（2）高校生等

「安定した雇用」（自分に合う仕事を見つけ、経験を積んでいけるように支援したり、給料が上がるようにしたり、働きやすいようにしたりすること）が最も多く、次いで「いじめ・不登校対応」、「学校教育の充実」の順に多い。

項目	回答数
安定した雇用	4,877
いじめ・不登校対応	4,093
学校教育の充実	3,489
ライフプランニング	3,000
妊娠・出産、子育てに関する経済的負担の軽減	2,483
子どもの居場所づくり	2,134
幼児教育・保育の充実	1,969
学校等の安心・安全	1,895
子どもの貧困対策	1,705
ジェンダーの視点、固定的性別役割分担意識の解消	1,528
児童虐待防止対策	1,427
障害児支援	1,412
ヤングケアラー*支援	1,148
ひとり親家庭の支援	1,069
医療的ケア児*への支援	827
社会的養護*	512

※複数選択可（最大5つまで）

(3) 特別支援学校の児童・生徒

「友達と仲良く過ごすこと」が最も多く、次に「自分が好きなことをして過ごせる場所を増やすこと」が多い。

項目	回答数
友だちとなかよく過ごすこと。	7
自分が好きなことをして過ごせる場所を増やすこと。	6
学校で、安心して勉強できること。	3
学校でけがをしないこと	3
いろんな活動をして自分らしく育つこと	2

(4) 大学生

「安定した雇用」が最も多く、次いで「結婚・出産、子育てに関する経済的負担の軽減」(子どもにかかる医療費や保育料、教育費などのお金の負担が少なくなるようにすること)、「ライフプランニング」(就職だけでなく、様々なライフイベントを含めて自分の進路について総合的に考えることができるようにすること)の順に多い。

項目	回答数
安定した雇用	127
妊娠・出産、子育てに関する経済的負担の軽減	62
ライフプランニング	61
学校教育の充実	52
幼児教育・保育の充実	46
子どもの居場所づくり	42
いじめ・不登校対応	41
子どもの貧困対策	38
男性の育児休業の取得促進、家事・育児への参画	34
母子保健	33
プレコンセプションケア*	32
ヤングケアラー*支援	29
ひとり親家庭の支援	26
ジェンダー*の視点、固定的性別役割分担意識*の解消	19
障害児支援	19
ひきこもり支援	18
児童虐待*防止対策	17
結婚支援	16
学校等の安心・安全	16
社会的養護*	13
不妊症・不育症に関する相談や治療	12
医療的ケア児*への支援	6

※複数選択可(最大5つまで)

《参考》調査の対象と回答状況

区分	回答数	(参考)児童・生徒の数
小学生	17,968	31,257人
中学生	17,238	33,075人
高校生等	9,453	36,381人
特別支援学校の児童・生徒	156	2,058人
大学生	183	—
合計	44,998	—

※児童・生徒の数は令和6年度学校基本調査(確報値)による。

第3章 プランの概要

1 基本目標



若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子どもを生み育てることができるよう、社会全体で子どもと子育て世帯を支える県づくりを進め、「みんなで子育て応援山口県」を推進します。

2 目指す姿と取組の方向・視点

<目指す姿>

社会全体で子どもや子育て世帯を支える意識が県民に浸透し、安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる環境の中で、若い世代が生き生きと子育て等を楽しみ、子どもたちが健やかに成長しています。

I 結婚を希望する人が出会い、結婚できる
II 子どもを希望する人が安心して、妊娠・出産できる
III 子どもが健やかに成長できる
IV 全ての子どもが明るい未来を切り開くことができる
V 子どもや子育てに対する適切な支援体制を構築する
VI 仕事と家庭を両立できる
VII 子どもと子育て世帯をやさしく見守り、支える社会をつくる

<取組の方向>

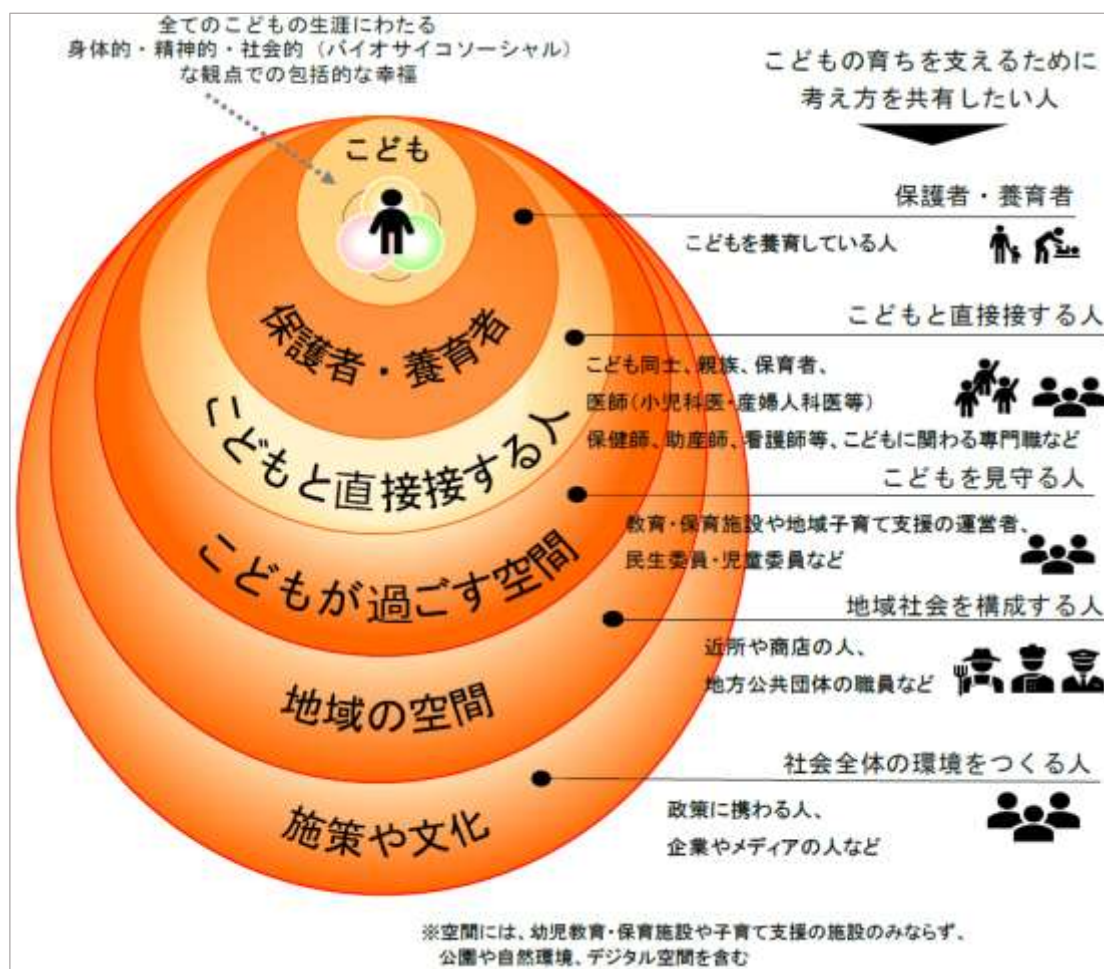
ライフステージの各段階に応じた切れ目ない支援により、誰もが安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる環境づくりや困難を有する子どもへの支援を推進するとともに、そのために必要な担い手の確保・資質向上、働き方改革や子どもと子育てにやさしい社会づくりの推進により、子どもと子育てに理解ある社会を実現します。



＜取組の視点＞

子どもは、一人ひとりが権利の主体であり、その人格や多様で魅力ある個性を尊重するとともに、今を生きる子どもや子育て当事者の意見を聴き、子どもの最善の利益を第一に考え、ウェルビーイング*の実現を図る「こどもまんなか」の視点で取組を進めます。

《参考》子どもを支える当事者



出展：こども家庭庁「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」

3 施策体系

I 結婚の希望を叶えるための支援

やまぐち結婚応援センター*による出会いの機会の提供や、早い時期からのライフデザイン形成の支援、若者の安定した雇用や魅力ある雇用の場づくりへの支援を充実します。

- 1 結婚に向けた支援の充実
- 2 ライフデザイン構築のための支援
- 3 若者の安定した雇用に向けた支援
- 4 魅力ある雇用の場づくり

II 妊娠・出産の希望を叶えるための支援

「やまぐち版ネウボラ*」を中心とした妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援、健康づくりや母子保健対策の充実、不妊治療への支援を充実します。

- 1 妊娠期からの切れ目ない支援
- 2 健康な体づくり・母子保健対策の充実
- 3 不妊症や不育症に悩む人への支援
- 4 周産期医療*の充実

III 安心して子育てできる環境づくり

保育所等の受入れ体制の整備や幼児教育・保育の充実、小児医療体制の整備、学校・地域・家庭が連携した教育環境づくりや子どもの居場所づくりを推進します。

- 1 子育て家庭の負担軽減
- 2 幼児教育・保育の充実
- 3 多様なニーズに応じた子育て支援
- 4 子どもの健康づくり
- 5 教育環境の整備
- 6 子どもの居場所づくり

IV 困難を有する子どもへの支援

深刻化する児童虐待*問題や子どもの貧困などへの対策を充実し、全ての子どもが、その将来を明るく切り開くために必要な支援を行います。

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 社会的養護*の推進
- 3 子どもの貧困対策
- 4 ひとり親家庭への支援
- 5 ヤングケアラー*への支援

V 安心して子どもを生き育てるために必要な担い手の確保・資質向上

適切な支援体制を構築するため、専門人材の確保や資質向上等に向けた取組を県民の参画を得ながら推進します。

- 1 保育士、幼稚園教諭、保育教諭の確保・資質向上
- 2 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、管理栄養士・栄養士の確保・資質向上
- 3 教職員の確保・資質向上
- 4 その他専門人材等の確保・資質向上

VI 働き方改革の推進

長時間労働の是正やテレワーク*等の柔軟な働き方の導入促進、子育て家庭の働き方の応援につながる働き方改革の推進、男性の家事・育児参画の促進を図ります。

- 1 仕事と子育ての両立に向けた支援
- 2 男性の家事・育児参画の促進

VII 子どもと子育てにやさしい社会づくり

「やまぐち子育て連盟*」を中心として、地域・企業・団体など多様な主体により子どもと子育て世帯をやさしく支える社会づくりの推進に取り組みます。

- 1 地域・企業・団体の連携による支援
- 2 こどもや子育てにやさしい休み方改革の推進
- 3 多様な担い手による子育て支援
- 4 子どもと子育てにやさしい風土づくり
- 5 子どもの安全確保

第4章 施策の具体的な展開

I 結婚の希望を叶えるための支援

＜施策の方向＞

結婚は、個人の価値観に基づいて選択されるものであることを前提としつつ、結婚を希望する方に様々な出会いの場を提供するとともに、若者の安定した雇用や魅力ある雇用環境の整備、仕事の創出にも取り組み、社会全体で結婚を応援します。

1 結婚に向けた支援の充実

(1) やまぐち結婚応援センター*を核とした支援

① 1対1の出会いの機会の創出

- やまぐち結婚応援センターにおいて、結婚を希望する独身者に1対1の出会いの機会を創出し、お相手探しから引き合わせ、交際、成婚の各段階での結婚支援を実施します。
- やまぐち結婚応援センターについて、若い世代への効果的なPRや会費無料化による会員の増加に努め、出会いの機会の拡大を図ります。
- デジタル技術やAI*を活用したお相手探しなど、やまぐち結婚応援センターのマッチングシステムの強化により、会員への支援を充実します。
- 婚活に有益な情報発信や、婚活アドバイザー等による相談支援の充実等、様々なニーズに応じたきめ細かなサポートを実施します。

② セミナー・イベントの実施

- 県主催のセミナーやイベントの開催により、多様な出会いの機会の創出を図ります。
- 市町や民間事業者等が開催するセミナーや婚活イベント情報の提供等を行うなど、多様な主体と連携した結婚支援を推進します。



やまぐち結婚応援センターのホームページ



大規模婚活イベント

(2) 地域・企業・団体による支援

① やまぐち結婚応援企業*

- 社会全体で出会いと結婚を応援する気運を高めるため、「やまぐち結婚応援企業」の募集や、企業内婚活サポーター*の養成により、職場のつながりを生かした縁結びの取組を推進します。

② やまぐち結婚応援団*

- 結婚を希望する方に対して、「やまぐち結婚応援団」登録企業等が開催する出会いイ

ベントの情報提供を行い、結婚に向けた出会いの機会を増加します。

③やまぐち結婚応援パスポート*

- ・結婚する世帯等に対して協賛企業等が優待サービスを提供し、新婚夫婦等の経済的負担を軽減するとともに、社会全体で結婚を応援する気運醸成を図ります。

④やまぐち婚活応援隊*

- ・ボランティアによる「やまぐち婚活応援隊」を設置し、行政等が実施する結婚支援の情報を提供するなど、地域のつながりを生かした結婚支援の取組を推進します。

2 ライフデザイン構築のための支援

(1) ライフデザイン構築支援

- ・高校生が進路を選択する際に、結婚や子育て等のライフイベントも踏まえ総合的に考えることを支援するため、高等学校において、ライフデザイン教材*の活用や、外部講師を派遣した授業を行います。
- ・中学校や高等学校内に、乳幼児親子が集う「学校内子育てひろば*」の開設を支援し、乳幼児親子との交流による若者のライフデザイン形成を応援します。
- ・企業等の若手職員と乳幼児とのふれあい体験の取組等により、若い世代が家庭や子どもを持つことのすばらしさを感じる機会を創出します。



学校内子育てひろば

3 若者の安定した雇用に向けた支援

(1) 山口しごとセンター*による総合的な支援

①県内企業への就職支援

- ・一人ひとりの適性や能力に応じたきめ細かな支援を行うため、山口しごとセンターにおいて、キャリアカウンセリング*を中心とした相談から情報提供・職業紹介までのサービスをワンストップで提供します。
- ・企業合同就職説明会を開催し、出会いの場を提供するとともに、就職ガイダンスの開催、ホームページ「やまぐちジョブナビ」を活用した求人情報の提供など、就職関連情報の提供に努めます。
- ・スキルアップセミナーの充実等により、就職に必要な社会人としての基礎的能力を高めます。



企業合同就職説明会

②若年離職者、フリーター等への支援

- ・企業合同就職説明会への参加や職場体験等の受入れについて企業へ要請します。
- ・正規雇用に向けて、キャリアカウンセリング等の就職支援プログラムを実施します。

(2) 職業能力開発の促進

①職業訓練の実施

- 高等産業技術学校*における職業訓練の充実により、早期就職支援を行います。
- 高等産業技術学校等の公共職業訓練とハローワークが行う職業相談や職業紹介との連携による機動的な再就職支援を実施します。

②離職者・非正規雇用労働者に対する支援

- 介護福祉士や保育士等の国家資格の取得のための委託訓練や IT 活用スキル、IT リテラシー等の訓練を組み込んだ委託訓練による正社員就職の支援を行います。
- 高等産業技術学校が行う職業訓練において、「デュアルシステム*訓練」や山口しごとセンター*と連携した「企業魅力体験プログラム*」の実施により、実践的な就職支援を行います。

③リスキリング*

- 子育てで離職した方の復職等に向けたリスキリング支援によるキャリア形成を推進します。



女性デジタル人材の育成講座

4 魅力ある雇用の場づくり

(1) 若者の所得の向上

- 奨学金の返還、賃金引上げ等を支援し、持続的に若い世代の所得の向上を図ります。

(2) 成長力のある企業の誘致活動の推進

- デジタル化・グリーン化*など今後の成長性等が見込まれる分野の企業への誘致活動を展開します。
- リモートワーク*の普及を踏まえ、デジタル関連企業・サテライトオフィス*等の立地に向けた誘致活動を強力に推進します。

(3) 創業の支援

- セミナーの開催や専門家による実践的サポートなど、準備段階からフォローアップまで一貫した支援を行い、多様な創業を促進します。

(4) 若者との共創による県内企業の魅力向上

- 若者の視点を取り入れた企業の魅力向上に向けた取組やイベントの実施、奨学金返還支援制度創設の奨励により、県内企業の魅力向上を支援します。



若者の視点を取り入れた企業の魅力情報発信

<数値目標>

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
やまぐち結婚応援センター*の引き合わせ実施数（累計）	9,325 件	17,600 件
学校内子育てひろば*の設置校数	53 校	81 校
企業誘致件数	40 件（R4年）	125 件 （R7～R11年度累計）
関係支援機関の支援による創業数（5年間の累計）	1,167 件 （R1～R5年度）	1,200 件 （R7～R11年度累計）

II 妊娠・出産の希望を叶えるための支援

＜施策の方向＞

「やまぐち版ネウボラ*」を中心とした、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を構築するとともに、母子保健対策、不妊治療等への支援、周産期医療*の充実を図り、妊娠・出産を希望する誰もが安心してその希望を叶えることができる環境づくりに取り組みます。

1 妊娠期からの切れ目ない支援

(1) 切れ目ない支援体制の充実

① 相談体制の整備

- ・「子育て世代包括支援センター*」と「市町子ども家庭総合支援拠点*」の組織を一体化し、全ての妊産婦・子育て家庭・子どもの一体的な相談支援を行う「市町こども家庭センター*」の設置を促進します。
- ・「市町こども家庭センター」を中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を構築する「やまぐち版ネウボラ」を推進します。
- ・退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケアについて、支援を必要とする全ての方が利用できるよう、サービスの提供体制の確保など、充実を図ります。
- ・「市町こども家庭センター」と地域子育て支援拠点*が連携し、身近な場所で妊娠・出産、子育ての相談ができる支援体制づくりに向けて、「まちかどネウボラ*」の設置を促進するとともに、専門的な相談機能の充実を図ります。
- ・保健師や助産師、母子保健推進員*等に対する研修の充実を図るとともに、食生活改善推進員*や民生委員・児童委員*などと連携して、子どもや家庭に関する情報を子育て家庭等に迅速かつ的確に提供します。
- ・SNS*等も活用し、子育ての悩みや不安に関する相談・カウンセリング機能を充実するとともに、各種相談機関等とのネットワークを一層強化し、相談体制の充実を図ります。
- ・妊産婦や小児の医療面での悩みや不安に対応できるよう、SNSを活用した専門医等へのオンライン相談支援体制の整備など、子育て家庭が利用しやすい相談体制の充実に努めます。



まちかどネウボラ（助産師による講話）



まちかどネウボラ（絵本の読み聞かせ）

②乳幼児家庭等への訪問指導

- ・妊婦に対する健康診査や、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問して子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行うなど、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。
- ・養育上の様々な問題を抱える家庭に対して、保健師等の家庭訪問により、育児指導、家事援助、保護者の身体的・精神的不調に対する相談・助言などの養育支援を促進します。

③妊産婦にやさしい環境づくり

- ・安心・安全な出産に向け、妊婦自身が健康な母体を維持するための取組を推進するとともに、マタニティマーク*等を通じて、妊産婦にやさしい環境づくりを推進します。
- ・安心して妊娠、出産、育児ができるよう、母子保健推進員*などの地域の母子保健関係者が実施する子育ての輪づくりなどの活動を支援します。
- ・職場内でマタニティハラスメント等、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いが起きないように、労働局と連携し、企業に対する広報・啓発活動を実施します。



マタニティマーク

2 健康な体づくり・母子保健対策の充実

(1) 母子保健・疾病等予防対策の推進

①母子保健事業の充実

- ・「成育医療等基本方針*」に基づき、母子の健康確保、子どもの健やかな成長・発達・健康の維持・増進支援等に向け、必要な人材の確保及び体制整備等により、母子保健の充実を図ります。
- ・乳幼児健康診査や保健指導等の市町事業について、広域的・専門的立場から課題の把握やその解決に向けた取組を推進し、県内市町の母子保健事業の充実・均てん化を図ります。
- ・母子保健事業の質の向上や母子保健に関する手続等の簡素化、子育て家庭の利便性の向上を図るため、市町の母子保健DXの取組を支援します。

②疾病・感染症予防対策

- ・乳幼児期からの健康づくりを進めるための各種健康診査や健康教育、相談支援等を充実するとともに、乳幼児等を感染症から守るため、感染症予防や予防接種に関する正しい知識の普及、予防接種の実施を促進します。
- ・全市町での妊産婦歯科健康診査の実施や受診率の向上に向けて、市町との連携に努めるとともに、妊娠期の口腔ケア*に関する推進体制の整備を図ります。

(2) プレコンセプションケア*の推進

- ・若い世代の男女が共に自らの生活や健康に向き合い、出産の希望を叶えるだけでなく、より健康で充実した人生を送ることもつながるよう、若い世代への周知・啓発を図るとともに、市町・関係団体・有識者等と連携して指導者研修や保護者向け講座の開催等に取り組み、プレコンセプションケアを推進します。

- ・次世代を健やかに生み育てる基礎となる思春期の保健対策を推進し、保健と教育が連携して学校や地域における性教育を含む健康教育を促進します。
- ・思春期特有の悩み等に関する相談窓口として、「思春期ほっとダイヤル*」や「女性健康支援センター*」による妊娠や心身の健康相談・支援の充実に努めます。
- ・妊娠・出産に臨む女性の健康を支援し、体の仕組みや妊娠・出産などに関する医学的・科学的に正しい知識の普及啓発を行います。

3 不妊症や不育症に悩む人への支援

(1) 相談支援

- ・「不妊専門相談センター*」等による医学的・専門的な相談、心の悩み等についての相談体制の充実や不妊治療や不育治療に関する普及啓発の促進を図ります。
- ・妊娠・出産を希望する夫婦等に対し、妊娠・出産についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、予防できる不妊原因（性感染症や無理なダイエット等）についての正しい知識の普及と、セルフケア能力の向上を図ります。

(2) 経済的負担の軽減

- ・子どもを産みたいと望む方が安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めるため、一般不妊治療（人工授精を含む）費や不育症検査費への助成に取り組みます。
- ・安心して不妊治療が受けられるよう、体外受精等の生殖補助医療や生殖補助医療と併用して実施される先進医療に係る費用の一部を助成します。

(3) 不妊治療に配慮した職場づくり

- ・働きながら不妊治療を受けることができるよう、不妊治療の内容や職場での配慮・ポイント、仕事と治療の両立に役立つ制度の普及啓発を促進します。

(4) 妊よう性温存*の推進

- ・若いがん患者が将来に妊娠・出産の希望を持てるよう、妊よう性（生殖機能）温存の推進に取り組みます。

4 周産期医療*の充実

(1) 周産期医療体制の整備

- ・高度・専門的な医療を行う「総合周産期母子医療センター*」を拠点として、地域周産期母子医療センター*や地域の周産期医療施設が、適切な役割分担の下、必要な周産期医療を提供する周産期医療体制の充実を図ります。また、「助産師外来」や「院内助産所」の整備を支援し、助産師の一層の活用を推進します。
- ・ハイリスク妊産婦・新生児*に対する保健医療体制や母体・新生児搬送体制の充実を図ります。

<数値目標>

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
こども家庭センター設置市町数	8 市町 (R6 年度)	全 19 市町 (R8 年度)
まちかどネウボラ*認定数	93 箇所	110 箇所
やまぐち子育てA I コンシェルジュの利用者数	9,910 件	24,000 件
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	96.0% (R4 年度)	増加させる
十代の人工妊娠中絶実施率 (女子人口千対)	3.3 (R4 年度)	減少させる
十代の性感染症罹患数 (1 定点当たりの報告数)	6.3	減少させる
1 歳 6 か月までの麻疹・風疹ワクチン予防接種率	95.5%	95.0%
3 歳児におけるう歯のない人の割合	86.7% (R4 年度)	95%
乳幼児健康診査の受診率	1 か月 97.3% 3 か月 98.5% 7 か月 97.1% 1 歳 6 か月 97.4% 3 歳 96.5% (R4 年度)	増加させる
周産期死亡率 (出産千対)	山口県平均 3.8 全国平均 3.5 (H25 年~R4 年の 10 年間の平均)	全国平均以下 (R 元年~R10 年の 10 年間の平均)
出生に対する低出生体重児の割合	9.8% (R4 年度)	減少させる

Ⅲ 安心して子育てできる環境づくり

＜施策の方向＞

誰もが安心して子育てできるよう、子育てに係る経済的負担の軽減をはじめ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の充実、多様なニーズに応じた子育て支援、子どもの健康づくり・教育環境づくり・居場所づくりを推進します。

1 子育て家庭の負担軽減

(1) 子育てや教育・医療に係る経済的負担の軽減

① 幼児教育・保育の無償化

- ・ 幼児教育・保育の無償化について、円滑な実施に取り組みます。
- ・ 本県独自の第2子以降の保育料無償化等の実施により、地域全体で子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

② 多子世帯への支援

- ・ 県産品などの祝い品の贈呈、企業等を巻き込んだ各種サービスの提供など、多子世帯のニーズに応じた支援の充実に取り組みます。

③ 乳幼児医療費助成

- ・ 乳幼児を抱える家庭に対し、安心して医療が受けられるよう、小学校就学前までの医療費の自己負担分について助成します。

④ 児童手当

- ・ 次代を担う児童の健やかな成長に資するため、高校生年代までの児童について、児童手当を支給します。

⑤ 高校生等への修学支援

- ・ 高等学校等の生徒への就学支援金及び奨学のための給付金による支援を行うとともに、授業料の減免措置や奨学金制度の利用を促します。

⑥ 高等教育の修学支援

- ・ 高等教育段階の修学支援の着実な実施や奨学金の返還支援などに取り組みます。



やまぐち若者育成・県内定着促進事業奨学金返還補助制度

(2) 子育てに係る事務負担の軽減

- ・ 保育DXの取組を推進し、入所相談から入所決定までの手続きに係る保護者の負担を軽減するなど、子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスの軽減を図ります。

(3) 住宅への支援

- ・ 県営住宅の募集に際し、多子世帯やひとり親世帯への優先入居や、小学校就学前の子どものいる世帯への収入要件の緩和を行います。
- ・ 県、市町、不動産関係団体、居住支援団体等からなる「山口県居住支援協議会*」の枠組みを活用し、住宅の情報提供などを行い、子育て世帯の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めます。

- ・住宅確保要配慮者*向け住宅の登録の促進により、子育て世帯の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

2 幼児教育・保育の充実

(1) 保育所等の受入れ体制整備

①受け皿整備

- ・幼児期の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズの多様化・複雑化を踏まえて、計画的に定員を確保するとともに、質の高い教育・保育等を実施するために必要な支援を行います。
- ・教育・保育に係る施設の計画的な整備等により、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を図ります。
- ・障害の有無に関わらず、誰もが等しく育ち・学び・遊べる幼児教育・保育環境を整備するため、インクルーシブ*に配慮した環境整備等を行う保育所等を支援します。



保育所で過ごす園児たち

②情報提供

- ・保護者等が、円滑に、教育・保育施設等を利用できるよう、県ホームページや、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」等により、教育・保育情報の周知を図ります。

(2) 乳幼児期における教育及び保育の質の向上

- ・地域の中核的な役割を担う教育・保育施設である幼稚園や保育所、認定こども園*と、地域型保育事業*や地域の子育て支援を行う者等との連携強化を図ります。
- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携の促進を図ります。
- ・幼稚園や保育所等から認定こども園への移行について、施設への十分な情報提供に努めるとともに、施設の負担軽減を図るなど、必要な支援を行います。
- ・幼稚園や保育所等において、心身の発達に応じたきめ細かな指導を行うとともに、「山口県乳幼児の育ちと学び支援センター」を中心に保育者研修の充実や幼児教育アドバイザー*、スクールソーシャルワーカー*等による幼児教育・保育施設訪問支援の充実などに取り組みます。



講義・演習（園における感染症対策の基本）



幼児教育アドバイザーによる訪問支援

- 多様化する保育ニーズに対応するため、本県独自の保育士加配制度等による保育体制の充実や、ICT*活用の推進など業務改善に向けた保育事業者に対するマネジメント支援の実施に取り組みます。
- 市町が行う「こども誰でも通園制度*」が円滑に進むよう、情報提供・共有に取り組みます。
- 保幼小の関係者が連携したカリキュラムの開発・実施体制づくりを推進するとともに、架け橋期*の教育の充実に向けた調査研究等に取り組み、地域の創意工夫を生かした円滑な接続の実現を促進します。
- 保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブ*を利用できるよう、教育・保育施設と放課後児童クラブとの相互連携の促進を図ります。
- 特別支援学校と幼稚園・保育所等、小・中学校とが連携し、幼児期からのインクルーシブ教育システム*の構築に向けた取組を推進します。
- 認可外保育施設について、指導・監督を徹底すること等により、質の向上を図ります。



架け橋期のカリキュラム開発

(3) 地域子ども・子育て支援事業*等の充実

- 子どもやその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談や情報提供を行う利用者支援の取組を進めます。
- 子育て家庭の様々な事情に対応するため、一時預かり*、延長保育、病児保育*、地域子育て支援拠点*の設置・支援やファミリーサポートセンター*の普及促進など、子育てを支援するサービスの充実を図ります。
- 児童養護施設*等における児童の短期入所（ショートステイ*）や、夜間・休日の養護（トワイライトステイ*）の利用促進に向けた支援を行います。
- 地域の実情や子育て家庭のニーズに対応し、幼稚園における預かり保育*の充実を図ります。
- 「放課後児童対策パッケージ*」に基づき、従事者の確保・質の向上、放課後児童クラブや放課後子ども教室*の整備促進を図ります。

3 多様なニーズに応じた子育て支援

(1) 病児保育・放課後児童クラブの充実

- 病児保育の県内全市町参加による広域利用協定の仕組みを活用するとともに、施設の運営や整備の支援、利用手続のオンライン化等により病児保育事業の充実・促進を図ります。
- 放課後児童クラブの整備を推進するとともに、18時以降の延長開所に対する経費支援や、利用ニーズが増大する長期休暇期間中の開設支援により、受入体制の確保・充実を図ります。

(2) 障害のある子ども等への支援体制の充実

①障害理解と相互交流の促進

- ・障害や障害のある人について学ぶ機会を設け、理解が深まるよう、県民運動として実施している「あいサポート運動*」の更なる推進を図ります。
- ・レクリエーション等を通じた障害のある子どもとない子どもの交流機会を設け、幼少期からの障害理解の促進を図ります。

②障害児施策の充実

- ・障害のある子どもや家族が身近な地域で適切な療育サービスを利用できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業など、サービス提供体制の整備を進めます。
- ・主に各圏域に設置されている児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業の活用を通じ、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。
- ・障害のある幼児の円滑な就学を支援するため、「ふれあい教育センター*」や、地域の「特別支援教育センター」、「サブセンター」における就学前の相談支援等の取組の一層の充実と相互の連携強化を図ります。
- ・発達障害児に対する支援を総合的に行う拠点機関として山口県発達障害者支援センター*を運営し、発達障害児やその家族、支援者に対し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた相談支援、発達支援、就労支援等を行います。
- ・発達障害児やその家族が、身近な地域で切れ目のない支援を受けられるよう、山口県発達障害者支援センターと各地域の児童発達支援センター等との役割分担による重層的な支援体制の充実を図るとともに、地域の関係機関相互の連携強化と専門性向上による支援力の充実強化に取り組みます。
- ・難聴児とその家族等に対し、乳児期から切れ目なく、多様な状態像に応じた支援が行えるよう、医療、福祉、教育等の関係機関による連携強化を図り、相談対応や情報提供等を実施します。

③医療的ケア児*への支援

- ・医療的ケア児やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築するとともに、山口県医療的ケア児支援センターを運営し、専門的な相談や関係機関等への情報提供・連絡調整等を実施します。
- ・医療的ケア児や家族に対する支援が適切に行えるよう、関連分野の支援を総合調整するコーディネーターの養成を目的とした研修を実施します。
- ・医療的ケア児の養育経験がある保護者による相談会や交流の場を通じて、医療的ケア児の家族同士が共に支え合える体制構築を支援します。
- ・医療的ケアを必要とする児童・生徒の教育や、他の児童・生徒と共に学ぶ機会を確保するため、医療的ケア看護職員の配置に努めます。
- ・保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とするための体制整備を支援します。

4 子どもの健康づくり

(1) 子育ての安心を支える保健医療の充実

①小児医療体制の整備

- ・夜間における小児救急医療電話相談や小児科を専門としない医師への研修の実施等により、初期救急*医療体制の充実を図ります。また、「かかりつけ医」制度や家庭でできる急病時の対応等について普及啓発を図ります。
- ・入院治療を必要とする小児救急患者の医療を確保するため、小児救急医療拠点病院に対する支援を行うなど、365日24時間の小児二次救急*医療体制の充実を図ります。
- ・県立総合医療センターにおいて、小児医療センターの新設に向けた取組を進め、小児難病等への対応の充実を図ります。

②乳幼児の突然死・事故防止

- ・乳幼児突然死症候群（SIDS）*の発生予防に関する情報提供や、子どもの事故防止・応急手当等の学習機会の提供等を行います。

③小児慢性特定疾病*対策の推進

- ・内分泌疾患や慢性心疾患等、小児慢性特定疾病に罹患し、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療費の自己負担額の一部を助成するとともに、相談支援、必要な情報提供など自立に向けた支援等を行います。

④乳幼児の健康支援等

- ・新生児に対する先天性代謝異常等の疾患*に係る検査の充実を図り、障害の原因となる疾病の早期発見・早期治療に努めます。

(2) 健やかな心身の育成

①健やかな体づくり・食育の推進

- ・子どもの健やかな成長のために、乳幼児期から食生活、運動、歯・口腔の健康をはじめとする望ましい生活習慣の確立を図り、将来にわたる生活習慣病の発症・重症化予防に向け、健康づくり対策の充実を努めます。
- ・子どもの健全な食生活の実現と心身の成長を図るため、乳幼児期から子どもの心と体を育む栄養指導や食育の取組を支援し、学校・家庭・地域が連携した食育を推進します。
- ・関係団体や民間企業、市町等と連携し、歯科保健指導や職員への講習会、歯科保健教育の充実等を通じ、乳幼児期からのう蝕*予防への取組を推進します。
- ・子どもをたばこの害から守るため、「山口県たばこ対策ガイドライン（第3次）」に基づき、「受動喫煙防止」、「喫煙防止（未成年・妊産婦等）」、「禁煙支援」を柱とした取組を進め、たばこの害に関する情報提供や学校・地域等における効果的な健康教育を実施します。

②思春期から成人期に向けた保健対策

- ・子どもの心身の成長の過程に即し、飲酒や喫煙、薬物の乱用、性に関する課題等について、正しい情報を提供するとともに、自分自身の心と体を大切にし、自らの健康をコントロールし改善することができる力を育てるため、学校や地域における健康教

育や性に関する指導の充実に努めます。

- 児童生徒の問題行動の未然防止や自殺兆候の早期発見、原因の早期解消等に取り組むほか、心身症や思春期やせ症、ひきこもりなどの思春期からの心の問題に早期に対応するため、保健、医療、福祉、教育等の連携を強化し、保護者や教師に対する学習機会の提供や相談体制の充実強化を図ります。

(3) 児童健全育成に向けた活動

① 青少年育成県民運動

- 山口県青少年育成県民会議*が中心となって「青少年育成県民運動」を展開する中で、青少年育成市町民会議や青少年関係団体等への活動支援を図るなど、地域ぐるみでの青少年健全育成活動を促進します。
- 青少年を対象とした体験活動や、家族がふれあう「家庭の日*」運動、青少年の社会参加活動「少年の主張コンクール」に加え、青少年の多様な課題やニーズに対応した支援活動を展開します。

② 地域の活動

- 地域における児童健全育成の拠点であり、母親クラブ*等地域における子育て支援団体の活動の場である児童館の整備促進や機能の充実を図ります。
- それぞれの地域において児童健全育成が図られるよう、母親クラブや子ども会等が実施する親子・世代間交流や研修などの地域活動を支援します。
- 地域において様々な人々が児童健全育成活動に参加することについての理解を促進し、参加意欲の高揚を図ります。

③ 有害環境対策の推進

- 青少年を取り巻く環境の浄化を図るため、市町や地域団体等と連携し、有害図書類の陳列方法等の点検・指導等を行う、「こども環境クリーンアップ活動」を推進します。
- SNS*等に起因する子どもの性被害等が問題となっていることから、「山口県青少年健全育成条例」等に基づき、地域住民や関係機関、団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの安全・安心な利用環境の整備や保護者及び青少年に対するフィルタリング*の普及啓発を推進し、子どもたちを有害情報や犯罪・トラブルから守ります。
- 警察、学校、市町教育委員会と連携し、教諭や児童・生徒、保護者等がインターネットに関する正しい知識を習得して安心して利用することができるよう、スマホ・ケータイ安全対策研修会を実施します。

④ 非行防止

- 警察、学校、児童相談所*等関係機関の連携強化を図るとともに、少年サポートセンターを中心とした支援、少年安全サポーター*の活用などにより、少年の非行防止や健全育成に向けたきめ細かな対応を図ります。



非行防止教室

⑤ひきこもり問題

- ・「ひきこもり」問題に対応するため、体系的な研修により、県精神保健福祉センターや各保健所からなる「ひきこもり地域支援センター*」職員の資質向上を図り、家族や本人への支援を行います。
- ・「山口県子ども・若者支援地域協議会*」において、子ども・若者の支援を行っているNPOや、関係行政機関相互の連携強化を図るとともに、支援を要する子ども・若者がより身近な場所で支援が受けられるよう、市町における支援機関・団体のネットワーク構築に向けた取組を支援します。

5 教育環境の整備

本県教育の強みである「コミュニティ・スクール*の連携・協働体制」と「ICT*環境」を積極的に活用することで、教育施策の効果を最大限に高めていきます。

(1) 学校教育の充実

①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習指導の充実

- ・これまでの教育実践と1人1台タブレット端末の活用等により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、子どもたちの可能性を広げるとともに、校務DXによる学校における働き方改革を推進します。



1人1台タブレット端末を活用した授業

- ・「全国学力・学習状況調査」と「山口県学力定着状況確認問題」を活用した年2回の検証改善サイクルを徹底するとともに、各種学力調査等をCBT*化して全県の学力課題を共有し、スピード感をもって授業改善につなぎます。

②読書・食育・健康づくり・スポーツ・人権教育

- ・学校での読書活動や学校図書館の授業での活用、子どもと本をつなぐ人材の育成や様々な資料・情報を提供する「山口県子ども読書支援センター*」の取組を充実するとともに、多様な子どもたちが読書活動に親しむことができる環境整備などに取り組みます。
- ・地域の教育力も活用し、児童生徒の自発的な意見発表や話し合いの場の設定など、子どもたちが自由な発想で互いの人権を尊重し合える環境づくりを推進し、豊かな人間性や社会性を育みます。
- ・専門家等と連携した体力向上に向けた取組の検証・改善、体育授業マイスター制度*の活用促進等による指導方法の工夫・改善、地元アスリート・企業等と連携したスポーツ教室の充実等により、子どもの体力の向上を推進します。
- ・子どもたちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するために、望ましい生活習慣や食習慣を身に付けることができるよう、組織的・計画的な学校保健・食育を推進します。



乳幼児期からの読書活動の応援
(親子ふれあい絵本レストラン)



プロスポーツチームと連携した
スポーツ教室

③キャリア教育*・進路指導の充実

- 幼児教育から高等学校等までの各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進し、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、自己の進路選択に主体的に取り組む態度と能力を育成します。
- 職場体験の受入れや講師派遣等、子どもの教育活動を支援する事業者や団体を広く募集・登録する「やまぐち教育応援団*」の活用の促進などにより、職場体験やインターンシップ*等の体験活動の充実を図り、地域産業への理解を深めます。
- 高等学校等における県内大学と連携した学習活動の推進や高等学校における進学に関する特色ある取組への支援の充実などにより、一人ひとりの進路実現に向けた取組を一層充実します。
- 県立高校への就職サポーター*等の継続配置・拡充による組織的できめ細かな就職支援体制の強化や、県内企業への理解を深める取組などを推進します。



インターンシップ (高校生)



就職サポーターと生徒の面談

④新たな価値を創造する人材の育成

- コンテストや育成講座等の開催を通じ、これからの本県を担うデジタル人材*に必要な資質能力を育成します。
- 児童生徒が情報に対する責任ある考えや行動をしようとする態度を身に付けるため、様々な教育活動を通じた情報モラル教育を推進します。
- 英語でコミュニケーションを図る資質能力の確実な育成の推進や、オンラインも含めた国際交流の機会の充実、国際協調・協力を実践する態度等を育む教育活動や地域

課題について探究する機会の充実に取り組み、世界に向けた広い視野と地域の身近な問題を意識する視点の両方をもった、グローバルに活躍する人材を育成します。

- 多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習や教科等横断的な学習、専門分野に関する知識や技能の深化と実践力の育成に向けた教育、新たな価値の創造に取り組む姿勢や発想・能力等を醸成する教育などを推進し、新たな価値を創造する人材を育成します。



やまぐちサイエンス・キャンプ



海外の高校生との交流

⑤特別支援教育の推進

- インクルーシブ教育システム*の構築・推進により、障害のある幼児児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導や必要な支援をより身近な地域で受けることのできる特別支援教育を推進します。
- 共生社会*の実現に向けて、全ての幼児児童生徒が共に学び合い、支え合い、地域社会の一員として心豊かに成長できるよう、交流及び共同学習や、地域や社会とのつながりが感じられる実際の・体験的な教育活動を推進します。



地域との交流による実践的な学習活動

⑥多様なニーズに応じた児童生徒への支援

- 小・中学校における少人数教育を更に推進し、基本的な生活習慣・学習習慣の形成や学力の向上等を図るとともに、日本語指導が必要な児童生徒やヤングケアラー*などへの支援を充実します。

⑦私立学校における特色ある教育の推進

- 私立学校の特色ある教育を推進するため、教育条件の維持・向上や生徒に係る修学上の経済的負担の軽減、環境整備等に対する支援を実施します。

⑧高等教育の充実

- 「大学リーグやまぐち*」を中心とした高等教育機関、産業界等の連携・協働による教育・研究水準の向上や山口県立大学の機能強化に取り組みます。
- 山口県インターンシップ推進協議会と連携したインターンシップ*の支援を通じ、大学生等の職業観や勤労観を醸成します。

(2) 学校・家庭・地域の連携

①地域連携教育の充実

- 地域連携教育再加速化サポートチームを設置し、全県一体的なコーディネートを推進し、小・中学校、高等学校、特別支援学校等の地域連携の取組を切れ目なく支援します。また、地域学校協働活動*の推進により、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを支援します。
- 小・中学校においては、地域住民との熟議や子どもと大人が学び合う活動など、9年間を通して学校・地域が連携・協働する教育活動を体系的に示した学校・地域連携カリキュラムを地域や家庭と共有し、評価・改善を重ねながら「やまぐち型地域連携教育*」を更に充実します。
- 県立学校においては、各学校・学科の特色や専門性に応じて広く社会と連携し、地元企業と連携した職業体験や地域課題に係る熟議など、県立学校ならではの取組等を支援する「やまぐち型社会連携教育*」を推進します。



小学生と地域住民による協議



地元企業と連携した職業体験

②家庭教育支援体制の充実

- 「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区において家庭教育アドバイザー*、PTA、地域の子育て経験者等で編成された「やまぐち型家庭教育支援チーム*」を市町教育委員会と連携しながら設置を推進し、保護者等への学習機会の提供や地域における相談支援体制の充実を図ります。
- 「早寝早起き朝ごはん」をはじめとした子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図るため、家庭教育に関する意識啓発・情報提供を推進します。
- 「子どもと親のサポートセンター*」、「ふれあい教育センター*」、児童相談所*等の関係機関との連携強化によるきめ細かな支援やスクールソーシャルワーカー*による保護者支援の充実を図ります。



就学時健診での子育て交流会

③地域における多様な教育

- ウェルビーイング*の観点に着目した人づくりを、様々な学びの場に広げていきます。
- 若者がふるさと山口への理解を深めることができるよう、郷土の歴史や豊かな自然環境等を活用し、先人たちの「志」と「行動力」について学ぶ取組を推進します。
- 山口県で活躍する大人や憧れの先輩との「ナナメの関係*」から刺激を受け合う「憧れの連鎖」を創出する取組を推進します。
- 子どもたちが課題を発見し、他者と協働して解決する力を育むことができるよう、探究的な学びや体験活動などを通じた、多様な他者との協働的な学びに取り組みます。
- 子どもたちが身近な場所で、主体的に学ぶ力を育むことができるよう、学校、地域、企業、団体等と連携し、多様な学びの場を提供する取組を推進します。
- 長期自然体験活動やAFPY*などの特色ある体験活動、山口図書館や山口博物館等による専門性やデジタル技術を生かした展示や講座、学校・地域への学習支援を推進します。
- 環境学習*推進センターの活用や体験活動を通じて、児童生徒の環境保全に対する理解を深め、取組意欲を育み、生涯にわたって環境保全等に取り組む基礎を養います。
- 日常生活の様々な場面で環境との関わりを認識し、環境保全活動へ積極的に参加する意識の醸成を図るため、多様な主体の連携・協働のもと、親と子の水辺の教室、自然観察会、農山漁村での体験・交流会の開催など、地域の自然や歴史等の特性を活かした環境学習の促進に努めます。
- 「きらら浜自然観察公園」、「つのしま自然館」等、自然とのふれあいが体験できる場に関する情報発信などを進め、より実践的な環境学習の機会を提供します。
- 友好姉妹提携地域等との交流や各地域における国際活動等を通じて、異なる文化や伝統を理解し尊重する態度を養うとともに、グローバルな視点をもって行動できる人材を育成します。
- スポーツ少年団の活動の活性化や指導者の確保・養成等を通じて、子どもたちがスポーツに親しみ、運動の基礎動作を身に付ける機会の確保・充実に努めるとともに、公正さや規律を尊ぶ態度や克己心を養うなど、心身の健全な育成を図ります。
- 学校部活動の円滑な地域移行に向けて、市町や学校、関係団体と連携して、地域クラブ活動の受け皿となる団体の整備充実や指導者の確保など、地域の実情に応じた中学生等にとってふさわしいスポーツ・文化芸術環境の構築を段階的に進めていきます。
- ボランティア活動をはじめとする県民活動が果たしている意義や役割等について理解を深めていくための普及啓発に努め、参加を促進します。



身近にある課題を主体的に発見し、課題解決に向けた実践を通して学ぶ
「やまぐち若者 MY PROJECT」



やまぐちアドベンチャーキャンプ



ロボットプログラミング教室

(3) いじめ・不登校等への対応

①早期発見・早期対応・相談支援

- ・いじめ等の問題行動や不登校の未然防止のために、心の教育の取組の基盤となる発達支持的生徒指導*の充実を図ります。
- ・早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を充実するため、校内体制の整備と校種間連携を強化するとともに、コミュニティ・スクール*や地域協育ネット*との連携、フォーラムの開催等により、学校・家庭・地域が一体となった社会総がかりでの取組の充実を図ります。
- ・1人1台タブレット端末等を活用した幅広い相談体制づくりやスクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*、スクールロイヤー*などの専門家の派遣等による相談・支援体制の一層の充実を図ります。
- ・やまぐち総合教育支援センターに設置している「子どもと親のサポートセンター*」や「ふれあい教育センター*」において、児童生徒や保護者に対する専門的な相談・支援を行います。
- ・不登校児童生徒に対するオンラインでの授業配信やスクールカウンセラー等による相談など、ICT*を効果的に活用した支援の推進や、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）*の設置検討に向けた調査の実施など、多様な教育機会の確保を図ります。
- ・「山口県いじめ問題対策協議会」において、県内のいじめ問題に係る関係団体・機関の連携を強化し、社会総がかりの取組を推進します。

②重大事態への対応

- ・重大な事件・事故等の発生時は、専門家の早期派遣により、児童生徒の安全確保や二次的被害の防止を図ります。また、いじめの重大事態発生時には、法に基づく調査の実施や児童生徒等の心のケア等に向け、外部専門家を派遣し、早期解決を図ります。

(4) 校則の見直し

- ・校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、学校に絶えず見直しを行うよう求めます。
- ・校則の見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、当事者の意見等を踏まえて行います。また、校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程についても示しておくことなどについて積極的に周知していきます。

(5) 高校中退の予防、高校中退後の支援

①中途退学の未然防止

- ・高等学校入学直後の学校不適應等の未然防止を図るとともに、入学後も生徒の適切な指導・援助に努めます。

②中途退学者への支援

- ・高等学校中途退学者に対し、退学後の学び直しや就職に関する情報提供を行うとともに、状況に応じて就職先を訪問するなど、継続して関わります。
- ・再び高等学校で学び直す場合に、卒業までの間（最長2年）、授業料の支援を実施し、就学継続の支援に努めます。

6 子どもの居場所づくり*

(1) 子どもの居場所の確保

- ・地域のつながりの希薄化、不登校など、子どもを取り巻く社会環境が変化する中、子ども一人ひとりの視点に立ち、物理的な「場」のみならず、様々な手法を活かして、安全で安心して過ごせる「心の居場所」を通じて、多様な学びや社会で生き抜く力を得るための体験活動、外遊びの機会を提供し、自己肯定感や自己有用感を高め、成長・変化を促進します。
- ・市町や民間団体等の子どもの居場所づくりの取組に対し、コーディネーターによるアドバイスや担い手の発掘・育成など、地域資源を活かした居場所づくりに向けた環境を整備します。
- ・企業、教育、福祉など関係機関が連携して活動に携わる人材を活用し、子ども一人ひとりの課題やニーズに応じた居場所づくりを支援して県内に展開することにより、支援活動の深化を図ります。
- ・全ての子どもが、食事の提供を通じて様々な学びや多様な体験活動の機会に接しながら、安全に安心して過ごせる「こども食堂*」の取組を全県に展開します。
- ・こどもの生活・学習支援事業などの子どもの居場所づくりを推進する市町に対して支援を充実します。
- ・学校や公民館等を活用した子どもの居場所づくりや地域ボランティア活動の機会の提供等を進めるとともに、スポーツや文化活動など様々な体験活動や世代間交流の推進、学校施設の開放などにより、地域との交流活動を推進します。
- ・子どもが安心して有意義に過ごすことができるよう、児童館や子育て支援のための拠点施設等の整備を推進するとともに、活動内容の充実を図ります。
- ・地域住民の参画を得て、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもの放課後の安全で健やかな居場所づくりを進めるとともに、放課後子ども教室*と放課後児童クラブ*の内容充実と連携促進を図ります。

(2) 子どもの相談窓口

- ・子どもが一人で悩みを抱え込まないよう、専門のスタッフや相談員等による相談支援体制の充実を図ります。
- ・子どもが抱える様々な悩みを、学校以外でも安心して相談できるよう、小・中・高等学校の子どもや保護者に対し、相談内容に応じた相談機関の一体的な周知を図ります。

<数値目標>

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
延長保育	264 箇所	293 箇所
病児保育*	36 箇所	42 箇所
子育て短期支援（ショートステイ*）（市町数）	17 市町（R6年度）	19 市町
子育て短期支援（トワイライトステイ*）（市町数）	8 市町（R6年度）	19 市町
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合	95.8%	100%
幼稚園での一時預かり*	86 箇所	135 箇所
保育所等利用待機児童数	14 人（R6年度）	0 人
放課後児童クラブ*待機児童数	620 人（R6年度）	0 人
児童発達支援センター設置市町数	14 市町	19 市町（R8年度）
12歳児でむし歯（う歯）のない人の割合	74.4%	82%
スマートフォン等の使い方について、家庭での約束がない児童生徒の割合	小学校 15.8% 中学校 23.5% （R4年度）	減少させる
全国学力・学習状況調査の全国平均との差（公立小・中学校） ※（ ）内の数値は全国平均	小6国語 67% （67.2%） 小6算数 61% （62.5%） 中3国語 70% （69.8%） 中3数学 52% （51.0%）	小・中学校全区分で 全国平均を3ポイント上回る
勉強が「好き」「どちらかといえば好き」である児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校 61.6% 中学校 62.6%	80.0%
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校 83.9% 中学校 66.1%	小学校 88.0% 中学校 75.0%
コミュニティ・スクール*を核とした交流及び共同学習を、地域住民や大学・企業等の参画を得て実施した総合支援学校数	4校	12校
読書が好きと感じている児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校 70.4% 中学校 65.9%	80.0%

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点(体力8項目の結果をそれぞれ10点満点で得点化した合計点)の県平均点(公立小・中学校) ※()内の数値は全国平均	小5男 52.2点 (52.5点) 小5女 53.8点 (53.9点) 中2男 42.5点 (41.7点) 中2女 48.6点 (47.2点) (R6年度)	全国平均値を超える
高校生等の就職決定率	99.5%	100%
高校在学中に、体験的キャリア教育*(インターンシップ*、大学・企業訪問等)を経験した生徒の割合	99.9%	100%
総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職決定率	97.2%	100%
やまぐち型家庭教育支援チーム*の設置率	43.1%	全中学校区の65%以上
地域協育ネット*コーディネーター養成講座 修了者数(累計)	594人	900人
朝食を毎日食べる児童生徒の割合(公立小・中学校)	小6 94.1% 中3 92.5% (R6年度)	100%
野外活動及びAFPY*の指導実践者数	116人	170人
学校芸術文化ふれあい事業等を活用して、舞台芸術を鑑賞した公立小・中学生の割合(年間)	33.6%	33.4%
青少年国際交流事業参加者数(累計)	1,186人	1,286人
いじめの解消率(公立小・中・高等学校・総合支援学校)	92.3%	100%
千人当たりの不登校児童生徒数(公立小・中・高等学校)	小・中学校 37.9人 高等学校 9.8人	小・中学校 16.5人 高等学校 4.8人
「こども食堂*」箇所数	177箇所	230箇所
「子どもの居場所づくり*」実施市町数	5市	10市町以上

IV 困難を有する子どもへの支援

＜施策の方向＞

深刻化する児童虐待*問題や子どもの貧困、保護者が抱える困難など、本人の努力の及ばぬところで、子どもたちの有望な将来が閉ざされることがないように、永続的で安定した家庭での養育の保障（パーマネンシー保障）の理念を踏まえ、子どもが心身ともに健やかに育つために必要な支援に取り組みます。

1 児童虐待防止対策の推進

（1）児童虐待の発生予防・早期発見

- 体罰や暴言等の虐待によらない子育てを推進するため、子どもの人格が尊重され、体罰や暴言等が子どもに及ぼす悪影響や体罰等によらない子育てに関する理解が社会に広まるように普及啓発活動を行います。
- 「市町こども家庭センター*」の機能強化を図り、妊産婦や乳幼児等の把握と妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談・支援体制を整備するとともに、母子保健施策を通じた妊娠期からの虐待の発生予防・早期発見と児童虐待防止対策との連携を一層強化します。
- 予期しない（望まない）妊娠等により悩みや家庭生活への困難を抱える特定妊婦*等に対する相談体制や生活支援体制の整備、子育てに困難を抱える家庭への里親*や養子縁組制度の周知等の支援を行います。
- 乳幼児家庭全戸訪問等を通じて、養育支援を必要とする子どもや妊産婦等の家庭状況を把握し、市町等関係機関による支援につなげるため、市町等の取組への支援を行います。
- 要保護児童支援の関係機関職員等の専門性強化と連携強化により、子どもを守る地域のネットワークの機能強化を図ります。
- 子育てや家庭、親子関係などに悩みを抱える保護者や子ども自身が気軽に相談できるよう、SNS*を活用した相談支援に取り組みます。
- 管轄の児童相談所*に繋がる全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を積極的に周知します。
- 「児童家庭支援センター*」において、児童相談所や市町と連携し、子どもや保護者からの相談に応じ、支援の必要性が高い子ども家庭への在宅支援に取り組みます。
- 子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合等に、児童養護施設*等での短期入所（ショートステイ*）や夜間・休日の養護（トワイライトステイ*）等による家庭支援を、市町と連携して推進します。
- 子育てに悩む家庭や虐待の疑いのある子どもをいち早く見つけ、早期対応につなげるため、県民や企業と協働し、社会全体で児童虐待防止に取り組む環境づくりを推進します。
- 「秋のこどもまんなか月間」（11月）におけるオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの実施等により、児童虐待防止や県民の通告義務などに関する普及啓発を図ります。

(2) 児童虐待*発生時の迅速・的確な対応

①児童相談所*の体制強化

- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン*」に基づき、児童虐待相談対応件数や複雑・困難なケースの増加に対応するため、児童福祉司や児童心理司の適切な配置、弁護士による助言のもとで対応するための体制整備、児童相談所職員に対する研修の実施等による専門性の向上、こども家庭ソーシャルワーカー*資格の取得促進により児童相談所の体制強化を図ります。
- 研修等による職員の資質向上や支援員の配置により、保護者支援プログラム*の実施など、親子関係再構築支援に係る取組を推進します。
- 児童相談所の業務に対する評価の実施などにより児童相談所の体制強化等を行います。
- 一時保護の判断の適正性や手続きの透明性の確保のために新たに導入される司法審査について、円滑な導入及び実施に取り組みます。
- 一時保護所*について、子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、要保護児童に対する支援体制を充実・強化します。
- 一時保護所の環境改善に向けた施設改修により、入所児童の生活環境の改善を行うとともに、一時保護所の入居率の向上を図り、緊急時の一時保護委託の受入れを担っている児童養護施設*や里親家庭等の負担軽減に努めます。
- 児童虐待による死亡事例等の重大事例が発生した場合には、原則として検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町が行う検証を支援します。

②市町の相談支援体制の強化

- 児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、市町要保護児童対策地域協議会*（子どもを守る地域ネットワーク）における児童相談所の助言や協議会関係者向けの研修の実施等により協議会の機能強化を図ります。
- 「市町こども家庭センター*」の全市町設置に取り組み、生活する場所や年齢に関わらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた児童の自立支援まで切れ目のない支援を受けられる体制の構築を支援します。
- 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応が図られるよう、市町職員、主任児童委員*等に対する研修を実施するとともに、実践ケース検討会の開催等を通じて、市町の児童相談体制の充実や母子保健・DV対策担当部局との連携強化を支援します。



市町こども家庭センター職員研修会

③関係機関等との連携強化

- 「福祉総合相談支援センター*」の子ども等への相談支援体制を充実・強化します。
- 医療関係者などの関係機関や市町との連携を強化するとともに、24時間365日の相談体制の確保等、児童相談所を中心とした相談機能の充実強化を図ります。
- 児童相談所と市町との情報共有を徹底します。

2 社会的養護*の推進

(1) 社会的養護の充実

①家庭養育優先原則*及びパーマネンシー保障の理念の徹底

- ・「新しい社会的養育ビジョン*」の理念に基づき、子どもを権利の主体として位置付けるとともに、子どもが成長する過程においては特定の信頼できる大人との間での愛着*形成が重要であり、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境である家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を徹底し、子どもと家庭の支援に取り組みます。
- ・子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当ではない場合は、子どもの意向や心身の状況、抱える背景を踏まえ、一人ひとりのケアニーズに応じた家庭における養育環境と同様の養育環境での代替養育*を実施します。

②里親*・ファミリーホーム*への委託の推進

- ・家庭での養育が困難な子どもについて、家庭と同じような環境で生活できる里親やファミリーホームにおける養育を推進します。
- ・里親養育支援体制の強化を図るため、里親への支援の充実、里親の担い手の育成を推進するとともに、里親制度*や養子縁組に関する普及啓発を行い、里親やファミリーホームの確保・充実を進めます。
- ・里親のリクルートから養育に向けての研修、里親家庭と子どものマッチング、委託後の支援までを一貫して行う里親支援センター*の設置運営により、里親等の支援を効果的に行います。



里親カフェ

③施設の小規模化・地域分散化・高機能化等

- ・児童養護施設*や児童心理治療施設*等においても、家庭的な環境での養護が図られるよう、小規模化・地域分散化や親子関係改善のための通所指導などの多機能化・高機能化に向けて「社会的養育推進の手引き」に基づく環境整備等を推進します。
- ・障害児入所施設においては、専任の児童指導員又は保育士の配置、及び個室や居間、キッチン等を有した小規模グループケアによる良好な家庭的環境の下での支援を推進します。

④永続的解決としての特別養子縁組*の推進

- ・家庭復帰が困難な子どもに対して、パーマネンシー保障の観点から永続的で安定した家庭での養育を保障するため、特別養子縁組等を推進します。

⑤子どもの権利擁護

- ・子どもの意見や意向を尊重し、子どもの最善の利益を考慮した上で、それぞれの子どもの健やかな成長につながる支援を行います。
- ・児童相談所*の支援により、児童養護施設や里親家庭等で暮らす子どもに対して子どもの権利ノート*を配布して意見形成を支援するとともに、児童相談所や意見表明等支援員との面談を通じて子どもの意見や意向を確認します。
- ・子どもの意向や状況に応じて、子ども自身が、社会福祉審議会へ自らの措置や処遇についての申立てもできることについて周知を図り、子どもの権利擁護の観点から社

会福祉審議会の活用を推進します。

(2) 自立支援の充実

- ・社会的養護*で育った子どもが、社会において自立していけるように、施設等における支援体制を整備するとともに、施設退所者等については、社会的養護自立支援拠点*や自立援助ホーム*の活用等により支援を充実します。

3 子どもの貧困対策

(1) 総合的な貧困対策の推進

①教育の支援

- ・学校をプラットフォームとして、学校教育の充実、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*の配置拡充による教育相談体制の整備、放課後等における学習の場の充実を図ります。
- ・生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもの学習・進学意欲の向上や、親の教育不安の解消を図るため、学習支援事業を行います。
- ・義務教育段階の就学支援の充実、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金など、低所得家庭に対する教育費負担軽減施策の充実・強化を図ります。
- ・向学心に富み有能な素質を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な高校生や大学生等に対する支援のため、山口県ひとづくり財団を通じた奨学金の貸与に努めます。
- ・子どもの進学が家庭の経済状況など、生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもたちが大学等の進学に挑戦していけるよう、ひとり親世帯や低所得子育て世帯等の子どもを対象に大学等を受験する際の受験料を支援します。

②家庭生活の安定に資するための支援

- ・複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき自立に向けた相談支援等を実施するとともに、必要に応じて医療機関、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関と連携し、包括的な支援を行います。

③保護者に対する就労の支援

- ・生活困窮者や生活保護受給者の就労促進を図るため、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施します。
- ・生活保護受給者の就労や自立を促すため、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者への就労自立給付金の支給を行います。

④経済的支援

- ・高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもを対象に、入学料、入学検査料等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学に必要な経費に充てられるものは、収入として認定しないよう取り扱います。
- ・大学等に進学又は就職することにより自立する生活保護世帯の子どもに対して、新

生活の立ち上げ費用として進学・就職準備給付金を支給します。

⑤子どもの貧困解消に向けた支援活動の充実と理解促進

- ・企業や青少年育成団体等と連携して支援活動に携わる人材を活用し、子ども一人ひとりの課題やニーズを踏まえながら、子どもの貧困の解消に向けた活動の充実と取組の理解促進を図ります。

4 ひとり親家庭への支援

(1) ひとり親家庭の自立支援

①相談・情報提供機能の強化

- ・県健康福祉センターや市町の福祉事務所等において、母子・父子自立支援員*の配置をはじめ、身近なところでひとり親家庭に対する様々な相談や支援策を情報提供できる体制づくりを進めます。
- ・ひとり親家庭等の自立を図るため、県母子・父子福祉センターにおいて、支援情報の集約を行い、生活、生業、就業、教育、結婚など様々な相談に総合的に応じ、専門的指導や援助を実施します。

②生活支援

- ・ひとり親家庭が一時的に子育てや生活への支援が必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣等により、家事、介護、保育サービス等の支援を行います。
- ・ひとり親家庭の生活指導を強化するため、児童の養育や健康づくりなどに関する生活支援講習会等の内容の充実を図ります。
- ・ひとり親家庭の父又は母及び当該家庭の児童等が安心して必要な医療を受けられるよう、医療費の自己負担分について助成します。
- ・ひとり親家庭の子どもが、高等学校等の修学継続や大学等への進学を断念することのないよう、学習・進学意欲の向上や、親の教育不安の解消を図るための学習支援を行います。
- ・離婚等により生活や子どもの養育が困難になった母子家庭を支援するため、生活の場としての母子生活支援施設*の利用を促進するとともに、ひとり親家庭の親等に対し生活支援のための相談・助言を実施します。
- ・ひとり親家庭の養育費の確保のため、母子家庭等就業・自立支援センター*に養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決めや支払の履行、強制執行に関する相談・調整や情報提供等、養育費に関する相談支援を行います。
- ・ひとり親家庭の経済的自立に向けて、母子父子寡婦福祉資金*貸付制度に関する情報提供を積極的に実施し、利用促進を図ります。
- ・公営住宅の入居者を公募する際に、ひとり親家庭に対する優先枠を設け、優先入居を実施します。
- ・児童扶養手当制度に関する積極的な情報提供を行うとともに、プライバシーの保護に配慮した給付を行います。

③就労支援

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、関係機関と連携し、母子家庭の母等の就業自立に向け、就業相談から就業あっせんに至るまでの支援を充実強化します。

- ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金により、資格取得を促進し、ひとり親家庭の就業支援を行います。
- ・ひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動、職業訓練ができるよう、児童の保育所への優先入所を促進します。

5 ヤングケアラー*への支援

(1) ヤングケアラー支援

- ・ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげるため、専門相談窓口の整備や支援人材の育成等を実施します。
- ・ヤングケアラーへの周囲の適切な理解やヤングケアラー自身の気づきにつなげるため、ヤングケアラーに係る広報啓発を実施します。
- ・多様な機関が相互に連携しヤングケアラーを適切な支援につなげることができるように、児童福祉、介護、医療、教育等の多機関連携の体制を構築します。
- ・家族の世話などにかかるヤングケアラーの負担の軽減・解消に向けて、市町と連携して、家庭への支援に取り組みます。



ヤングケアラー専門相談窓口

<数値目標>

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
こども家庭センター設置市町数 [再掲]	8 市町 (R6 年度)	全 19 市町 (R8 年度)
里親*委託率	3歳未満 13.0% 3歳以上就学前 29.9% 学童期以降 23.6%	3歳未満 75.0% 3歳以上就学前 75.0% 学童期以降 50.0%
里親等委託子ども数	105 人	209 人
登録里親数	232 世帯	292 世帯
委託里親数	66 世帯	160 世帯
ファミリーホーム*数	8 施設	12 施設
社会的養護*下の子どもの特別養子縁組*成立件数 (年度当たり)	3 件	6 件
小規模かつ地域分散化された施設数	29 施設	32 施設
一時保護所*の平均入所率	45.5%	75.0%

V 安心して子どもを育てるために必要な担い手の確保・資質向上

<施策の方向>

子どもを取り巻く環境の変化や問題の深刻化・複雑化などに対し、適切な体制を構築して切れ目ない支援を充実するため、保育士等をはじめ、様々な専門人材について、ICT*の導入や人的支援などによる業務環境の充実も図りつつ、その確保や資質向上等に向けた取組を、県民の参画も得ながら推進します。

1 保育士、幼稚園教諭、保育教諭の確保・資質向上

(1) 保育者

- ・修学資金貸付制度をはじめ、新卒の確保に向けたガイダンス・キャラバンの実施や、再就職支援、保育士資格取得に向けた支援などにより、人材確保に取り組みます。
- ・「山口県乳幼児の育ちと学び支援センター」を拠点とした保育者への研修や調査研究、幼児教育・保育施設に対する助言、情報提供等の施策を統合的に実施し、資質向上を推進します。
- ・幼児教育・保育の現場のニーズに応じた人材育成に向けて、山口県立大学において、「子ども家庭ソーシャルワーク教育研究所*」による子ども家庭福祉課題の研究や特別な支援を要する子どもの支援、保育者の専門性の向上や学び直しのための研修などの取組を強化するとともに、県立大学の学部構成等の特色や強みを活かした教育に取り組みます。

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、管理栄養士・栄養士の確保・資質向上

(1) 医師

- ・医師修学資金制度をはじめ、県内定着を促進するキャリア形成支援専門や臨床研修医の確保、専門医の養成など、総合的な医師確保対策を推進するとともに、子育て世代の医師のキャリア形成支援やICTの活用支援など、勤務環境の改善に努めます。

(2) 歯科医師

- ・臨床研修の充実による臨床研修歯科医の確保や若手歯科医師の県内定着に向けた取組を進めるとともに、災害時に対応できる歯科医師や障害者（児）等への在宅歯科医療等を行う歯科医師を養成し、資質向上を図ります。

(3) 薬剤師

- ・薬剤師奨学金返還補助制度や薬剤師と薬学生の交流による地域医療への理解促進、県薬剤師会等と連携した大学卒業後の人材育成プログラムの展開等により、就職活動前から定着・資質向上まで、それぞれの過程に応じた総合的な薬剤師確保対策を実施します。

(4) 看護職員

- ・看護師等養成所への支援や修学資金等による中小病院等への就業促進、若年層を対

象とした看護体験活動等による看護への理解促進、「やまぐちナースネット」を通じた看護情報の発信により、人材確保を図ります。

- ・勤務環境改善や病院内保育所、再就業への支援により、離職防止や再就業の促進を図るとともに、新人看護職員教育体制の充実や訪問看護師の育成、特定行為研修修了者などの専門性の高い看護師の育成などに取り組み、資質向上を図ります。

(5) 管理栄養士・栄養士

- ・県内の養成施設との連携や研修の実施により、生涯にわたる健康づくり等に対応できる栄養士の養成に努めるとともに、資質向上を図ります。

3 教職員の確保・資質向上

(1) 教職員

- ・学校、教育委員会及び大学等と連携し、教員の養成・採用・研修の一体的な取組を推進します。
- ・教育課題に的確に対応するための資質能力の向上や、採用選考試験の更なる工夫・改善により、多様な専門性を有する教職員集団の形成を図ります。

4 その他専門人材等の確保・資質向上

(1) 保育分野

①放課後児童支援員

- ・放課後児童クラブ*の円滑な運営に向け、保育士資格や教員免許状を有する者、放課後児童育成事業従事経験者等を対象とした認定資格研修を実施するとともに、処遇改善などの支援により、放課後児童クラブの従事者の確保を図ります。

②子育て支援員

- ・保育や子育て支援分野の充実を図るため、認定研修を実施し、保育所やファミリーサポートセンター*、放課後児童クラブなどに従事・サポートする人材の確保を図ります。

③子育てサポーター

- ・保育所等での園児の遊び相手や寝具の用意、地域子育て支援拠点*で行われる多世代交流活動への参加、放課後児童クラブでの昔遊びや自然体験活動の指導など、様々な子育て支援活動を希望する高齢者や子育て経験者等を対象とした研修を実施し、保育所等とのマッチングを図る「やまぐち子育てサポーター制度」を推進します。

(2) 教育分野

①地域協育ネット*コーディネーター

- ・本県の地域連携教育の更なる推進に向けた全県的な連携推進体制の強化に向け、CSチーフ*、CSサポーター*、地域学校協働活動*推進員、学校運営協議会委員等を対象に各種研修会を実施し、多様な主体の参画による社会に開かれた教育課程の実現を推進します。

②スクールソーシャルワーカー*・スクールカウンセラー*

- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を支援し、教育相談体制の一層の充実を図ります。

(3) その他子育て支援等分野

①母子保健推進員*

- ・地域における母子保健の推進向上のため、研修等を実施し、家庭訪問やサークル活動などの子育て支援活動を通して行政と住民のパイプ役として活躍する人材の資質向上を推進します。

②児童指導員

- ・児童福祉施設における生活指導や発達支援などを通じて児童の成長を支援するため、各種研修等を実施し、人材の確保や資質向上を推進します。

③意見表明等支援員（アドボケイト）

- ・児童養護施設*等に入所する児童等の生活の悩みや不満、措置内容等に関する意見・意向を把握し、施設や児童相談所*等に対する意見表明を支援するため、研修等を通じた人材確保や資質向上を推進します。

④里親*

- ・里親制度*の普及啓発、里親のリクルート及びアセスメント、研修、委託中の里親支援、措置解除後の支援等の充実を図るとともに、里親会が行う里親同士の交流や研修などの活動を支援します。

(4) 行政等分野

①児童福祉司・児童心理司

- ・児童相談所の機能強化を図り、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を推進するため、児童福祉司について、福祉に関する相談や社会診断、支援・指導等に関する研修を実施するとともに、こども家庭ソーシャルワーカー*の資格取得を促進し、資質向上を推進します。
- ・また、児童心理司について、診断面接、心理検査等による心理診断や心理療法、助言指導等の指導に関する研修を実施し、資質向上を推進します。

②主任児童委員*

- ・地域の家庭や子どもの見守り・支援にあたり、虐待等に関する適切な知識や対応の取得に向けて研修を行い、資質向上を推進します。

<数値目標>

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
産婦人科・産科医師数（15～49歳女子人口10万人当たり）	山口県平均 49.8 全国平均 49.0 （R4年度）	全国平均以上
小児科医師数（小児人口10万人当たり）	山口県平均 91.2 全国平均 122.6 （R4年度）	全国平均以上
「授業の内容がよくわかる」児童生徒の割合（公立小・中学校）	小国 86.9% 小算 83.1% 中国 82.9% 中数 77.4%	小国 90.0% 小算 90.0% 中国 90.0% 中数 90.0%

VI 働き方改革の推進

＜施策の方向＞

若い世代が子どもを生き育てやすい環境をつくるため、子育てに合わせて働きながらワーク・ライフ・バランス*が実現できるよう、長時間労働の是正やテレワーク*等の柔軟な働き方の導入促進、子育て家庭の働き方の応援につながる働き方改革や男性の家事・育児参画の促進に向けた取組を推進します。

1 仕事と子育ての両立に向けた支援

(1) 長時間労働の是正

① 機運醸成と普及啓発

- ・「やまぐち働き方改革推進会議*」による多様な主体による取組の推進、「やまぐち働き方改革支援センター*」によるアウトリーチ支援や中小企業労働相談員による事業所訪問、長時間労働の縮減やワーク・ライフ・バランスに関するセミナーや研修会等を実施します。
- ・職場環境改善キーパーソンの養成と取組支援による働き方改革の成功事例となる実践モデルを創出し、県内企業への波及を図ります。
- ・やまぐち働き方改革アドバイザーの育成及び登録を推進します。
- ・企業における長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進のために、普及啓発等による企業経営者等への働きかけを行います。
- ・働き方改革関連法や一般事業主行動計画*の策定など、労働関連法令について、労働者、企業経営者等への広報・啓発を図ります。



やまぐち働き方改革アドバイザー養成講座



やまぐち働き方改革シンポジウム

(2) 柔軟な働き方の推進

① 企業の自主的な取組推進

- ・「やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度*」等による男性、女性ともに希望どおり、育児休業制度を取得することが当たり前となり、働きやすい職場環境づくりを促進します。
- ・企業の自主的な研修会等の場に講師を派遣する「ワーク・ライフ・バランス推進出前講座」を実施します。
- ・部下のワーク・ライフ・バランスの実現を応援する上司である「イクボス*」の普及促進を図ります。

- ・「誰もが活躍できるやまぐちの企業*」認定制度等により、ワーク・ライフ・バランス*等に自主的に取り組む企業を支援します。



「やまぐち“とも×いく”応援企業登録証」交付式



②多様な働き方の推進

- ・企業等において、育児休業、短時間勤務、短時間正社員制度、フレックスタイム制など多様で柔軟な働き方が可能となる制度の整備や、それらを利用しやすい職場環境づくりを進めます。
- ・デジタル技術を活用した多様な人材の活用のための企業の職場環境づくりの取組を支援します。
- ・テレワーク*や子連れ出勤に係る環境整備等、育休取得促進や子育て職場環境づくりを「山口県子育て応援補助金」により支援します。
- ・育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止に向け、普及啓発や企業への指導、また、労働者からの相談に対し迅速かつ丁寧な対応を進めます。

(3) 子育て家庭の応援

①ハラスメント対策の推進

- ・職場における妊娠・出産・育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止に向け、普及啓発や企業への指導、また、労働者からの相談に対し迅速かつ丁寧な対応を進めます。

②企業の意識改革

- ・「やまぐち働き方改革支援センター*」によるアウトリーチ支援による働き方改革の推進や、男性が育児に参画している好事例の普及啓発等により、企業における意識改革を推進します。
- ・部下の仕事と育児の両立を支援する上司（イクボス*）や「子育て」を大切にする企業文化の醸成を図ります。

③女性のライフイベントに応じた働き方の実現

- ・場所的・時間的制約に左右されづらく、柔軟な働き方が実現しやすいデジタル分野の資質向上を図るための取組を推進します。
- ・山口しごとセンター*等でのキャリアカウンセリング*の実施やマッチング機会の確保を充実します。



未就業女性と企業とのマッチングイベント

- ・女性の雇用に積極的な企業と研修によってスキルや魅力が向上した未就業女性とのマッチングを図り、就業を促進します。

④女性が働きやすい職場環境づくり

- ・安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりに向けて、次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法等の周知・啓発、女性の職域拡大と就業継続に向けた働きやすい職場環境の整備に関する企業の取組支援や、企業経営者等の理解促進のための広報・啓発を行います。
- ・「やまぐち女性の活躍推進事業者*制度」による女性活躍に向けた取組の促進や、「女性管理職アドバイザー制度*」における「輝き女性サポーター*」による女性管理職等への相談支援を行います。

⑤こどもと過ごすための休暇を取得しやすい職場環境づくり

- ・企業における休み方改革の支援、男性の長期育休の取得強化に向けた支援等を行います。

(4) 学校における働き方改革の推進

- ・県教育委員会に設置している「学校における働き方改革推進室」による進行管理の下、市町教育委員会等と連携しながら、「コミュニティ・スクール*の連携・協働体制」や「ICT*環境」などの本県の強みを生かして、働き方改革に関する取組を着実に推進します。
- ・校務DXの推進や支援スタッフの配置など、様々な施策を総合的に進め、教員が授業やその準備に一層注力できる環境を構築します。

2 男性の家事・育児参画の促進

(1) 育児休業取得促進

- ・「山口県もっと育休奨励金*」等による男性従業員の育児休業取得の促進を図ります。

(2) 男性の意識改革

- ・男性の積極的な家事育児への参加を促すイベントの開催や、夫婦で上手に家事・育児を分担して子育てを楽しんでいる家族「“とも×いく”ファミリー」の表彰などにより、共に子どもを育てることが当たり前となる社会の実現に向けた普及啓発を図ります。
- ・イベント等での「妊婦体験ジャケット」、「知事妊婦体験動画」等の活用や、「お父さんの育児手帳*」の配付等により、男性の家事・育児参画に向けた理解促進を図ります。
- ・新婚夫婦や企業の若手社員への「家事から始まる男女共同参画手帳*」や「家事ハウツー集」の配布等により、男性の家事・育児参画に向けた啓発等を推進します。
- ・「学校内子育てひろば*」の取組やライフプランニング教育などを通して、早い時期から乳幼児親子と触れ合う機会を設けることで、男女が協力して家事・育児を行う大切さについて意識啓発を図ります。



親子で楽しめるイベント（パパのアトリエ）



お父さんの育児手帳



家事ハウツー集

<数値目標>

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
25～44歳の働く女性の割合	80.8%（R4年度）	87.0%
やまぐち女性の活躍推進事業者*数	278事業者	450事業者
育児休業取得率（男性）	31.0%（R4年度）	78.0%
年間総実労働時間（5人以上事業所）	1,648時間（R5年）	1,630時間（R11年）
民間企業の年次有給休暇取得率	67.6%（R4年度）	70.6%
「やまぐち“とも×いく”応援企業」登録企業数	31社	1,000社
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	88分（R3年度）	増加させる

Ⅶ 子どもと子育てにやさしい社会づくり

＜施策の方向＞

誰もが子どもを生き育てやすい社会をつくることは、社会経済の持続可能性を高め、社会全体のウェルビーイング*の向上を実現する「未来への投資」であり、子どもと子育て世帯をやさしく支える社会づくりの推進に向けて、「やまぐち子育て連盟*」を中心に社会全体で子育て支援に取り組みます。

1 地域・企業・団体の連携による支援

(1) やまぐち子育て連盟による取組

- 子どもや家庭に関わる機関や団体、企業等により構成される「やまぐち子育て連盟」を中心とした県民運動の取組に加え、やまぐち子ども・子育て応援コンソーシアム*による推進体制の強化、多子世帯への祝品の贈呈等を通じ、効果的な子育て支援体制等の充実や社会全体で子育てや子育て家庭を支える気運の醸成を図ります。
- 「やまぐち子育て連盟」を通じて、地域の優良な取組の紹介や、子育ての大切さの理解促進に向けた普及・啓発を推進します。
- 民間企業からの寄附等による「やまぐち子ども・子育て応援ファンド*」を組成し、子育て支援に取り組む団体の主体的な活動を支援します。



やまぐち子ども・子育て応援ファンド交付式

(2) 企業による子育て支援の推進

- 「やまぐち“とも×いく” 応援企業登録制度*」等による仕事と子育ての両立に向けた職場環境づくりを促進します。
- 社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図るため、地域や企業との協働により、子育て家庭等が料金割引等のサービスを受けることができる「やまぐち子育て応援パスポート制度*」の協賛企業の募集、子育て家庭への周知等を図ります。

(3) 関係機関との連携強化

- 子育てと介護に同時に直面するダブルケアなど、複合的な課題に対し包括的に支援できるよう、地域における行政機関、地域子育て支援拠点*、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員*等の相互の連携強化を図ります。

2 こどもや子育てにやさしい休み方改革の推進

(1) 子育ての楽しさ・喜びの実感

- 親子で一緒に過ごすことができる時間を増やすことで、子育ての楽しさや喜びを実感できるようにするため、やまぐち子育て連盟を中心に行政・企業・学校等が協働し、子どもの行事などに合わせて休暇を取得することを社会全体で応援する機運醸成や、

子どもと親と一緒に休め、親子で楽しめる環境・仕組みづくりを推進します。

- ・学校の休業日以外でも家族と一緒に校外で体験や探究活動を実行できる「家族でやま学の日」を活用し、山口への愛着を深めながら家族で過ごすことができるように取り組みます。
- ・「こどもや子育てにやさしい休み方改革」月間（11月）において、親子で参加できるイベントや体験教室の充実、公の施設の使用料等の免除などに取り組むとともに、積極的な休暇取得について広く県民に呼びかけます。

3 多様な担い手による子育て支援

（1）シニアや子育て経験者等による子育て支援

- ・多様な子育て支援活動が展開されるよう、高齢者や子育て経験者等による「やまぐち子育てサポーター制度」等を活用し、世代間交流や地域間交流の促進や、地域の様々な人材の子育て支援への参加促進を図ります。

（2）地域の活動による子育て支援

①子育て県民運動を中心とした活動

- ・やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター*等による取組の充実など、「やまぐち子育て県民運動*」の展開を通じて、親子が共に楽しめる場づくりを進めるとともに、地域の子育て関係者によるネットワークの強化を図り、地域の子育て支援の輪を広げます。
- ・子育てサークル等のネットワークの形成により、相互交流や情報交換などによる連携強化を図るとともに、子育てサークル表彰等の実施により、その活動の活性化を図ります。
- ・地域における子育てを支援する団体や従業員の子育て支援に取り組む企業等を「子育て応援団」として登録し、子育て支援に関する情報の共有化や、交流などによる活動の一層の促進等を図ります。
- ・主任児童委員*、母子保健推進員*、母親クラブ*等の子育て支援関係者の連携の強化により、子育てに不安を抱く親などへの支援を行うネットワークづくりを進めるなど、子どもや家庭をサポートするための民間の体制の整備を図ります。

②情報提供

- ・子育てイベントや子育て支援情報などについて、子育て支援アプリやSNS*等を通じた迅速かつ適切な提供に努めます。

③子育て支援施設と連携した取組

- ・保育所等を活用し、地域子育て支援拠点*の充実を図るとともに、子育てサークルや子育てボランティアの育成、多様な主体の参画による交流の場づくりなど、子育て支援の充実を図ります。
- ・保育所における育児講座の開催などを通じて、子育てに関する専門的機能を地域に開放し、地域に開かれた保育所に向けた取組を促進します。
- ・幼稚園における幼児教育相談の実施や親子登園など、地域の幼児教育のセンターとして、その施設や機能を活用した子育て支援の取組を促進します。

- ・地域の子育て支援機能を持つ認定こども園*における子育て家庭に対する相談活動や、親子の集いの場の提供などの取組を促進します。

4 子どもと子育てにやさしい風土づくり

(1) 気運醸成

- ・こどもまんなか児童福祉月間(5月)における取組や、地域の様々な団体が行うイベントへの支援などにより、親子のふれあいの大切さの啓発、地域の子育て関係者の交流促進等を図るとともに、社会全体で子どもや子育てを支える気運を高めます。
- ・家族がふれあう「家庭の日*」運動の推進・普及啓発に向けたポスターカレンダーの作成・配布、「家庭の日」協力事業所の登録などの青少年育成県民運動を推進する山口県青少年育成県民会議*の取組を支援します。
- ・安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現のために、切れ目ない妊産婦や乳幼児への保健対策など母子保健を取り巻く課題の周知を図るとともに、出産及び子育てを支える気運の醸成に努めます。



こどもまんなか児童福祉月間
(こいのぼり掲揚式)

(2) 子ども・子育てに配慮したまちづくり

①子育てに配慮した住宅の確保

- ・子育て世帯が安心して居住できる住環境を整備するため、ユニバーサルデザイン*の考え方にに基づき、配慮事項や整備手法等の指針となる「やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準」を通じて、子育てに配慮した住宅の普及を図ります。
- ・子育てに配慮した県営住宅団地の整備を進めるとともに、子育て支援を行うことができる施設の併設等について検討します。
- ・市町に対して、県等の取組を情報提供し、市町営住宅等における子育てに配慮した住環境整備等の取組を促進します。

②子育てに配慮した居住環境の確保

- ・立地適正化計画の策定による子育て支援施設の立地誘導等により、子どもを育む環境の整備を促進します。
- ・世代間の支え合いによる子育てしやすい環境づくりに向け、市町・企業等と連携して、三世代同居・近居の推進に取り組めます。



やまぐち三世代同居・近居
ロゴマーク

③安心して外出できる環境整備

- ・買い物や通学などの日常生活に必要な交通手段の確保・充実を図るとともに、子どもや妊婦が利用しやすいノンステップバス*の導入を推進します。
- ・子どもや子育て中の親が快適で安心して過ごすことができるよう、県立都市公園の整備を進めるとともに、身近な市町の都市公園の整備を促進します。
- ・県民が気軽に安全にスポーツ施設等を利用できるよう、施設環境の整備・充実に努め

ます。

- 山口きらら博記念公園が有する高いポテンシャルを活かし、子どもから高齢者まで、幅広い世代の県民が集い、交流し、活力を創出・発信するため、「山口きらら博記念公園みらいビジョン」に基づく施設整備を推進します。
- インクルーシブ*に配慮した遊具をはじめ、多様な遊具の整備を促進し、子どもの身体や運動機能の発達を促し、身体づくりにつなげていきます。
- ユニバーサルデザイン*の観点から、子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりを促進するとともに、関係機関等と連携しながら普及啓発を図ります。
- 妊産婦や障害のある方などで歩行や乗降が困難な方が、公共施設や店舗などに設置されている身体障害者用駐車場を適正に利用できるよう、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知と理解を促進します。
- 子ども連れの方などが安心して外出できるよう、バリアフリー施設の情報提供に努めます。

5 子どもの安全確保

(1) 交通安全対策

①子どもに配慮した交通対策

- 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、「ゾーン30プラス*」を整備するなど、車両の速度抑制や通過交通の排除に重点を置いた対策を実施するほか、わかりやすい道路標識等の整備、路側帯の設置・拡幅等の安全対策を実施します。
- 幼児・児童・生徒の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車の通行位置を示した道路等の整備を推進します。
- 地域の見守り隊やスクールガード*等と連携して、通学路における安全行動の指導や安全点検等を実施し、通学路の安全確保を図ります。
- 妊婦等に配慮した道路上の駐停車場所の確保を推進します。



ゾーン30プラス



通学路等の歩道整備

②交通安全教育の推進

- 学校、家庭、地域社会、関係団体等が連携した通学路の安全点検・安全マップづくりや、児童生徒に対する交通安全教育を推進します。
- 生徒の自主的な自転車安全利用の啓発等を行う少年セーフティリーダーズの活動支援などを通じて、自転車乗車時のマナーアップを推進します。
- 自転車乗車中のヘルメットの着用について、児童生徒や保護者へ啓発します。

- 交通安全学習館における交通安全研修や交通移動教室、各警察署の交通安全教室など、参加・体験型の交通安全教育を推進します。



デジタル安全マップづくり



交通移動教室

③普及啓発

- 社会教育関係団体や地域活動連絡協議会等の団体活動を通じて、家庭や地域における交通安全活動を推進し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。
- シートベルトやチャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習会や交通安全運動等を通じて、適切な使用方法についての広報啓発活動及び着用促進のための指導を強化します。
- 横断歩道における歩行者の安全確保及び運転者による歩行者優先意識の高揚を図る「横断歩道ハンドサイン運動*」を推進します。
- 街頭活動の強化や効果的な交通指導取締り等を通じて、悪質危険ドライバーを排除します。



横断歩道ハンドサイン運動

(2) 事故防止

①幼稚園・保育所・学校等での事故防止対策

- 幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止のためのガイドラインや事故発生時の対応マニュアルについて、周知・徹底し、的確な対応に努めます。
- 国の補助制度の周知・啓発等を通じ、幼稚園・保育所等の耐震化など、より安全な幼児教育・保育環境の整備を推進します。
- 子どもたちが安心して学校教育を受けられるよう、計画的な長寿命化改修や非構造部材の耐震化等の教育環境の整備に努めます。
- 学校安全3領域(防犯を含む生活安全・交通安全・災害安全)・3活動(安全教育・安全管理・組織活動)の総合的・効果的な取組を推進します。
- 学校安全計画や危機管理マニュアル等が常に実践的なものとなるよう、関係機関や外部有識者の知見を加えた見直しを推進します。



地域別学校安全推進研究会

②家庭内での事故防止対策

- ・家庭内における子どもの事故防止について、母子保健事業等を活用し、保護者に周知・指導を行うとともに、建築物・公園等の施設や製品などに関する子どもの事故に係る情報提供により事故の未然防止や再発防止に努めます。

(3) 防犯対策

①犯罪等の被害の防止

- ・道路や公園等の公共施設や住居の構造、防犯カメラや防犯灯などの設備の配置等について、犯罪行為の防止に配慮した環境整備を進めます。
- ・防犯の観点からの通学路の点検や、学校・地域・警察等の関係機関が連携を図りながら、危険箇所や不審者情報に関する情報共有及び迅速な対応を行います。
- ・防犯教室、防犯訓練の充実とともに、地域安全マップの作成や地域ぐるみの見守り活動の啓発・強化により、児童生徒の安全意識・能力の向上を図ります。
- ・インターネットに起因する子どもの犯罪被害等を防止するため、関係機関等と連携し、保護者へのフィルタリング*等の説明強化や啓発活動を行います。
- ・性犯罪や性暴力の防止、相談や被害があった場合の申告をしやすい取組、被害当事者への支援、普及活動の実施等の取組を推進します。



防犯カメラの設置



夜間の防犯パトロール



防犯教育・学校事故対応研修会

②見守り体制の充実

- ・登下校防犯プラン*を踏まえ、県民、関係団体、市町等と連携して、地域における自主防犯意識の高揚を図るとともに、防犯パトロールや子ども見守り活動など、防犯ボランティアによる自主的な防犯活動を推進します。
- ・学校とスクールガード*の連携強化を通じた通学路等の安全確保など、地域と連携した学校安全の取組を推進します。
- ・犯罪等により被害を受けた子どもの精神的被害を軽減し、立ち直りを支援するため、関係機関・団体が連携し、被害を受けた子どもや保護者等に対するカウンセリングを実施するとともに、民間犯罪被害者支援団体ボランティア活動を支援します。
- ・「少年安全サポーター*制度」の拡充による問題事案への指導助言を強化することにより、犯罪から子どもを守る取組を推進します。



子どもの見守り活動

<数値目標>

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
「やまぐち子育て応援パスポート」協賛事業所登録数	2,024 事業所	2,050 事業所
「家庭の日*」協力事業所の登録数	997 事業所	増加させる
やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度協力施設数	1,038 施設	1,200 施設（R9年度）
デマンド型乗合タクシー等導入数（累計）	69 箇所	81 箇所
ノンステップバス*導入率	80.7%（R4年度）	84.3%
登下校中における子どもの交通事故負傷者数（年間） ※車両送迎中に負傷したものも含む	38 人	27 人
民間犯罪被害者支援団体ボランティア数	45 人	55 人
日時等を事前に告げない避難訓練を実施している学校の割合	64.9%	80%
専門家と連携した防災学習を実施している学校の割合	66.8%	80%

第5章 教育・保育の確保方策等

子ども・子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容や、認定こども園*の設置目標、教育・保育の提供に必要な保育士等の見込数などを定めます。

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育が提供されるよう、市町と連携し、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）を定めます。

(1) 幼児期の学校教育・保育の種類

特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第27条第1項に規定する市町の確認を受けた教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所
特定地域型保育事業	法第29条第1項に規定する市町の確認を受けた事業者が行う地域型保育事業*	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育 ・小規模保育 ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育

(2) 教育・保育の提供区域

幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策について定める単位として教育・保育の提供区域（以下「県区域」という。）を定めます。

この県区域は、市町が市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町計画」という。）において定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町における広域利用の実態も踏まえ、市町を1つの単位として設定します。

(3) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策の設定

量の見込みとその確保方策については、県区域ごとに、市町計画における数値を基本として、以下の区分ごとに定めます。

区 分		量の見込みの内容	確保方策の内容
1号	法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（3～5歳、幼児期の学校教育のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数 ※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）
2号	法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（3～5歳、保育の必要性あり）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設

3号	法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (0～2歳、保育の必要性あり)	<ul style="list-style-type: none"> 年齢区分ごとの特定教育・保育施設(認定こども園*及び保育所に限る。)及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数の合計数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)
----	---	--	--

○県区域における幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策

《県・計》 ※県区域ごとの量の見込みと確保方策は、5章末に掲載。

(単位：人)

県・計		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	7,264	17,474	2,181	9,229	6,858	17,038	2,161	9,136	6,496	16,562	2,126	9,258
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	9,708	17,360	2,482	8,969	9,681	17,230	2,495	8,956	9,550	17,150	2,525	8,972
	確認を受け ない幼稚園	1,760	0	0	0	1,771	0	0	0	1,783	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	171	448	0	0	181	476	0	0	186	490
	幼稚園+預かり保育※1	0	1,905	0	0	0	1,867	0	0	0	1,828	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	94	107	355	0	94	107	355	0	94	107	355
	上記以外	0	34	3	16	0	34	3	16	0	34	3	16
計		11,468	19,393	2,763	9,788	11,452	19,225	2,786	9,803	11,333	19,106	2,821	9,833
②-①		4,204	1,919	582	559	4,594	2,187	625	667	4,837	2,544	695	575

県・計		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	6,201	16,236	2,116	9,157	5,945	15,929	2,089	9,149
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	9,455	17,039	2,532	9,012	9,396	16,964	2,536	9,058
	確認を受け ない幼稚園	1,790	0	0	0	1,795	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	186	490	0	0	186	490
	幼稚園+預かり保育※1	0	1,812	0	0	0	1,795	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	94	107	355	0	94	107	355
	上記以外	0	34	3	16	0	34	3	16
計		11,245	18,979	2,828	9,873	11,191	18,887	2,832	9,919
②-①		5,044	2,743	712	716	5,246	2,958	743	770

(注)市町では、障害の有無にかかわらず、量の見込み等を算出している。

※1 保育を必要とする子ども(3歳児以上)の預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合。

※2 地域枠について、市町の利用者支援の対象としたものに限る。

2 認定こども園*の設置目標

県は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定めます。

(1) 県区域ごとの目標設置数、設置時期

幼稚園や保育所の認定こども園への移行に関する意向や、教育・保育の実施主体である市町の考え方等を踏まえ、以下のとおりとします。

①基本的な考え方

- 市町において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の供給体制の確保の内容を設定されていることから、原則、市町が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とします。
- 施設の移行希望がなく、市町においても認定こども園の設置を見込んでいない県区域のうち、教育・保育施設が保育所しかない区域については、住民の幼児期の学校教育に対するニーズに応える必要があることから、1カ所の目標設置数を設定します。

②県区域ごとの目標設置数等（令和7年度～令和11年度）

区域名	目標設置数	区域名	目標設置数
下関市	4カ所	美祢市	0カ所
宇部市	2カ所	周南市	5カ所
山口市	18カ所	山陽小野田市	0カ所
萩市	0カ所	周防大島町	1カ所
防府市	5カ所	和木町	0カ所
下松市	1カ所	上関町	1カ所
岩国市	0カ所	田布施町	0カ所
光市	2カ所	平生町	0カ所
長門市	0カ所	阿武町	1カ所
柳井市	0カ所		

(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2の「都道府県計画で定める数」

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2により、保育所や認定こども園の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可等をしないことができるとされています。

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可等の申請があった場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、下記の「都道府県計画で定める数」を加え

た数に達するまでは認可・認定を行うこととされています。

この「都道府県計画で定める数」は、各施設の認定こども園*への移行に関する意向、教育・保育の実施主体である市町の考え方等を踏まえ、以下のとおりとします。

①基本的な考え方

- 市町において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の供給体制の確保の内容に見込んでいることから、県としては、市町が認定こども園への移行を見込んでいるものについては、原則、認可・認定することとします。
- 市町が供給体制の確保の内容に認定こども園を見込んでいないが、県が目標設置数を設定した県区域については、需給バランスも考慮しながら、既存施設が認定こども園へ移行するために最低限必要と考えられる数を設定します。

②県区域ごとの「都道府県計画で定める数」

区域名	計画で定める数 (保育所からの移行分として1号区分に設定)	数の設定の考え方
上関町	5人	・住民の幼児期の学校教育に対するニーズに対応する必要があるため、市町計画の教育に係る量の見込みに相当する人数を設定
阿武町	5人	

3 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の必要見込数

質の高い教育・保育を提供するためには、保育士等の確保が必要であることから、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの必要見込み数を定めます。

なお、算出の過程で、厚生労働省「社会福祉施設等調査」等の調査票情報を利用しました。

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
保育教諭※	1,604人	1,706人	1,754人	1,756人	1,806人
保育士	4,324人	4,229人	4,208人	4,208人	4,165人
幼稚園教諭	649人	645人	631人	627人	625人

(注) 障害児に対する加配保育者等を含む。

※保育教諭には、認定こども園で働く保育士又は幼稚園教諭のみの資格者も含む。

《参考》令和6年度における職員数(常勤換算)

保育教諭：1,506人 保育士：3,864人 幼稚園教諭：645人

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町との連携

市町による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認等において、その所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立ち入り監査への同行などを行い、市町との連携推進を図ります。

<県区域ごとの幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策>

①下関市区域

(単位：人)

下関市		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,040	3,508	481	1,750	994	3,393	478	1,749	960	3,281	462	1,740
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,321	3,388	452	1,671	1,339	3,364	450	1,668	1,309	3,373	453	1,684
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	6	13	0	0	16	41	0	0	21	55
	幼稚園+預かり保育※1	0	253	0	0	0	238	0	0	0	219	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	25	41	168	0	25	41	168	0	25	41	168
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,321	3,666	499	1,852	1,339	3,627	507	1,877	1,309	3,617	515	1,907
②-①		281	158	18	102	345	234	29	128	349	336	53	167

下関市		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	944	3,226	459	1,707	927	3,163	453	1,679
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,288	3,367	453	1,694	1,290	3,342	454	1,691
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	21	55	0	0	21	55
	幼稚園+預かり保育※1	0	214	0	0	0	206	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	25	41	168	0	25	41	168
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,288	3,606	515	1,917	1,290	3,573	516	1,914
②-①		344	380	56	210	363	410	63	235

(注)市町では、障害の有無にかかわらず、量の見込み等を算出している。

※1 保育を必要とする子ども（3歳児以上）の預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合。

※2 地域枠について、市町の利用者支援の対象としたものに限る。

②宇部市区域

(単位：人)

宇部市		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,015	2,026	330	952	994	1,997	324	955	962	1,940	316	964
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	652	1,531	276	888	652	1,531	276	888	652	1,531	276	888
	確認を受け ない幼稚園	858	0	0	0	858	0	0	0	858	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	29	84	0	0	29	84	0	0	29	84
	幼稚園+預かり保育※1	0	985	0	0	0	985	0	0	0	985	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	16	14	45	0	16	14	45	0	16	14	45
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,510	2,532	319	1,017	1,510	2,532	319	1,017	1,510	2,532	319	1,017
②-①		495	506	▲ 11	65	516	535	▲ 5	62	548	592	3	53

宇部市		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	935	1,893	310	967	911	1,861	303	969
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	652	1,531	276	888	652	1,531	276	888
	確認を受け ない幼稚園	858	0	0	0	858	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	29	84	0	0	29	84
	幼稚園+預かり保育※1	0	985	0	0	0	985	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	16	14	45	0	16	14	45
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,510	2,532	319	1,017	1,510	2,532	319	1,017
②-①		575	639	9	50	599	671	16	48

③山口市区域

(単位：人)

山口市		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	937	3,095	234	1,564	850	3,025	237	1,584	794	2,964	236	1,664
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,545	2,923	434	1,515	1,552	2,922	434	1,515	1,558	2,922	434	1,516
	確認を受け ない幼稚園	574	0	0	0	585	0	0	0	597	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	42	114	0	0	42	114	0	0	42	114
	幼稚園+預かり保育※1	0	328	0	0	0	305	0	0	0	284	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		2,119	3,251	476	1,629	2,137	3,227	476	1,629	2,155	3,206	476	1,630
②-①		1,182	156	242	65	1,287	202	239	45	1,361	242	240	▲ 34

山口市		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	759	2,952	236	1,661	720	2,925	240	1,666
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,560	2,922	434	1,516	1,562	2,922	434	1,516
	確認を受け ない幼稚園	604	0	0	0	609	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	42	114	0	0	42	114
	幼稚園+預かり保育※1	0	273	0	0	0	264	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		2,164	3,195	476	1,630	2,171	3,186	476	1,630
②-①		1,405	243	240	▲ 31	1,451	261	236	▲ 36

④萩市区域

(単位：人)

萩市		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	52	407	87	232	49	379	85	220	47	364	83	214
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	73	441	93	232	73	441	93	232	73	441	93	232
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	6	13	0	0	6	13	0	0	6	13
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		73	441	99	245	73	441	99	245	73	441	99	245
②-①		21	34	12	13	24	62	14	25	26	77	16	31

萩市		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	45	354	82	209	44	339	80	204
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	73	441	93	232	73	441	93	232
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	6	13	0	0	6	13
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		73	441	99	245	73	441	99	245
②-①		28	87	17	36	29	102	19	41

⑤防府市区域

(単位：人)

防府市		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,002	1,497	71	885	928	1,488	68	868	832	1,434	69	903
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,479	1,626	205	882	1,499	1,621	200	872	1,514	1,621	200	872
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	17	40	0	0	17	40	0	0	17	40
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,479	1,626	222	922	1,499	1,621	217	912	1,514	1,621	217	912
②-①		477	129	151	37	571	133	149	44	682	187	148	9

防府市		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	764	1,418	68	938	708	1,416	67	975
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,490	1,600	203	900	1,470	1,590	203	940
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	17	40	0	0	17	40
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,490	1,600	220	940	1,470	1,590	220	980
②-①		726	182	152	2	762	174	153	5

⑥下松市区域

(単位：人)

下松市		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	750	856	79	533	729	857	78	554	711	869	77	549
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	702	780	93	399	702	780	93	399	702	780	93	399
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	24	71	0	0	24	71	0	0	24	71
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	18	22	67	0	18	22	67	0	18	22	67
	上記以外	0	34	3	16	0	34	3	16	0	34	3	16
計		702	832	142	553	702	832	142	553	702	832	142	553
②-①		▲48	▲24	63	20	▲27	▲25	64	▲1	▲9	▲37	65	4

下松市		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	690	862	76	541	689	860	75	534
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	702	780	93	399	702	810	96	405
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	24	71	0	0	24	71
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	18	22	67	0	18	22	67
	上記以外	0	34	3	16	0	34	3	16
計		702	832	142	553	702	862	145	559
②-①		12	▲30	66	12	13	2	70	25

⑦岩国市区域

(単位：人)

岩国市		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	712	1,820	292	843	638	1,739	293	820	606	1,690	295	859
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,074	1,960	246	921	1,005	1,878	268	921	955	1,817	292	921
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	9	20	0	0	9	20	0	0	9	20
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,074	1,960	255	941	1,005	1,878	277	941	955	1,817	301	941
②-①		362	140	▲ 37	98	367	139	▲ 16	121	349	127	6	82

岩国市		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	563	1,641	297	862	528	1,604	299	869
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	907	1,756	292	921	862	1,699	292	921
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	9	20	0	0	9	20
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		907	1,756	301	941	862	1,699	301	941
②-①		344	115	4	79	334	95	2	72

⑧光市区域

(単位：人)

光市		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	190	558	106	359	183	535	104	347	182	534	102	343
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	299	726	105	395	304	726	105	395	304	726	105	395
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		299	726	105	395	304	726	105	395	304	726	105	395
②-①		109	168	▲1	36	121	191	1	48	122	192	3	52

光市		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	181	530	100	338	176	517	99	331
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	304	726	105	395	304	726	105	395
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		304	726	105	395	304	726	105	395
②-①		123	196	5	57	128	209	6	64

⑨長門市区域

(単位：人)

長門市		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	196	208	45	136	196	208	44	122	185	196	42	127
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	255	390	49	230	255	390	49	230	255	390	49	230
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		255	390	49	230	255	390	49	230	255	390	49	230
②-①		59	182	4	94	59	182	5	108	70	194	7	103

長門市		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	176	186	41	123	162	172	40	120
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	255	390	49	230	255	390	49	230
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		255	390	49	230	255	390	49	230
②-①		79	204	8	107	93	218	9	110

⑩柳井市区域

(単位：人)

柳井市		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	56	365	17	197	50	360	18	193	45	362	19	183
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	65	414	42	194	65	407	38	185	65	407	38	185
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		65	414	42	194	65	407	38	185	65	407	38	185
②-①		9	49	25	▲3	15	47	20	▲8	20	45	19	2

柳井市		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	41	372	20	182	41	374	20	181
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	65	407	38	185	65	407	38	185
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		65	407	38	185	65	407	38	185
②-①		24	35	18	3	24	33	18	4

⑪美祢市区域

(単位：人)

美祢市		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	32	173	32	82	28	158	30	85	26	148	29	84
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	35	277	48	115	35	277	48	115	35	277	48	115
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		35	277	48	115	35	277	48	115	35	277	48	115
②-①		3	104	16	33	7	119	18	30	9	129	19	31

美祢市		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	24	135	37	42	23	135	26	74
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	35	277	48	115	35	277	48	115
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		35	277	48	115	35	277	48	115
②-①		11	142	11	73	12	142	22	41

⑫周南市区域

(単位：人)

周南市		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	942	1,641	137	882	903	1,610	134	840	854	1,551	130	823
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,615	1,473	188	768	1,615	1,473	188	768	1,545	1,455	190	773
	確認を受け ない幼稚園	185	0	0	0	185	0	0	0	185	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	32	80	0	0	32	80	0	0	32	80
	幼稚園+預かり保育※1	0	339	0	0	0	339	0	0	0	340	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	35	30	75	0	35	30	75	0	35	30	75
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,800	1,847	250	923	1,800	1,847	250	923	1,730	1,830	252	928
②-①		858	206	113	41	897	237	116	83	876	279	122	105

周南市		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	805	1,492	128	792	753	1,431	126	763
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,545	1,455	190	773	1,545	1,455	190	773
	確認を受け ない幼稚園	185	0	0	0	185	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	32	80	0	0	32	80
	幼稚園+預かり保育※1	0	340	0	0	0	340	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	35	30	75	0	35	30	75
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,730	1,830	252	928	1,730	1,830	252	928
②-①		925	338	124	136	977	399	126	165

⑬山陽小野田市区域

(単位：人)

山陽小野田市		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	216	777	175	507	209	753	171	496	197	711	168	504
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	311	851	156	446	311	851	156	446	311	851	156	446
	確認を受け ない幼稚園	143	0	0	0	143	0	0	0	143	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	6	13	0	0	6	13	0	0	6	13
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		454	851	162	459	454	851	162	459	454	851	162	459
②-①		238	74	▲13	▲48	245	98	▲9	▲37	257	140	▲6	▲45

山陽小野田市		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	189	682	165	496	184	662	162	487
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	311	851	156	446	311	851	156	446
	確認を受け ない幼稚園	143	0	0	0	143	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	6	13	0	0	6	13
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		454	851	162	459	454	851	162	459
②-①		265	169	▲3	▲37	270	189	0	▲28

⑭周防大島町区域

(単位：人)

周防大島町		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	3	101	28	63	2	97	28	65	3	100	27	56
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	3	101	28	63	2	97	28	65	3	100	27	56
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		3	101	28	63	2	97	28	65	3	100	27	56
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

周防大島町		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	3	99	25	56	3	99	24	55
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	3	99	25	56	3	99	24	55
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		3	99	25	56	3	99	24	55
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0

⑮和木町区域

(単位：人)

和木町		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	34	110	17	41	27	102	18	47	24	89	20	48
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	34	110	17	41	27	102	18	47	24	89	20	48
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		34	110	17	41	27	102	18	47	24	89	20	48
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

和木町		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	20	74	21	50	21	79	22	54
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	20	74	21	50	22	79	22	54
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		20	74	21	50	22	79	22	54
②-①		0	0	0	0	1	0	0	0

⑩上関町区域

(単位：人)

上関町		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	0	30	4	16	0	30	4	16	0	30	4	16
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	0	30	4	16	0	30	4	16	0	30	4	16
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	30	4	16	0	30	4	16	0	30	4	16
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

上関町		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	0	30	4	16	0	30	4	16
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	0	30	4	16	0	30	4	16
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	30	4	16	0	30	4	16
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0

⑰田布施町区域

(単位：人)

田布施町		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	60	142	22	87	58	150	22	79	53	144	22	85
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	105	182	22	96	105	182	22	96	105	182	22	96
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		105	182	22	96	105	182	22	96	105	182	22	96
②-①		45	40	0	9	47	32	0	17	52	38	0	11

田布施町		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	51	141	22	81	47	129	22	79
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	105	182	22	96	105	182	22	96
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		105	182	22	96	105	182	22	96
②-①		54	41	0	15	58	53	0	17

⑱平生町区域

(単位：人)

平生町		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	27	133	14	69	20	119	15	73	15	112	15	76
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	140	130	14	66	140	120	15	75	140	115	15	80
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		140	130	14	66	140	120	15	75	140	115	15	80
②-①		113	▲3	0	▲3	120	1	0	2	125	3	0	4

平生町		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	11	108	15	76	8	110	17	73
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	140	110	20	80	140	110	20	80
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		140	110	20	80	140	110	20	80
②-①		129	2	5	4	132	0	3	7

⑱阿武町区域

(単位：人)

阿武町		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	0	27	10	31	0	38	10	23	0	43	10	20
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	0	27	10	31	0	38	10	23	0	43	10	20
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	27	10	31	0	38	10	23	0	43	10	20
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

阿武町		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	0	41	10	20	0	23	10	20
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	0	41	10	20	0	23	10	20
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育※1	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設※2	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	41	10	20	0	23	10	20
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進

「みんなで子育て応援山口県」の実現に向けた施策の着実な推進を図るため、市町をはじめ、県民、事業者、関係団体等と相互に連携・協力するとともに、毎年度、計画の進捗状況を点検し、適切な進行管理を行います。

1 計画の推進体制

(1) 県民の役割

- すべての県民が、子どもの育ちの質に直接的・間接的に関係していることや、子どもの幸福の実現がすべての人々のウェルビーイング*の向上につながることを踏まえ、子どもの最善の利益を第一に考えて、子育て支援・少子化対策の推進に自ら努めるとともに、県の施策に協力することが求められます。
- 父母その他の保護者は、子育ての第一義的責任を有するとの認識の下、家庭で子どもに生活習慣を身に付けさせて、子どもを健やかに育てるよう努めることが求められます。
- 様々な場における親同士の交流や地域のネットワークづくり等を通じ、地域全体で子育てを支え合うことが大切です。

(2) 事業者の役割

- 仕事と子育ての両立に向け、労働時間の短縮や休暇制度の充実等、必要な雇用環境を整備するための「一般事業主行動計画*」を策定・実施するとともに、「やまぐち子育て連盟*」の取組等を踏まえ、「やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度*」や「やまぐち子育て応援パスポート制度*」、「こどもや子育てにやさしい休み方改革」等への積極的な参加に努め、社会全体で子育てを応援する気運を高めることに大きな役割を果たすことが期待されます。
- 子育てしやすい職場づくりのために、子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の相互理解の更なる促進に配慮するとともに、子育てを支援する制度の積極的な活用に向けた取組を推進することが必要です。

(3) 国、市町及び県民等との連携等

- 子育て支援・少子化対策は、国の制度等と密接に関連していることから、今後の国の動向に十分留意しながら、この計画の期間中に県が実施する施策に、国の対策を反映させていきます。また、国に対して制度の創設・改善、施策や財源措置の充実等について、必要な働きかけを行います。

- 子どもや子育て支援に関する施策の主な実施主体である市町との連携を一層強化するとともに、県民、事業者及びこれらの者が組織する団体の理解と協力を得ながら相互に密接に連携し、一体となってこの計画の着実な推進を図ります。
- 子どもや子育て支援に関する取組など必要な情報が子育て世帯等に届くよう、SNS*をはじめ様々な媒体を活用した情報発信や県の施策・事業等を説明する機会の創出に取り組みます。

(4) 庁内の推進体制

- 子育て支援・少子化対策については、教育・保育や母子保健など各分野にわたる広範な施策が含まれることから、効果的かつ着実に施策を推進するため、関係部局間の緊密な連携を図ります。
- 子育て支援・少子化対策に係る施策の策定・実施・評価に当たっては、個々の施策の目的等に応じ、適切に子どもや子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じ、子どもの最善の利益を実現します。

2 計画の点検・評価

本計画を着実に推進するため、毎年度、計画の進捗状況の点検、評価を行い、実効性のある施策展開を図ります。

- 計画の実効性を確保する観点から、年次報告書の作成・公表や数値目標の進行管理等を通じ、毎年度、計画の進捗状況の点検・評価を行います。
- こうした点検・評価の結果を踏まえ、計画を達成する上での課題等について、「山口県子育て文化審議会」等において、関係者の意見を聴きながら、計画達成に向けた適切な対応を図ります。

資料編

<数値目標一覧>

I 結婚の希望を叶えるための支援

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
やまぐち結婚応援センター*の引き合わせ実施数 (累計)	9,325 件	17,600 件
学校内子育てひろば*の設置校数	53 校	81 校
企業誘致件数	40 件 (R4 年)	125 件 (R7~R11 年度累計)
関係支援機関の支援による創業数 (5 年間の累計)	1,167 件 (R1~R5 年度)	1,200 件 (R7~R11 年度累計)

II 妊娠・出産の希望を叶えるための支援

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
こども家庭センター設置市町数	8 市町 (R6 年度)	全 19 市町 (R8 年度)
まちかどネウボラ*認定数	93 箇所	110 箇所
やまぐち子育て A I コンシェルジュの利用者数	9,910 件	24,000 件
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	96.0% (R4 年度)	増加させる
十代の人工妊娠中絶実施率 (女子人口千対)	3.3 (R4 年度)	減少させる
十代の性感染症罹患数 (1 定点当たりの報告数)	6.3	減少させる
1 歳 6 か月までの麻疹・風疹ワクチン予防接種率	95.5%	95.0%
3 歳児におけるう歯のない人の割合	86.7% (R4 年度)	95%
乳幼児健康診査の受診率	1 か月 97.3% 3 か月 98.5% 7 か月 97.1% 1 歳 6 か月 97.4% 3 歳 96.5% (R4 年度)	増加させる
周産期死亡率 (出産千対)	山口県平均 3.8 全国平均 3.5 (H25 年~R4 年の 10 年間の平均)	全国平均以下 (R 元年~R10 年の 10 年間の平均)
出生に対する低出生体重児の割合	9.8% (R4 年度)	減少させる

Ⅲ 安心して子育てできる環境づくり

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
延長保育	264 箇所	293 箇所
病児保育*	36 箇所	42 箇所
子育て短期支援（ショートステイ*）（市町数）	17 市町（R6年度）	19 市町
子育て短期支援（トワイライトステイ*）（市町数）	8 市町（R6年度）	19 市町
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合	95.8%	100%
幼稚園での一時預かり*	86 箇所	135 箇所
保育所等利用待機児童数	14 人（R6年度）	0 人
放課後児童クラブ*待機児童数	620 人（R6年度）	0 人
児童発達支援センター設置市町数	14 市町	19 市町（R8年度）
12歳児でむし歯（う歯）のない人の割合	74.4%	82%
スマートフォン等の使い方について、家庭での約束がない児童生徒の割合	小学校 15.8% 中学校 23.5% （R4年度）	減少させる
全国学力・学習状況調査の全国平均との差（公立小・中学校） ※（ ）内の数値は全国平均	小6国語 67% （67.2%） 小6算数 61% （62.5%） 中3国語 70% （69.8%） 中3数学 52% （51.0%）	小・中学校全区分で 全国平均を3ポイント上回る
勉強が「好き」「どちらかといえば好き」である児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校 61.6% 中学校 62.6%	80.0%
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校 83.9% 中学校 66.1%	小学校 88.0% 中学校 75.0%
コミュニティ・スクール*を核とした交流及び共同学習を、地域住民や大学・企業等の参画を得て実施した総合支援学校数	4校	12校
読書が好きと感じている児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校 70.4% 中学校 65.9%	80.0%

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点(体力8項目の結果をそれぞれ10点満点で得点化した合計点)の県平均点(公立小・中学校) ※ () 内の数値は全国平均	小5男 52.2点 (52.5点) 小5女 53.8点 (53.9点) 中2男 42.5点 (41.7点) 中2女 48.6点 (47.2点) (R6 年度)	全国平均値を超える
高校生等の就職決定率	99.5%	100%
高校在学中に、体験的キャリア教育*(インターンシップ*、大学・企業訪問等)を経験した生徒の割合	99.9%	100%
総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職決定率	97.2%	100%
やまぐち型家庭教育支援チーム*の設置率	43.1%	全中学校区の65%以上
地域協育ネット*コーディネーター養成講座修了者数(累計)	594人	900人
朝食を毎日食べる児童生徒の割合(公立小・中学校)	小6 94.1% 中3 92.5% (R6 年度)	100%
野外活動及びAFPY*の指導実践者数	116人	170人
学校芸術文化ふれあい事業等を活用して、舞台芸術を鑑賞した公立小・中学生の割合(年間)	33.6%	33.4%
青少年国際交流事業参加者数(累計)	1,186人	1,286人
いじめの解消率(公立小・中・高等学校・総合支援学校)	92.3%	100%
千人当たりの不登校児童生徒数(公立小・中・高等学校)	小・中学校 37.9人 高等学校 9.8人	小・中学校 16.5人 高等学校 4.8人
「こども食堂*」箇所数	177箇所	230箇所
「子どもの居場所づくり*」実施市町数	5市	10市町以上

IV 困難を有する子どもへの支援

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
こども家庭センター設置市町数 [再掲]	8市町 (R6 年度)	全19市町 (R8 年度)
里親*委託率	3歳未満 13.0% 3歳以上就学前 29.9% 学童期以降 23.6%	3歳未満 75.0% 3歳以上就学前 75.0% 学童期以降 50.0%

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
里親*等委託子ども数	105人	209人
登録里親数	232世帯	292世帯
委託里親数	66世帯	160世帯
ファミリーホーム*数	8施設	12施設
社会的養護*下の子どもの特別養子縁組*成立件数（年度当たり）	3件	6件
小規模かつ地域分散化された施設数	29施設	32施設
一時保護所*の平均入所率	45.5%	75.0%

V 安心して子どもを生み育てるために必要な担い手の確保・資質向上

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
産婦人科・産科医師数（15～49歳女子人口10万人当たり）	山口県平均 49.8 全国平均 49.0 （R4年度）	全国平均以上
小児科医師数（小児人口10万人当たり）	山口県平均 91.2 全国平均 122.6 （R4年度）	全国平均以上
「授業の内容がよくわかる」児童生徒の割合（公立小・中学校）	小国 86.9% 小算 83.1% 中国 82.9% 中数 77.4%	小国 90.0% 小算 90.0% 中国 90.0% 中数 90.0%

VI 働き方改革の推進

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
25～44歳の働く女性の割合	80.8%（R4年度）	87.0%
やまぐち女性の活躍推進事業者*数	278事業者	450事業者
育児休業取得率（男性）	31.0%（R4年度）	78.0%
年間総実労働時間（5人以上事業所）	1,648時間（R5年）	1,630時間（R11年）
民間企業の年次有給休暇取得率	67.6%（R4年度）	70.6%
「やまぐち“とも×いく”応援企業」登録企業数	31社	1,000社
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	88分（R3年度）	増加させる

VII 子どもと子育てにやさしい社会づくり

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
「やまぐち子育て応援パスポート」協賛事業所登録数	2,024事業所	2,050事業所

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
「家庭の日*」協力事業所の登録数	997 事業所	増加させる
やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度協力施設数	1,038 施設	1,200 施設（R9年度）
デマンド型乗合タクシー等導入数（累計）	69 箇所	81 箇所
ノンステップバス*導入率	80.7%（R4年度）	84.3%
登下校中における子どもの交通事故負傷者数（年間） ※車両送迎中に負傷したものも含む	38 人	27 人
民間犯罪被害者支援団体ボランティア数	45 人	55 人
日時等を事前に告げない避難訓練を実施している学校の割合	64.9%	80%
専門家と連携した防災学習を実施している学校の割合	66.8%	80%

<参考：社会的養護*関連の数値目標>

社会的養護に関して、こども家庭庁支援局長通知（R6.3.12 付）に基づき国が示した項目の令和 11 年度までの目標値を定めた上で、別途、国に進捗状況を毎年度報告することになっています。

代表的なものについては本プランの数値目標としていますが、それ以外の細密な数値目標を参考までに下記のとおり掲載します。

(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組

項目	現状（R5 年度）	目標値（R11 年度）
社会的養護にかかわる関係職員（児童相談所*、一時保護所*、里親*・ファミリーホーム*、施設、里親支援センター*、児童家庭支援センター*、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対する権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数	3 回 680 人	3 回 570 人
意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合	18 人 1.4%	1,300 人 100%
措置児童を対象とした日ごろから意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度		
①日ごろから意見を表明できる子どもの割合	① ー	①100%
②日ごろから意見を大切に扱われたと感じる子どもの割合	② ー	②100%
③日ごろから意見についてどう対応するか説明を受けている子どもの割合	③ ー	③100%

(2) 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

項目	現状（R5 年度）	目標値（R11 年度）
こども家庭センター設置市町数	8 市町(R6 年度)	全 19 市町(R8 年度)
こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の実施回数、受講者数	15 回 50 人	16 回 100 人
市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策（事業ごと）		
①子育て短期支援事業	① 1,451 人	① 2,680 人
②養育支援訪問事業	② 1,773 人	② 1,389 人
③一時預かり事業	③521,233 人	③361,829 人
④子育て世帯訪問支援事業	④ ー	④ 1,254 人
⑤児童育成支援拠点事業	⑤ ー	⑤ 119 人
⑥親子関係形成支援事業	⑥ ー	⑥ 110 人

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
市町における子育て短期支援事業を委託している里親*・ファミリーホーム*、児童家庭支援センター*数	22 箇所	28 箇所
児童家庭支援センターの設置数	5 箇所	6 箇所
児童相談所*から児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託件数	10 件	16 件
市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	5 箇所 (R6 年度)	6 箇所

(3) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	1 箇所 (R6 年度)	1 箇所
助産施設の設置数	5 箇所	5 箇所
特定妊婦*等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数	1 回 87 人	1 回 140 人

(4) 一時保護改革に向けた取組

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
一時保護所*の定員数	27 人	27 人
一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	159 箇所 (R6 年度)	191 箇所
一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数	1 回 3 人	1 回 5 人
第三者評価を実施している一時保護所数・割合	0 箇所 0%	1 箇所 100%
一時保護所の平均入所率	45.5%	75.0%

(5) 代替養育*を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	0 件 (R6 年度)	41 件
保護者への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	0 回 0 人	5 回 55 人
児童相談所を通じた特別養子縁組*の成立件数	1 件	4 件
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	2 件	2 件
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	20 人	20 人

(6) 里親*・ファミリーホーム*への委託の推進に向けた取組

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率		
①3歳未満の里親等委託率	①13.0%	① 75.0%
②3歳以上就学前の里親等委託率	②29.9%	② 75.0%
③学童期以降の里親等委託率	③23.6%	③ 50.0%
④里親等登録率	④70.0%	④ 104.1%
⑤里親等稼働率	⑤34.2%	⑤ 52.1%
養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録数、新規里親登録数、委託里親数、委託子ども数		
①里親登録数(全体)	①232 世帯	①292 世帯
②養育里親登録数	②199 世帯	②253 世帯
③専門里親登録数	③ 24 世帯	③ 35 世帯
④養子縁組里親登録数	④119 世帯	④137 世帯
⑤新規里親登録数(年度当たり)	⑤ 23 世帯	⑤ 20 世帯
⑥委託里親数	⑥ 66 世帯	⑥160 世帯
⑦委託子ども数	⑦105 人	⑦209 人
ファミリーホーム数	8 施設	12 施設
里親登録に係る県児童福祉審議会の開催件数	3 件	3 件
里親支援センター*の設置数	1 箇所(R6 年度)	1 箇所
里親に対する基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	5 回 83 人	8 回 100 人

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
小規模かつ地域分散化した施設数・入所児童数	29 施設 148 人	32 施設 160 人
養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数	11 施設 35 人	11 施設 35 人
養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数	8 施設	11 施設
一時保護専用施設の整備施設数	1 施設	2 施設
児童家庭支援センター*の設置施設数	5 施設	6 施設
里親支援センター、里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施施設数	1 施設(R6 年度)	1 施設
妊産婦等生活援助事業の実施施設数	0 施設(R6 年度)	0 施設

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
市町の家庭支援事業を委託されている施設数 (事業ごと)		
①子育て短期支援事業	① 11 施設	① 11 施設
②養育支援訪問事業	② 2 施設	② 2 施設
③一時預かり事業	③ 0 施設	③ 0 施設
④子育て世帯訪問支援事業	④ 2 施設	④ 3 施設
⑤児童育成支援拠点事業	⑤ 1 施設	⑤ 2 施設
⑥親子関係形成支援事業	⑥ 1 施設	⑥ 1 施設
	(R6 年度)	

(8) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
児童自立援助事業の実施箇所数 (I 型~III 型 それぞれの入居人数)		
①箇所数	①13 箇所	①15 箇所
②I 型の入居人数	②21 人	②21 人
③II 型の入居人数	③ 2 人	③ 5 人
④III 型の入居人数	④ 2 人	④ 5 人
	(R6 年度)	
社会的養護自立支援拠点*事業の整備箇所数	1 施設(R6 年度)	1 箇所

(9) 児童相談所*の強化等に向けた取組

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
第三者評価を実施している管内児童相談所 数・実施割合	0 箇所 0% (R6 年度)	6 箇所 100%
児童福祉司、児童心理司の配置数	85 人(R6 年度)	85 人
市町支援児童福祉司の配置数	1 人(R6 年度)	1 人
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	11 人(R6 年度)	11 人
医師の配置数	常勤 0 人 非常勤 14 人 (R6 年度)	常勤 0 人 非常勤 14 人
保健師の配置数	7 人(R6 年度)	7 人
弁護士の配置数	常勤 0 人 非常勤 6 人 (R6 年度)	常勤 0 人 非常勤 6 人
こども家庭福祉行政に携わる県(児童相談所) 職員における研修(児童福祉司任用後研修、 こども家庭ソーシャルワーカー*の養成に係 る研修等)の受講者数	13 人(R6 年度)	13 人
専門職採用者数	7 人(R6 年度)	7 人

＜やまぐち子ども・子育て応援プランの施策展開とこども大綱*の関連表＞

本プランは「こども大綱」を勘案して策定しています。
本プランと「こども大綱」との関連を以下に示します。

施策体系	こども大綱 (こども施策に関する重要事項等) 項目	ライフステージを通じた重要事項						ライフステージ別の重要事項				
		こども・若者が主体であること、社会全体での共有等	多様な遊びや体験できる機会づくり	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	こどもの貧困対策	障害児支援・医療的ケア等への支援	児童虐待防止対策	こども・若者の自殺対策、犯罪などから子どもを守る取り組み	こどもの誕生前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	学童期・思春期	こどもが安心して過ごせる質の高い教育の再生等	
I	結婚に向けた支援の充実											
	ライフデザイン構築のための支援											
	若者の安定した雇用に向けた支援											
	魅力ある雇用の場づくり											
II	妊娠期からの切れ目のない支援			○					○			
	健康な体づくり・母子保健対策の充実			○					○			
	不妊症や不育症に悩む人への支援								○			
	周産期医療の充実								○			
III	子育て家庭の負担軽減			○	○							
	幼児教育・保育の充実					○				○		
	多様なニーズに応じた子育て支援					○				○		
	子どもの健康づくり			○				○	○		○	
	教育環境の整備	○	○			○					○	
	子どもの居場所づくり		○									○
IV	児童虐待防止対策の推進							○				
	社会的養護の推進							○				
	子どもの貧困対策					○						
	ひとり親家庭への支援					○						
	ヤングケアラーへの支援							○				
V	保育士、幼稚園教諭、保育教諭の確保・資質向上									○		
	医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、栄養士の確保・資質向上			○					○			
	教職員の確保・資質向上		○								○	
	その他専門人材等の確保・資質向上					○	○			○		
VI	仕事と子育ての両立に向けた支援											
	男性の家事・育児参画の推進		○									
VII	地域・企業・団体の連携による支援											
	こどもや子育てにやさしい休み方改革の推進											
	多様な担い手による子育て支援											
	子どもと子育てにやさしい風土づくり		○			○						
	子どもの安全確保							○				

ライフステージ別の重要事項											子育て当事者への支援に関する重要事項	子ども施策を推進するために必要な事項		
学童期・思春期						青年期								
小児医療体制、心身の健康等に関する情報提供やケアの充実	未成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	いじめ防止	不登校の対応	校則の直し	体罰や不適切な指導の防止	高校中退の予防、高校中退後の支援	高等教育の修学支援、高等実教育の充実	就業支援、雇用の基盤の安定	結婚を希望する若者の生活への支援	悩みや不安を抱える若者の家族に対する相談体制の充実	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	地域子育て支援、家庭教育の支援	共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	ひとりの親家庭への支援
									○					
	○													
								○						
								○						
														○
○							○				○			
												○		
○												○		
														○
														○
														○
														○
														○
													○	
													○	
														○
														○
														○
														○
														○
														○
														○
														○
														○
														○
														○

子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例

平成 19 年山口県条例第 46 号

豊かな自然と多様な文化に恵まれた山口県で、次代の社会を担うすべての子どもが夢と希望を持ち、健やかに育つことは、私たち山口県民の願いである。

一方、急速な少子化の進行は、家族の構成や雇用形態の変化と相まって、山口県の将来に対して、子どもを育成する環境の悪化、地域の活力の低下等の県民生活の全般にわたる深刻な影響をもたらすことが懸念される。

こうした状況に歯止めをかけ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、これを構成するすべての人が、それぞれの責任と役割を果たして、結婚、出産及び子育てに対する不安の軽減、職業生活と家庭生活との両立を妨げている諸要因の解消等を図ることが重要である。

ここに、私たちは、子どもや子育てを社会全体で愛情を持ってやさしく見守り、かつ、支えることができる社会を実現するために共に力を合わせて取り組んでいくことを決意し、そのような取組の積み重ねが、やがて風土や住みよさとして、親から子へ、子から孫へと受け継がれていくことにより、山口県らしい子育ての文化が創造されることを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子育て支援・少子化対策について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子育て支援・少子化対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援・少子化対策を総合的に推進し、もって子育てに関する豊かな文化の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子育て支援・少子化対策」とは、県民が安心して子どもを生み、誇りと喜びを感じながら子どもを育て、及び子どもの成長を愛情をもってやさしく支えることができる社会を実現するために行われる取組をいう。

(基本理念)

第3条 子育て支援・少子化対策は、子どもの権利が尊重されること及び子どもの利益が考慮されることを旨として、推進されなければならない。

2 子育て支援・少子化対策は、子どもの成長の程度に応じて、その意見が適切に反映され、及びその主体的な取組が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

3 子育て支援・少子化対策は、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場(以下「社会全体」という。)において、これを構成するすべての者が相互に子育てを支援することを旨として、推進されなければならない。

4 子育て支援・少子化対策は、子どもを生み、育てる者がひとしく支援を受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 子育て支援・少子化対策は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

6 子育て支援・少子化対策は、これまでの地域における取組の成果を有効に活用して、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第5条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、子育て支援・少子化対策の推進に自ら努めるとともに、県が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力する責務を有する。

2 父母その他の保護者は、家庭が子どもの育つ基盤であり、かつ、自らが子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもに対し生活のために必要な習慣を身に付けさせて、子どもを健やかに育てるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、県が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、前項の規定により雇用環境を整備するに当たっては、職場における慣行、職場の雰囲気その他の労働者の意識に起因する事情により子育てについて支援する制度の活用が妨げられることのないよう、職場における労働者の間の相互理解の促進に特に配慮しなければならない。

(社会全体における県民等の連携及び協力)

第8条 県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)は、社会全体において子育て支援・少子化対策を推進するに当たっては、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(県民運動)

第9条 県民等は、子育て支援・少子化対策が地域の特性を生かして行われるようにし、かつ、社会全体において子どもの成長及び子育てを支える気運の醸成を図るための活動(以下「県民運動」という。)を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民運動が促進されるように、学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭の日)

第10条 県民は、毎月第3日曜日を標準として、おおむね毎月1回以上、一定の日を定めて、家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族と触れ合い、その他家族のきずなを深めるための取組をするよう努めるものとする。

2 事業者又は県民若しくは事業者の組織する民間の団体は、毎月第3日曜日を標準として、おおむね毎月1回以上、一定の日を定めて、前項の規定による取組を支援する取組をするよう努めるものとする。

3 県は、毎年、期間を定めて、家庭の日(前2項の規定により県民等が定める日をいう。)の趣旨について啓発活動を行うものとする。

(基本的施策)

第11条 県は、子育て支援・少子化対策の推進に資するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 社会を構成するすべての者が結婚、出産及び子育てを支える気運を醸成すること。

二 子どもの心身の成長過程に応じた保健医療サービスの充実及び家庭における健康の増進を図ること。

三 子どもを生み、育てる者の負担の軽減を図ること。

四 子どもに社会生活の基礎となる学力を身に付けさせるとともに、子どもの豊かな心及び健やかな身体をはぐくむこと。

五 職業生活と家庭生活との両立を支援すること。

六 地域において子育てを支援する体制及び住宅、公園その他の生活環境を整備すること。

七 市町及び県民等と共同して子どもの安全の確保及び健全な育成を図ること。

(計画の策定等)

第 12 条 知事は、前条に定める施策その他の子育て支援・少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子育て支援・少子化対策の推進に関する計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

2 計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 子育て支援・少子化対策の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 子育て支援・少子化対策の推進に関する目標
- 三 子育て支援・少子化対策の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前3号に掲げるもののほか、子育て支援・少子化対策の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県子育て文化審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

5 知事は、計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

(事業者の報告)

第 13 条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境の整備の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(推進体制の整備)

第 14 条 県は、市町及び県民等と連携しつつ、子育て支援・少子化対策に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 15 条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 16 条 知事は、毎年、県議会に、子育て支援・少子化対策の推進の状況及び子育て支援・少子化対策に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(山口県子育て文化審議会)

第 17 条 次に掲げる事務を行わせるため、審議会を置く。

- 一 子育て支援・少子化対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに子育て支援・少子化対策に関する施策についての建議に関する事務
- 二 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 4 項各号に掲げる事務
- 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務

2 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 子育ての支援に関する団体を代表する者
- 三 事業者を代表する者
- 四 労働者を代表する者
- 五 市町の長を代表する者
- 六 関係行政機関の職員
- 七 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 15 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 1 項の改正規定(同項第 3 号に係る部分に限る。)は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 山口県子育て文化審議会は、第 17 条第 1 項の改正規定(同項第 3 号に係る部分に限る。)の施行の前においても、改正法附則第 9 条の規定により改正法の施行の前においても行うことができることとされた改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務を行うことができる。

附 則(令和 5 年条例第 10 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

山口県子育て文化審議会規則

平成 19 年山口県規則第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例(平成 19 年山口県条例第 46 号)第 17 条第 4 項の規定に基づき、山口県子育て文化審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例の一部を改正する等の条例(令和 5 年山口県条例第 33 号)の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に任命された委員の任期は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則(平成 26 年規則第 11 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 37 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年規則第 57 号)

この規則は、公布の日から施行する。

山口県子育て文化審議会委員名簿

区 分		所属等	氏 名
学識経験者	学識	山口大学経済学部教授	◎鍋山祥子
		山口県立大学社会福祉学部准教授	横山順一
		宇部フロンティア大学短期大学部教授	○伊藤一統
	教育	山口市立白石小学校長	小野晃子
		宇部市立川上中学校長	大山隆史
		山口県立下関北高等学校長	原本悦美
関係団体	子育て支援	(一財)山口県保育協会副会長	宮原大地
		学校法人四恩学園四恩幼稚園園長	見山任昭
		山口県地域活動連絡協議会副会長	安光真裕美
		山口県母子保健推進協議会会長	百衣万里子
		山口県PTA連合会副会長	友景里絵
	地域福祉・医療分野	(社福)山口県社会福祉協議会事務局次長兼総務企画部長	大倉福恵
		(一社)山口県医師会常任理事	河村一郎
		(一財)山口県母子寡婦福祉連合会理事	谷岡富美枝
		(一財)山口県児童入所施設連絡協議会会長	川村宏司
		(一財)山口県里親会会長	河内美舟
		山口県障害福祉サービス協議会会長	古川英希
	県民運動	子育て県民運動地域推進協議会副会長	杉山美羽
		山口県青少年育成県民会議副会長	木橋悦二
	事業者代表	(株)西京銀行湯田支店次長	徳本智子
	労働者代表	(一社)山口県労働者福祉協議会専務理事	藤山毅
	市町の長	下松市こども未来部長	今谷光代
	関係行政機関	山口家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	中島英子
山口労働局職業安定部訓練課長		永岡英憲	
公募委員	会社員	松本睦	
	大学生	漆下まどか	
	大学生	瀧本あすか	

◎会長 ○副会長

<用語解説>

プランに記載されている用語のうち、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。なお、用語の右側に付しているページ番号は、以下の用語が出てくるページを示しています。

A～Z

*AI【P15】

Artificial Intelligence の略。「人工知能」のこと。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術のこと。

*AFPY（アフピー）【P33, 37, 87】

「Adventure Friendship Program in Yamaguchi」の略。他者と関わり合う活動を通して、個人の成長を図り、豊かな人間関係を築くための考え方と行動の在り方を学び合う、山口県独自の体験学習法のこと。

*CBT【P29】

「Computer Based Testing」の略。コンピュータ上で実施する試験のこと。

*ICT【P25, 29, 34, 44, 50】

「Information and Communication Technology」の略。「情報通信技術」のこと。インターネットを活用した情報共有を実現する技術の総称。

*CSサポーター【P45】

地域連携教育の推進に向け、県立高校等に配置され、配置校におけるコーディネーター及び学校運営協議会の開催・運営に係る庶務等を行う者のこと。

*CSチーフ【P45】

地域連携教育の推進に向け、県内7エリアに配置され、配置校におけるコーディネーターと配置エリアのCSサポーター及び市町教育委員会への助言・支援等を行う者のこと。

*SNS【P19, 28, 38, 53, 83】

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士がインターネット上で交流できる会員制サービスのこと。

あ行

*あいサポート運動【P26】

誰もが、多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくっていくことを目的とした運動のこと。

*愛着【P40】

子どもが怖くて不安な時などに身近な大人（愛着対象）がその気持ちを受け止め、子どもの心身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台のこと。子どもが自分や社会への基本的な信頼感を得るために

欠くことのできないものであり、こどもの自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体を発達させていくもの。

***新しい社会的養育ビジョン【P40】**

2016（平成28）年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されたことから、この改正法の理念を具体化するため、有識者による検討会でとりまとめられたもの。

***預かり保育【P25】**

幼稚園（公立・私立）において、教育時間の前後や長期休業中などに、園児を対象に実施する保育のこと。

***新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン【P39】**

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）や「児童虐待防止対策のさらなる推進」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を引き続き計画的に進めるため、国が「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に代わり策定したもの。対象期間は2023（令和5）年度～2027（令和8）年度。

***イクボス【P48, 49】**

部下のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。

***一般事業主行動計画【P48, 82】**

2005（平成17）年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、企業が、子育てをしている労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備などの取組を行うために策定する計画のこと。現在、常時雇用する労働者が101人以上の企業に策定が義務付けられ、その他の企業は努力義務となっている。

他に、2016（平成28）年4月に施行された「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画もある。

***一時預かり【P25, 36, 86】**

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うもの。

***一時保護所【P39, 43, 88, 90, 91】**

児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設のこと。

***医療的ケア児【P10, 11, 26】**

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童のこと。

***インクルーシブ【P24, 55】**

「包摂的な」「包容する」を意味する言葉で、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わりなく、誰もが分け隔て無く社会に受け入れられる概念のこと。

***インクルーシブ教育システム【P25, 31】**

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

***インターンシップ【P30, 31, 37, 87】**

大学生や高校生などが働くことに関する理解を深めるため、在学中に、企業等で一定期間、就業体験を行うこと。

***ウェルビーイング【P13, 33, 52, 82】**

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。

***う蝕【P27】**

歯に生じたむし歯のこと。また、う蝕のある歯を「う歯」又はう蝕歯と呼ぶ。

***横断歩道ハンドサイン運動【P56】**

信号機のない横断歩道において歩行者、運転者がハンドサインを実施することで、双方の意思を明確にし、横断歩道における歩行者の安全確保及び運転者による歩行者優先意識の高揚を図る運動のこと。

***お父さんの育児手帳【P50】**

男性の育児参加に対する意識を高め、育児参加を促し、誰もが安心して生み育てられる環境づくりを推進していくことを目的として、2014（平成26）年度から、県内各市町において、母子健康手帳と併せて配布している手帳のこと。

***大人が一人（子どもがいる現役世帯の貧困率のうち「大人が一人」の貧困率）【P7】**

現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員全体に占める、等価処分所得が貧困線に満たない当該世帯に属する世帯員の割合のこと。

か行

***輝き女性サポーター【P50】**

女性管理職アドバイザー制度において活動する県が認定した県内事業所の女性管理職のこと。

***架け橋期【P25】**

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生までの2年間のこと。生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるための重要な時期として「架け橋期」と呼んでいる。

***家事から始まる男女共同参画手帳【P50】**

家庭内から女性の活躍を支援するため、男性の家事・育児への参加促進を目的とした冊子のこと。具体的な家事分担について夫婦で考えるきっかけとなるよう、家事&育児分担表などを掲載している。

***学校内子育てひろば【P16, 18, 50, 85】**

未来を担う若い世代が、家庭や子どもを持つことの楽しさや素晴らしさを身近に感じる機会を創出するため、中学校や高等学校の学校内に開設し、乳幼児親子と中学生や高校生が交流する「子育てひろば」のこと。

***家庭の日【P28, 54, 58, 89】**

家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族のきずなを深める取組をするため、毎月第3日曜日を標準として、県民自らが定める日のこと。事業者や民間団体も同様に「家庭の日」を定め、県民の取組の支援に努めるとしている。

***家庭養育優先原則【P40】**

国及び地方公共団体は、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には特別養子縁組や里親・ファミリーホーム等への委託を進め、これらが適当ではない場合には小規模・地域分散化された児童養護施設等での養育を行うこと。児童福祉法第3条の2に規定されている。

***環境学習【P33】**

自然や環境を大切にすることを育み、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することをめざして行われる学習のこと。

***企業内婚活サポーター【P15】**

やまぐち結婚応援企業に登録した企業・団体において、職場のつながりを生かした結婚支援の取組を推進する従業員のこと。

***企業魅力体験プログラム【P17】**

山口しごとセンターと連携し、基礎的能力養成、職場体験、オーディションを組み合わせ合わせた訓練のこと。

***キャリアカウンセリング【P16, 49】**

求職者の適性、職業経験、能力等に応じた職業選択や職業訓練を助言すること。キャリアカウンセリングを行う専門家をキャリアカウンセラーという。

***キャリア教育【P30, 37, 87】**

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

***旧基準【P7】**

OECDの作成基準に基づく相対的貧困率や子どもの貧困率の算出に用いる可処分所得（所得から税金や社会保険料等を差し引いたもので、いわゆる手取り収入に相当する。）について、2015年（平成27年）に改定される前のものこと。

***共生社会【P31】**

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

***グリーン化【P17】**

エネルギー利用効率の改善、物の生産・消費の効率化・削減、人・物の移動の削減などによるCO₂の排出量削減等により、環境負荷の低減を図ること。

***合計特殊出生率【P1, 2】**

その年次の15～49歳までの年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

***口腔ケア【P20】**

本人や介助者が行う口腔清掃に加え、低下した口腔機能に対する機能的なケアも含まれる。プラークコントロールを中心とした口腔内の歯や粘膜、舌や義歯などの汚れを取り除く器質的口腔ケアと口腔機能の維持・回復を目的とした機能的口腔ケアから構成される。

***高等産業技術学校【P17】**

職業能力開発促進法に基づき、県が周南市と下関市に設置している職業能力開発校のこと。企業の即戦力となる技能を習得するための長期間及び短期間の職業訓練を実施している。

***子育て世代包括支援センター【P19】**

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと。

***固定的性別役割分担意識【P10, 11】**

個人の能力や資質とは関係なく、「男は仕事」「女は家庭（家事・育児）」など、性別だけで役割を押し付けたり、向き不向きを決めつけたりする考え方のこと。

***こども家庭ソーシャルワーカー【P39, 46, 93】**

こども家庭福祉実務者の専門性向上を目的に設立された認定資格のこと。こども家庭福祉のさまざまな場所・立ち位置で活用・実践できるソーシャルワークを専門的に学び、こども家庭福祉に係る支援の専門性を担保する。

***子ども家庭ソーシャルワーク教育研究所【P44】**

子ども家庭福祉問題に対応できるソーシャルワークの知識と技術を兼ね備えた子ども家庭支援に携わる専門家の育成を行うための教育研究を行う山口県立大学社会福祉学部の附属機関のこと。

***こども食堂【P35, 37, 87】**

地域にある様々な場所を活用して、全ての子どもが安全で安心して気軽に立ち寄ることができる、食事の提供を通じた居場所のこと。

***こども大綱【P1, 4, 94】**

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるもの。令和5年12月22日閣議決定。

***こども誰でも通園制度【P25】**

保護者の就労要件を問わず、満3歳未満の未就園児が保育所等を月一定時間まで利用できる制度のこと。

***子どもと親のサポートセンター【P32, 34】**

子育て、インターネットに関するトラブル、家庭教育や学校教育等、子どもの教育に関する全般的なことや、いじめ・不登校などについて、子どもや保護者及び教職員に対する相談・支援を行うやまぐち総合教育支援センター内の組織のこと。

***子どもの居場所づくり【P35, 37, 87】**

全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所を提供し、様々な学びや体験活動等の機会の提供を通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、成長・変化を促すことを目的とした活動のこと。

*子どもの権利ノート【P40】

子どもには意見や考えを自由に表現する権利があることや、児童養護施設や里親家庭等での生活の様子、自身の権利を侵害された場合の相談先等を分かりやすく説明する冊子のこと。

*子どもの貧困率【P6, 7】

17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合のこと。

*子ども未来戦略【P4】

「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」ことを基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すもの。令和5年12月22日閣議決定。

*コミュニティ・スクール【P29, 34, 36, 50, 86】

学校運営協議会が設置されている学校のこと。学校運営や学校の課題に対して、保護者や地域住民が参画し、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育を実現していくための仕組みのこと。

さ行

*サテライトオフィス【P17】

企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から名付けられた。

*里親【P38, 40, 43, 46, 87, 88, 90, 91, 92】

さまざまな事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもを、自らの家庭に迎え入れて養育する人のこと。

*里親制度【P40, 46】

保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を、都道府県等が里親に委託する制度のこと。

*里親支援センター【P40, 90, 92】

質の高い里親養育を実現するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭とのマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）を包括的に実施する機関のこと。

*ジェンダー【P10, 11】

これが男らしい、これが女らしいと決めるなど、社会や文化のなかで作られた、性別に対する考え方のこと。

*思春期ほっとダイヤル【P21】

男女問わず、思春期のからだの相談を受けている山口県が設置した専用電話のこと。

相談内容：思春期のからだの相談

相談日時：午前9時30分から午後4時まで 毎日実施（祝日・年末年始を除く）

電話番号：0835-24-1140

相談員：保健師又は助産師

＊市町こども家庭センター【P19, 38, 39】

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を統合した、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関のこと。

＊市町子ども家庭総合支援拠点【P19】

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般への対応や、通所・訪問等による継続的な養育支援等を行うため、市町が設置する支援拠点のこと。

＊市町要保護児童対策地域協議会【P39】

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う地域協議会で市町が設置したもののこと。

＊児童家庭支援センター【P38, 90, 91, 92】

子どもに関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、相談員や心理担当職員など専門の職員が、問題解決に向けて必要な助言や援助等を行う施設のこと。

＊児童虐待【P4, 6, 7, 10, 11, 14, 38, 39】

児童虐待の防止等に関する法律第2条において定義された、保護者からの①身体的暴行、②性的な行為、③長時間の放置などの養育拒否、④心理的外傷を与える言動、の4種類とされている行為のこと。

＊児童心理治療施設【P40】

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設のこと。

＊児童相談所【P6, 7, 28, 32, 38, 39, 40, 46, 90, 91, 93】

児童に関するあらゆる相談に応じるとともに、必要な調査、診断、判定を行い、その結果に基づいて児童やその保護者に対して必要な指導や措置を行う機関のこと。

＊児童養護施設【P25, 38, 39, 40, 46】

保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもに対し、安定した生活環境を整え、生活指導、学習指導等を行い養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設のこと。

＊社会的養護【P10, 11, 14, 40, 41, 43, 88, 90】

保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。

＊社会的養護自立支援拠点【P41, 93】

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった

者の孤立を防ぎ、必要な支援につなげるため、生活支援や就労支援、関係機関との連絡調整を行う機関のこと。

***周産期医療【P14, 19, 21】**

妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のこと。

***住宅確保要配慮者【P24】**

高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する方のこと。

***主任児童委員【P39, 46, 53】**

児童委員との連絡調整及び児童委員の活動に対する必要な援助・協力、地域の児童健全育成活動に対する支援等を行う者のこと。厚生労働大臣が任命する。

***就職サポーター【P30】**

就職相談、求人開拓など、就職支援を行う非常勤職員のこと。

***小児慢性特定疾病【P27】**

児童等が当該疾病にかかっていることで、長期にわたり療養を必要とし、その生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定めるもの。

***少年安全サポーター【P28, 57】**

市教育委員会等を拠点に、いじめ等の学校における少年の問題行動への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言を行うなど、教育現場と警察とのパイプ役として活動する専門職員のこと。

***ショートステイ【P25, 36, 38, 86】**

疾病、疲労等により、保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要になった場合等に、児童養護施設等において、一定期間（通常、7日間以内）、養育・保護を行うもの。

***初期救急【P27】**

入院や手術を必要としない患者への医療提供のこと。休日夜間急患センターや地元医師会の医師が当番で実施する在宅当番医によって行われる。

***食生活改善推進員【P19】**

市町が開催する養成講座を修了し、地域において食生活改善を中心に健康づくりのためのボランティア活動に取り組む者のこと。

***女性管理職アドバイザー制度【P50】**

県内事業所における女性管理職の登用を促進するため、県が民間で活躍する女性管理職をアドバイザーとして認定し、事業所の枠を超えて、女性管理職のロールモデルとして、他社の社員への相談支援等のサポートを行う制度のこと。

***女性健康支援センター【P21】**

思春期から更年期に至る女性に対し、思春期、妊娠、出産、更年期等の各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導を行う機関のこと。

***自立援助ホーム【P41】**

義務教育を終了し、児童養護施設を退所した児童等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、援助が必要な児童に対し、日常生活上の援助や生活指導等を行うための施設のこと。

***新基準【P7】**

OECDの作成基準に基づく相対的貧困率や子どもの貧困率の算出に用いる可処分所得（所得から税金や社会保険料等を差し引いたもので、いわゆる手取り収入に相当する。）について、2015年（平成27年）に改定された後のものこと。従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの。

***スクールガード【P55, 57】**

児童生徒の登下校時の安全を見守る学校安全ボランティアのこと。

***スクールカウンセラー【P34, 41, 46】**

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う心の専門家のこと。

***スクールソーシャルワーカー【P24, 32, 34, 41, 46】**

社会福祉等の専門的知識や技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門家のこと。

***スクールロイヤー【P34】**

法的側面からのいじめ予防教育の実施や学校における法的相談に対応する弁護士のこと。

***成育医療等基本方針【P20】**

成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを達成するため、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）第11条第1項の規定に基づき、成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向等について定めたもの。なお、成育過程とは、出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程をいう。

***先天性代謝異常等の疾患【P27】**

生まれつき体の中の栄養素を代謝するしくみや、ホルモンを作るしくみに異常があり、知らずに放置すると、臓器障害や知的障害、活気不良や成長障害などが起こる病気のこと。

***総合周産期母子医療センター【P21】**

母体・胎児集中治療管理室（MFICU）や新生児集中治療室（NICU）等を備え、全県において、リスクの高い妊産婦や新生児への高度な医療の提供を行う、周産期医療の中核となる施設のこと。

***相対的貧困率【P7】**

貧困線（等価処分所得の中央値の半分の額）を下回る等価処分所得（世帯の可処分

所得（収入から税金・社会保険料等を除いた手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合のこと。貧困線とは、等価処分所得の中央値の半分の額をいう。

*ゾーン30プラス【P55】

市街地等の生活道路及び通学路における歩行者等の安全を確保するため、最高速度30 km/hの区域規制と道路管理者による物理的デバイスの設置を組み合わせ、より効果の高い対策を実施する区域のこと。

た行

*体育授業マイスター制度【P29】

小学校体育科授業において高い指導力を有する教員を「体育授業マイスター」に任命し、学校に派遣する制度のこと。

*大学リーグやまぐち【P31】

山口県内全ての大学、短期大学や県等が相互に連携し、県内大学等の魅力や地域貢献力の向上、若者の県内定着を図ることを目的として、2016年（平成28年）に設立された団体のこと。2020年（令和2年）8月に全高等専門学校、経済団体、支援機関等の参画を得て、地域連携プラットフォームとして再構築している。

*代替養育【P40, 91】

社会的養護には保護者と子どもを分離している場合と分離していない場合の両方を含むが、分離している場合を特に代替養育と呼ぶ。

*誰もが活躍できるやまぐちの企業【P49】

長時間労働の縮減や仕事と生活の両立支援に積極的に取り組み、若者、女性、高齢者、障害者等多様な人材が活躍できる職場環境づくりに成果を上げている企業として、認定された企業のこと。2017（平成29）年8月制度創設。

*地域型保育事業【P24, 59】

保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業のこと。

*地域学校協働活動【P32, 45】

地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

*地域協育ネット【P34, 37, 45, 87】

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組みのこと。

*地域子育て支援拠点【P19, 25, 45, 52, 53】

地域において、子育て親子の交流や相談・助言、情報提供等を行う子育て支援の拠点となる施設のこと。地域に身近な保育所などで子育てに関する相談や若い母親などの育児サークルを支援する、地域の児童環境づくりにおける子育て支援の中核的な施設。

***地域子ども・子育て支援事業【P25】**

2015（平成27）年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づくもの。地域の実情に応じた子育て支援の充実を図るため、施設型給付とは別に、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業など13の事業として市町村が実施している。

***地域周産期母子医療センター【P21】**

産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、地域において、周産期に係る比較的高度な医療の提供を行う施設のこと。

***デジタル人材【P30】**

AIやIoT、5Gなど未来技術（Society5.0の実現に向けた技術）を活用し、地域課題を解決・改善等する人材のこと。

***デュアルシステム【P17】**

座学と企業実習を組み合わせた職業訓練のこと。

***テレワーク【P14, 48, 49】**

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

***登下校防犯プラン【P57】**

2018（平成30）年5月に、新潟市において下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生したことを受け、登下校時の総合的な防犯対策の強化に向けて、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において2018（平成30）年6月にまとめられたもの。

***特定妊婦【P38, 91】**

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

***特別養子縁組【P40, 43, 88, 91】**

何らかの理由で実親（生みの親）が育てられない子どものために、実親との法的な親子関係を解消し、養親（育ての親）との新たな親子関係を始める制度のこと。

***トワイライトステイ【P25, 36, 38, 86】**

仕事等により、保護者が平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、児童養護施設等において、一定期間保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの。

な行

***ナナメの関係【P33】**

保護者でも教師でもない第三者と子どもとの新しい関係のこと。

***二次救急【P27】**

入院や手術を必要とする患者への医療提供のこと。複数の病院が当番日を決めて実施する病院群輪番制病院や、病院の施設や機能を地域の医師に開放し、地元医師会の協力により実施する共同利用型病院によって行われる。

***乳幼児突然死症候群（SIDS）【P27】**

それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡する病気のこと。原因はわかっていない。日本では、およそ6,000人～7,000人に1人の赤ちゃんがこの病気で亡くなっていると推定される。生後2ヶ月から6ヶ月に多く、まれに

1歳以上でも発症することがある。

*認定こども園【P24, 54, 59, 60, 61, 62】

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設のこと。

*妊よう性温存【P21】

がん治療により妊よう性（妊娠するための力、生殖機能）が低下することがあるため、将来の妊娠・出産の希望を残せるよう、卵子や精子の凍結等の医療を行うこと。

*ノンステップバス【P54, 58, 89】

バスの前扉から後扉の間の床面にステップ（段差）の構造のないバスのこと。

は行

*ハイリスク妊産婦・新生児【P21】

妊娠高血圧症候群、多胎妊娠等産科管理の必要な妊産婦や早産児や低出生体重児など発育・発達過程において何らかの問題が生じる可能性のある新生児のこと。

*発達支持的生徒指導【P34】

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。

*母親クラブ【P28, 53】

「まちの子はみんなわが子」をスローガンにして、地域における子どもの健全育成や子育て支援などに取り組む地域活動組織のこと。

*ひきこもり地域支援センター【P29】

ひきこもり本人や家族等からの相談対応や支援、地域における支援体制の整備を行う機関のこと。精神保健福祉センター及び各保健所に設置。

*病児保育【P25, 36, 86】

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業のこと。

*ファミリーサポートセンター【P25, 45】

育児の援助を受けたい会員と育児サービスを提供できる会員による有償の相互援助活動を行う組織のこと。

*ファミリーホーム【P40, 43, 88, 90, 91, 92】

経験豊かな里親や児童養護施設等の職員経験を有する養育者が、その住居に最大5名または6名の子どもを迎え入れて養育する事業のこと。

*フィルタリング【P28, 57】

違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスのこと。

*福祉総合相談支援センター【P39】

中央児童相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センターを統合した福祉に関する総合的な相談・支援機関のこと。

*不妊専門相談センター【P21】

将来子どもを持ちたい夫婦やカップルに対し、不妊症に関する医学的・専門的な相

談や不妊症による心の悩み等について医師・助産師等の専門家が相談に対応したり、診療機関ごとの不妊治療の実施状況などに関する情報提供を行う機関のこと。

***ふれあい教育センター【P26, 32, 34】**

発達に不安や心配のある子どもの家庭教育や就学、特別支援教育等について、子どもや保護者及び教職員に対する相談・支援を行うやまぐち総合教育支援センター内の組織のこと。

***プレコンセプションケア【P11, 20】**

男女ともに早い時期から性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、将来のライフプランを考えて健康管理を行うよう促すこと。

***放課後子ども教室【P25, 35】**

放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域住民等との交流活動、学習などの取組を実施するもの。

***放課後児童クラブ【P25, 35, 36, 45, 86】**

保護者が就業などで昼間家庭にいない小学生に、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る施設のこと。

***保護者支援プログラム【P39】**

児童相談所において、児童虐待を行った親に対して、親子関係再構築支援の一環として実施しているプログラムのこと。様々な手法がある。

***母子・父子自立支援員【P42】**

母子・父子家庭及び寡婦に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う者のこと。

***母子家庭等就業・自立支援センター【P42】**

母子家庭の母等に対して、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行う施設のこと。

***母子生活支援施設【P42】**

母子を保護するとともに、母子の家庭生活に応じ、就労、家庭生活及び子どもの教育に関する相談や助言を行い、自立を支援する施設のこと。

***母子父子寡婦福祉資金【P42】**

母子・父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の増進を目的とした貸付金のこと。資金の申込み等は居住地の市町を通じて実施。

***母子保健推進員【P19, 20, 46, 53】**

地域に密着した母子保健事業を推進するために、市町から委嘱を受け、乳幼児の家庭訪問や健診のサポート、子育てサークルの開催など、市町における母子保健推進活動を行う者のこと。

ま行

***マタニティマーク【P20】**

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼び

かけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進する。

***まちかどネウボラ【P19, 22, 85】**

地域子育て支援拠点のうち、母子保健相談機能を強化するため、研修受講など一定の要件を満たしたものに対し、県が認定したもの。

***学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）【P34】**

不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保のため、不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校のこと。

***民生委員・児童委員【P19, 52】**

住民福祉を推進するため、生活に困っている人、高齢者、児童、障害者、母子・父子家庭などの様々な相談や調査、援助活動をする者のこと。厚生労働大臣が委嘱する。

や行

***やまぐち型家庭教育支援チーム【P32, 37, 87】**

概ね中学校区において、家庭教育アドバイザー、PTA、地域の子育て経験者等の地域人材で編成された家庭教育支援チームのこと。

***やまぐち型地域連携教育【P32】**

（義務教育段階）コミュニティ・スクールが核となり、本県独自の地域協育ネットの仕組みを活かして、各中学校区で地域のネットワークを形成し、学校、家庭、地域が連携・協働することにより、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する取組のこと。

***やまぐち型社会連携教育【P32】**

（高校教育段階）「社会に開かれた教育課程」の理念の下、学校・学科の特色や専門性に応じて広く社会と連携し、子どもたちの豊かな学びの実現を支援する取組のこと。

***やまぐち教育応援団【P30】**

社会全体による教育の推進のため、子どもの教育活動を支援する県内の事業所や団体、地域人材等を認証・登録する制度のこと。2008（平成20）年に創設し、2024（令和6）年1月末時点で4,872人の事業所等団員を登録。

***やまぐち結婚応援センター【P14, 15, 18, 85】**

20歳以上の結婚を希望する独身の方の出会いのサポートをするため、2015年度（平成27年度）に県が設立したセンターのこと。愛称は「出逢いませ山口」。

***やまぐち結婚応援企業【P15】**

社会全体で出会いと結婚を応援する気運を高めるため、職場のつながりを生かした縁結びの取組を進め、企業内婚活サポーターを設置する企業・団体で「やまぐち結婚応援企業」に登録した企業のこと。

***やまぐち結婚応援団【P15】**

民間による結婚に向けた出会いの場づくりを促進する取組のこと。趣旨に賛同し、出会いの場づくりを行う団体等を登録し、団体等が実施する出会いの場づくりの情報等をホームページで紹介。

***やまぐち結婚応援パスポート【P15】**

新たに結婚する世帯等に対し、社会全体で結婚を応援する気運を高めるとともに、

新婚夫婦等の経済的負担の軽減を図るため、協賛事業所から優待サービスを受けることができる制度のこと。愛称は「ハピちよるパスポート」。

***山口県居住支援協議会【P23】**

山口県における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的に、地方公共団体、不動産関係団体、県社会福祉協議会等で組織された協議体のこと。

***山口県子ども読書支援センター【P29】**

「山口県子ども読書推進計画」に基づき、県における子どもの読書活動を総合的に推進するため、家庭、地域、学校等における取組を支援する機関のこと。

***山口県子ども・若者支援地域協議会【P29】**

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子どもや若者とその家族に対し、教育や福祉などの関係機関が連携して支援を行うために設置された協議会のこと。

***山口県青少年育成県民会議【P28, 54】**

県、市町、青少年団体等と連携して、青少年の健全育成を目的とした活動を行う組織のこと。体験活動の推進や、心豊かで明るい家庭を目指す「家庭の日」運動、青少年の社会参加活動「少年の主張コンクール」等を実施。

***山口県発達障害者支援センター【P26】**

発達障害児者とその家族に対する専門的相談・助言を行い、発達支援及び就労の支援、関係機関等への情報提供や研修、連絡調整を行う機関のこと。

***山口県もっと育休奨励金【P50】**

企業等における育児休業等取得を促進するとともに、男性の育児休業取得期間の長期化を進めることで男性の育児・家事関連時間を増加させる等、共育での機運を醸成するため、「やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度」により登録した事業者が従業員の育児休業取得を推奨する取組を実施した場合に、当該事業者に対して奨励金を支給する制度のこと。

***やまぐち子育て応援パスポート制度【P52, 82】**

社会全体で子育てを応援するため、18歳未満の子どもや妊娠中の人のいる家庭が、協賛事業所から料金の割引やポイントサービス等を受けることができる制度のこと。

***やまぐち子育て県民運動【P53】**

社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを進めるため、平成15年(2003年)8月から山口県独自に取り組んでいる、県民総参加で子育て支援の輪を広げる運動のこと。

***やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター【P53】**

地域の子育て支援ネットワークを強化し、地域における自主的・主体的な子育て支援活動の促進等を図るため、様々な人材や機関、団体等と連携しながら地域交流やネットワークづくりを促進していく人材として認定された者のこと。

***やまぐち子育て連盟【P14, 52, 82】**

若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てが出来る切れ目ない支援を、やまぐち子育て県民運動として、企業、地域、行政等が、協働して展開する団体のこと。社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図っている。

***やまぐち子ども・子育て応援コンソーシアム【P52】**

子どもと子育てにやさしい社会づくりを推進するために、企業・団体等の分野を超えた連携により、従来の発想にとらわれない幅広い視点から施策の検討を行い、実行するための推進体制のこと。

***やまぐち子ども・子育て応援ファンド【P52】**

民間企業等から寄附を募り、県費と合わせて組成し、子育て支援や子どもの貧困対策等に取り組む団体の主体的な活動に対して助成を実施する基金のこと。

***やまぐち婚活応援隊【P16】**

地域等のつながりを生かした結婚支援の取組を推進するため、独身者やその関係者に対して行政等が実施する結婚支援情報の情報発信を行うボランティアのこと。

***山口しごとセンター【P16, 17, 49】**

全年齢の求職者及びUJI ターン希望者を対象に、個別就職相談・情報提供・職業紹介等の支援を一貫して行うために、県が設置しているワンストップサービスセンターのこと。

***やまぐち女性の活躍推進事業者【P50, 51, 88】**

女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を積極的に行う事業者に対し、広報や必要な情報提供等を通してその活動を支援するための制度に登録した事業者のこと。

***やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度【P48, 52, 82】**

「育児休業取得率 100%」及び「1 箇月以上の育休取得」を推奨する次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、男女ともに希望どおり、育児休業を取得することが当たり前となり、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を登録する制度のこと。令和6年（2024年）2月創設。

***やまぐち働き方改革支援センター【P48, 49】**

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、長時間労働の縮減、女性の活躍促進、若者等の就職支援や職場定着促進等などの幅広い「働き方改革」に係る企業や従業員からの相談にワンストップで対応する窓口のこと。

***やまぐち働き方改革推進会議【P48】**

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、女性の活躍促進、長時間労働の是正その他の「働き方改革」に関する施策を先進的に実施するため、知事をトップに、労働団体、経営者団体、金融機関、大学、学識経験者、行政機関等により設立した組織のこと。

***やまぐち版ネウボラ【P14, 19】**

妊娠期から子育て期まで手厚い支援を行うフィンランドの取組（ネウボラ）を参考に、市町子ども家庭センターを中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を全県で推進する山口県独自の取組のこと。

***ヤングケアラー【P4, 6, 8, 10, 11, 14, 31, 43】**

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

***ユニバーサルデザイン【P54, 55】**

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあら

かじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

***幼児教育アドバイザー【P24】**

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者のこと。

ら行

***ライフデザイン教材【P16】**

未来を担う若い世代が、自らの進路を選択する際、結婚、出産、子育て等のライフイベントも踏まえ、総合的に考えることができるよう、家庭科の授業等で活用できる高校生向けの教材「Life design guide」のこと。2019（平成31）年3月に作成。

***リスクリング【P17】**

業務上必要とされるスキルの大幅な変化に適応するため、必要なスキルを獲得する・させること。

***リモートワーク【P17】**

オフィスから離れた遠隔地で働く勤務形態のこと。

わ行

***ワーク・ライフ・バランス【P48, 49】**

仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て等の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つ健康で豊かな生活ができること。

やまぐち子ども・子育て応援プラン

発行：山口県 健康福祉部

こども・子育て応援局 こども政策課

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

電 話 (083) 933-2740

F A X (083) 933-2759

E-mail a13300@pref.yamaguchi.lg.jp

